



今わたしたちに出来ること  
あなたに続けてほしいこと

3R

Renewable



+



3R+Renewable を  
推進しよう！



寒川町ごみ減量化・資源化啓発キャラクター  
ゴミ野ゲンソウ

## 寒川町一般廃棄物処理基本計画



捨てる前の一呼吸

「もったいない」から始めよう



令和6年(2024年)3月

寒川町



# 目次

計画改定における基本的な考え方 .....	1
1. 計画改定の趣旨 .....	1
2. 計画の枠組み .....	2
第1編  ごみ処理基本計画 .....	4
第1章  ごみ処理の現状と課題 .....	4
1.1  ごみ処理の現状 .....	4
1.2  ごみ処理の課題 .....	22
第2章  ごみ処理の基本方針と減量化・資源化の目標 .....	35
2.1  ごみ処理の基本方針 .....	35
2.2  減量化・資源化の目標 .....	38
第3章  ごみ処理基本計画 .....	40
3.1  施策体系 .....	40
3.2  計画達成のための具体的な取り組み .....	41
3.3  町民・事業者が行う具体的な取り組み .....	47
3.4  将来ごみ量の推計 .....	52
3.5  ごみ処理計画 .....	59
第2編  食品ロス削減推進計画 .....	63
第1章  計画策定の趣旨 .....	63
1.1  計画策定の背景と目的 .....	63
1.2  計画の位置づけ .....	65
1.3  計画期間 .....	65
1.4  計画対象 .....	66
第2章  食品ロスの現状と課題 .....	67
2.1  食品ロスの発生量 .....	67
2.2  食品ロス削減に向けた課題 .....	71
第3章  食品ロス削減推進計画 .....	72
3.1  基本理念及び基本方針 .....	72
3.2  数値目標 .....	72
3.3  施策体系 .....	75
3.4  町民・事業者・行政の役割と取り組み .....	79
第3編  生活排水処理基本計画 .....	84
第1章  生活排水処理基本計画の現状と課題 .....	84
1.1  生活排水処理の現状 .....	84
1.2  生活排水処理施設の状況 .....	86
1.3  し尿及び浄化槽汚泥の状況 .....	90
1.4  し尿処理経費 .....	92
1.5  生活排水処理の課題 .....	93

第2章	生活排水処理基本計画の基本方針と目標 .....	97
2.1	生活排水処理の基本方針 .....	97
2.2	生活排水処理の目標 .....	98
第3章	生活排水処理基本計画 .....	99
3.1	施策の体系 .....	99
3.2	計画達成のための具体的な取り組み .....	100
3.3	生活排水処理人口等の推計 .....	102
3.4	生活排水処理計画 .....	104

本計画に掲載している数値は、小数点以下の端数により合計欄の値と内訳が一致しない場合があります。

# 計画改定における基本的な考え方

## 1. 計画改定の趣旨

寒川町（以下「本町」という。）はこれまで、平成3年（1991年）3月に平成16年（2004年）度为目标年度とした「生活排水処理基本計画」を、平成4年（1992年）2月に平成20年（2008年）度为目标年度とした「ごみ処理基本計画」を策定、平成18年（2006年）3月に、両計画を全面的に見直し、令和2年（2020年）度为目标年度とした「一般廃棄物処理基本計画」（以下「現行計画」という。）を策定しました。その後平成25年（2013年）3月、平成30年（2018年）3月に計画改訂を行い、4R、すなわち、ものを大切に使い廃棄物の発生を抑制するリデュース（発生抑制）、不要なものは受け取らないリフューズ（発生回避）、不要になったものはくりかえし使うリユース（再使用）、分別の徹底により資源を循環させるリサイクル（再資源化）を中心に、廃棄物の適正処理の推進を柱として、廃棄物の減量、再資源化及び適正処理のために、各種の取り組みを推進してきました。

平成30年（2018年）の改訂以降、「2050年カーボンニュートラル」に向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等が掲げられ、廃棄物処理を取り巻く情勢が大きく変化しています。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2に基づく基本方針（令和5年（2023年）6月30日）、第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年（2018年）6月）、廃棄物処理施設整備計画（令和5年（2023年）6月30日閣議決定）では、食品ロスの削減と食品廃棄物の循環や地球温暖化対策の推進・低炭素型社会の実現を重点課題として位置付け、総合的な取組を実施しています。

一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、令和元年（2019年）5月の「プラスチック資源循環戦略」では3R+Renewableの基本原則と6つの野心的なマイルストーンが目指すべき方向性として掲げられ、令和3年（2021年）6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。神奈川県においても、令和5年（2023年）3月に「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」が策定されたところです。

本計画は、現行計画策定から5年を経て、ごみ処理に関する環境の変化や、令和2年（2020年）初頭に始まった新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変化、国及び神奈川県の各種計画の改定等を考慮し改定するもので、本町における循環型社会の構築、3R+Renewableの推進、また生活排水の適正処理等の目標を達成することを目指すものとします。

### ○語句の説明

#### \*一般廃棄物処理基本計画：

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により策定する一般廃棄物処理計画であり、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進等について長期的視点に立った市町村における一般廃棄物処理の基本方針となる計画

#### \*一般廃棄物：

一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほか主に家庭から発生する家庭系ごみ、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみ（図1-2 廃棄物の区分参照）

## 2. 計画の枠組み

### 1) 計画の位置付け

本計画の位置付けは、図 1-1 に示すとおり、本町の計画である「寒川町総合計画 2040」、  
「第3次寒川町環境基本計画」、国、神奈川県及び湘南東ブロックの各種計画との整合を図っ  
ています。

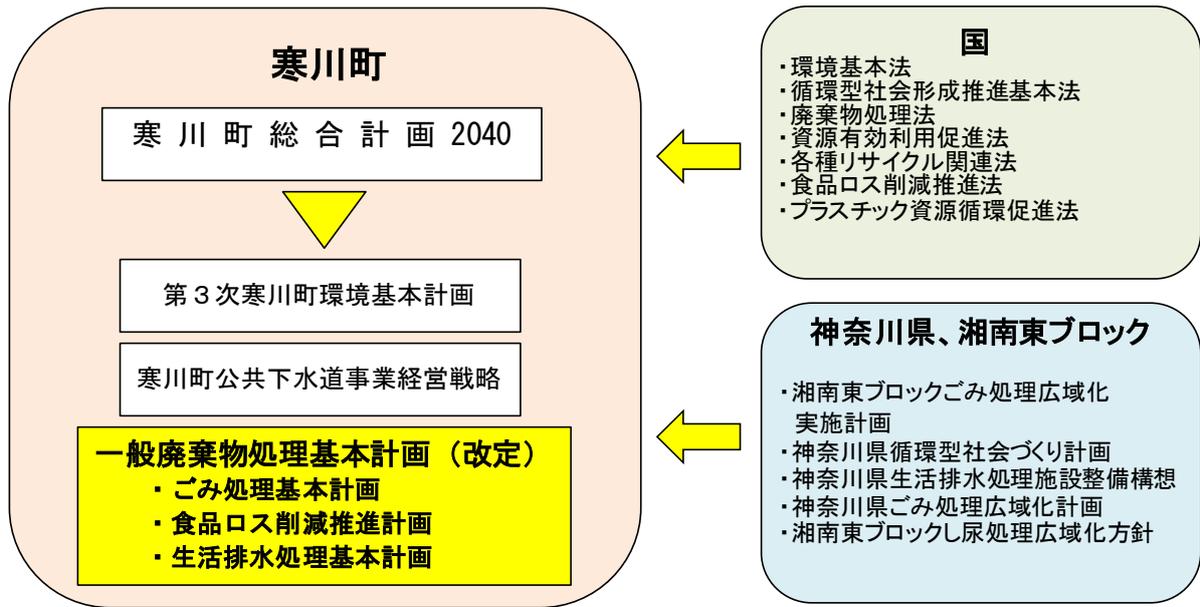


図 1-1 計画の位置付け

#### 参考

一般廃棄物処理基本計画には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法第6条第2項）で、次に掲げる事項を定めることとされています。

- 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実現する者に関する基本的事項
- 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

本町のごみ減量化、資源化啓発  
キャラクター「ゴミ野ゲンゾウ」です。



## 2) 計画の期間

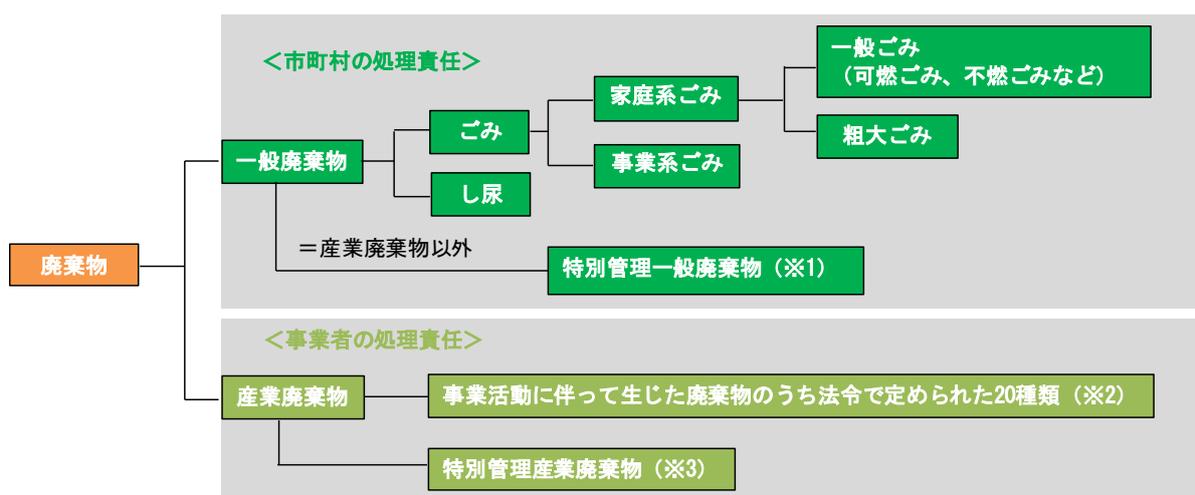
本計画は、寒川町総合計画 2040 に合わせ、令和 6 年（2024 年）度を計画初年度、令和 14 年度（2032 年）を計画目標年度とし、本計画策定から 5 年後には、実情に応じた中間改訂を実施します。

また、本計画で示した目標実現のための施策は、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）の PDCA サイクルによる適切な進行管理のもと遂行します。



## 3) 計画の対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、特別管理一般廃棄物を除く寒川町から発生する一般廃棄物（家庭系ごみ、事業系ごみ及び生活排水）です。



注1：一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

注2：燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

注3：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるもの

(資料：令和 4 年版 環境・資源循環型社会・生物多様性白書)

図 1-2 廃棄物の区分

# 第1編 ごみ処理基本計画

## 第1章 ごみ処理の現状と課題

### 1.1 ごみ処理の現状

#### 1) ごみ処理の概要

令和4年（2022年）度における、本町のごみ処理フローは、図1.1-1に示すとおりです。

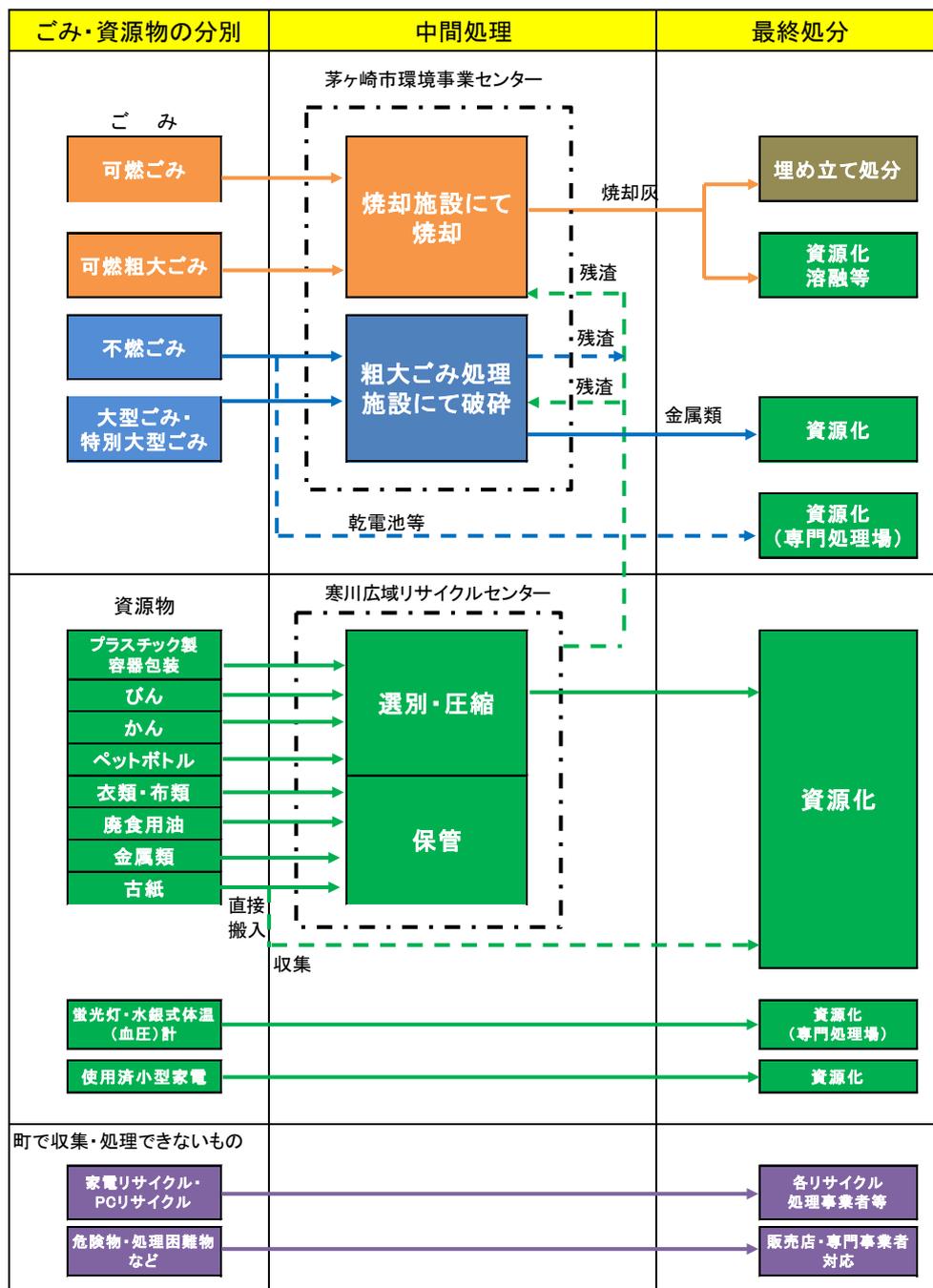


図 1.1-1 ごみ処理フロー

## 2) 分別区分と排出方法

令和4年(2022年)度現在、本町におけるごみの分別区分及び収集体制は表1.1-1に示すとおりです。

家庭系ごみは委託収集、事業系ごみは許可搬入です。また、家庭系ごみ、事業系ごみともに個人及び事業者による直接搬入(事業系ごみは可燃ごみ、可燃粗大ごみ及び資源物のみ(許可制によるが基本的には受入不可)対象)を受け入れています。

また、令和3年(2021年)4月1日、「茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例」が公布され、一般廃棄物処理に関する手数料のうち、環境事業センターに直接搬入される事業系及び家庭系一般廃棄物手数料を令和4年(2022年)4月1日から改定しています。



カン収集の様子

表 1.1-1 ごみの分別区分及び収集体制（令和4年（2022年）度）

分別区分	排出方法	収集方式	収集回収	収集運搬	備考
可燃ごみ	指定収集袋	ステーション	週2回	委託	指定袋 大：35ℓ、20枚入り300円（税抜） 中：20ℓ、25枚入り300円（税抜） 小：10ℓ、30枚入り300円（税抜）
	直接搬入				100kgまでは1,400円 それを超える場合は、10kgを増すごとに140円加算されます
可燃粗大ごみ	ひもで縛る等	ステーション	月1回	委託	50cm×50cm×50cm以下、20kgまでのものは無料
	直接搬入				100kgまでは1,400円 それを超える場合は、10kgを増すごとに140円加算されます
不燃ごみ	透明・半透明の袋等	ステーション	月2回	委託	80cm×50cm×50cm以下、20kgまでのものは無料 乾電池は袋を分けてください
	直接搬入				100kgまでは1,400円 それを超える場合は、10kgを増すごとに140円加算されます
大型ごみ	証紙貼付	電話連絡による引き取り	随時	委託	集積所に出せる基準を超えたもので、2m未満のもの 1点につき寒川町証紙1枚 500円 ※大人2人で持ち運びできる重さのものに限りませ
	直接搬入				100kgまでは1,400円 それを超える場合は、10kgを増すごとに140円加算されます
特別大型ごみ	証紙貼付	電話連絡による引き取り	随時	委託	指定品目であって、一辺の長さが1mを超え2m未満のもの 1点につき寒川町証紙2枚 1000円 （指定品目 タンス、ベッド、ソファ、食器棚、机、サイドボード、書棚、テーブル、ドレッサー（鏡台）、チェスト）
	直接搬入				100kgまでは1,400円 それを超える場合は、10kgを増すごとに140円加算されます
プラスチック製容器包装	指定収集袋	ステーション	週1回	委託	指定袋 大：45ℓ、20枚入り300円（税抜） 小：25ℓ、25枚入り300円（税抜）
	直接搬入				無料（上記指定袋使用）
古紙・衣類布類	古紙はひもで縛る、細かなものは紙袋を使用、布類は透明の袋使用	ステーション	月2回	委託	無料
	直接搬入				無料
びん・かん・ペットボトル・廃食用油・金属類	資源物置場に出す。	ステーション	月1回	委託	無料
	直接搬入				無料
蛍光灯、水銀式体温（血圧）計	蛍光灯は割れないように購入時の箱（紙容器）に入れる。水銀式体温（血圧）計は透明・半透明の袋に入れる。	ステーション	月1回	委託	無料
	直接搬入				100kgまでは1,400円 それを超える場合は、10kgを増すごとに140円加算されます
使用済小型家電	回収ボックスに投入	回収ボックス	随時		投入口（30cm×15cm）に入らないものは、回収できません
事業系ごみ	可燃ごみ	—	契約内容による	許可	契約内容による
	直接搬入				従量制（10kgあたり280円）
	資源物	直接搬入			無料（搬入には一定の要件の下の許可が必要）

注）資源物置場は、収集日当日の朝までに、資源物を入れるコンテナやネットを設置し、資源物置場であることが分かるようになっています。

### 3) ごみの排出量

#### (1) 排出量

本町のごみの系別排出量の推移は、表 1.1-2 及び図 1.1-2 に示すとおりです。令和 3 年(2021 年)度の年間排出量は 13,469 t でした。家庭系は概ね横ばい傾向、事業系は減少傾向にあります。

ごみ排出量全体に占める事業系ごみの割合は平成 28 年(2016 年)度では 21.7%でしたが、令和 3 年(2021 年)度では 19.8%となっています。

表 1.1-2 系別排出量の推移 (単位 : t /年)

項 目	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
家 庭 系 ご み	10,907	10,819	10,684	10,827	10,941	10,806
事 業 系 ご み	3,030	3,009	2,993	3,061	2,827	2,663
排 出 量	13,937	13,828	13,677	13,888	13,768	13,469
総 人 口	48,429	48,423	48,537	48,685	48,847	48,999
家 庭 系 ご み の 割 合	78.3%	78.2%	78.1%	78.0%	79.5%	80.2%
事 業 系 ご み の 割 合	21.7%	21.8%	21.9%	22.0%	20.5%	19.8%

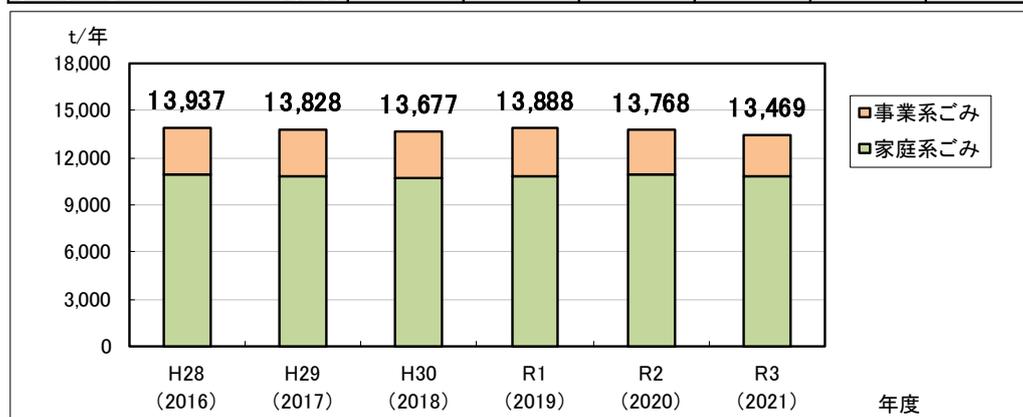


図 1.1-2 系別排出量の推移 (単位 : t /年)

#### ○語句の説明

\*排出量 : ごみ、資源物として排出される処理対象となる量



表 1.1-3 種別排出量の推移（単位：t/年）

項目	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
可燃ごみ	9,514	9,438	9,395	9,520	9,300	9,108
不燃ごみ	1,023	989	965	1,046	1,113	1,035
可燃粗大ごみ	617	605	594	620	665	614
大型ごみ、特別大型ごみ	83	82	89	91	101	95
資源物	2,700	2,714	2,634	2,611	2,589	2,617
排出量	13,937	13,828	13,677	13,888	13,768	13,469

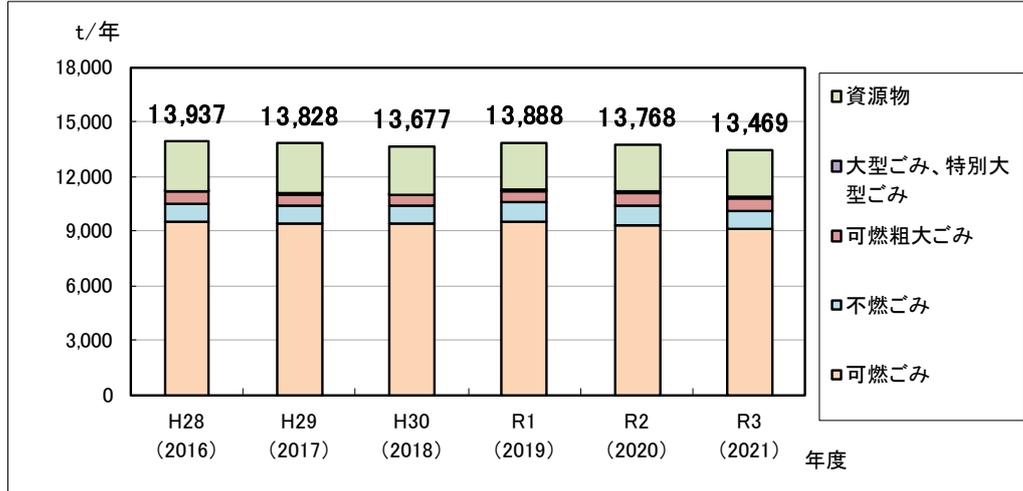


図 1.1-3 種別排出量の推移（単位：t/年）

一人1日当たりの系別排出量の推移は、表 1.1-4 及び図 1.1-4 に示すとおりです。令和3年（2021年）度の一人1日当たり総排出量は753g/人日であり、平成28年（2016年）度の788g/人日から35g/人日減少しています。

表 1.1-4 一人1日当たり系別排出量の推移（単位：g/人日）

項目	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
家庭系ごみ	617	612	603	608	614	604
事業系ごみ	171	170	169	172	159	149
排出量	788	782	772	779	772	753

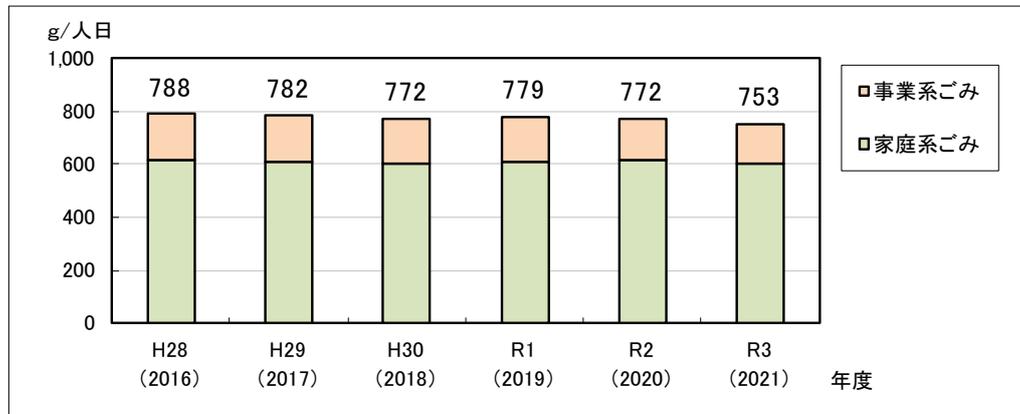


図 1.1-4 一人1日当たり系別排出量の推移（単位：g/人日）

表 1.1-5 一人1日当たり種別排出量の推移（単位：g/人日）

項目	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
可燃ごみ	538	534	530	534	522	509
不燃ごみ	58	56	54	59	62	58
可燃粗大ごみ	35	34	34	35	37	34
大型ごみ、特別大型ごみ	5	5	5	5	6	5
資源物	153	154	149	147	145	146
排出量	788	782	772	779	772	753

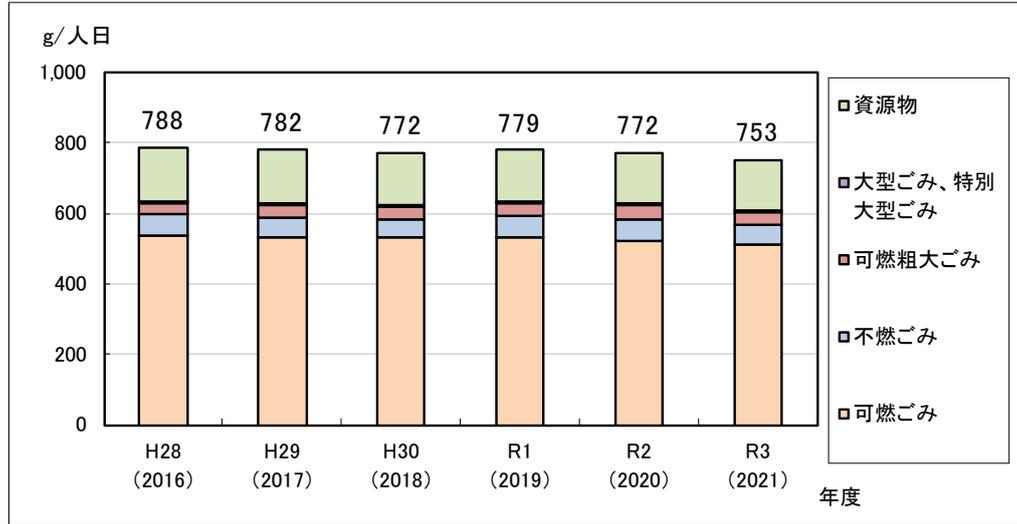
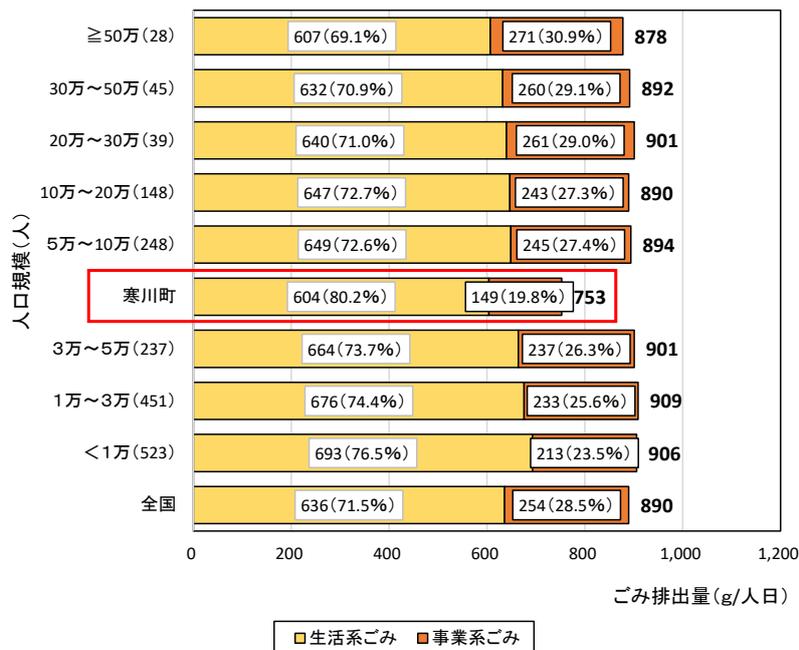


図 1.1-5 一人1日当たり種別排出量の推移（単位：g/人日）

なお、本町の令和3年（2021年）度の一人1日当たりごみ総排出量は、753g/人日であり、同年度の全国平均値（890g/人日）を下回り、良好な水準にあります。



(資料：日本の廃棄物処理令和3年度版

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)

#### 4) 資源化量

本町の資源物排出量の推移は、表 1.1-6 及び図 1.1-6 に示すとおりです。

令和 3 年 (2021 年) 度の資源物排出量は 2,617 t でした。平成 28 年 (2016 年) 度と比較すると、古紙とびん以外の品目は増加しています。また、一人 1 日当たりの排出量は、平成 28 年 (2016 年) 度が 152g/人日、令和 3 年 (2021 年) 度が 154g/人日であり、合計量は減少していますが、1 人 1 日当たりの排出量は増加しています。

表 1.1-6 資源物排出量の推移 (単位 : t/年)

項目	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
古紙(段ボール、パック含む)	1,202	1,186	1,143	1,110	1,111	1,063
衣類布類	258	266	262	268	216	275
びん	269	266	253	242	235	238
かん、金属類	240	251	234	243	245	269
プラスチック製容器包装	599	612	612	617	649	638
ペットボトル	111	109	111	116	114	115
廃食用油	14	15	15	15	19	16
注) その他施設分	7	9	4	0	0	3
資源物合計	2,700	2,714	2,634	2,611	2,589	2,617

※乾電池・蛍光灯は不燃ごみに含まれています。

注) その他施設分は資源物に含んでいます。

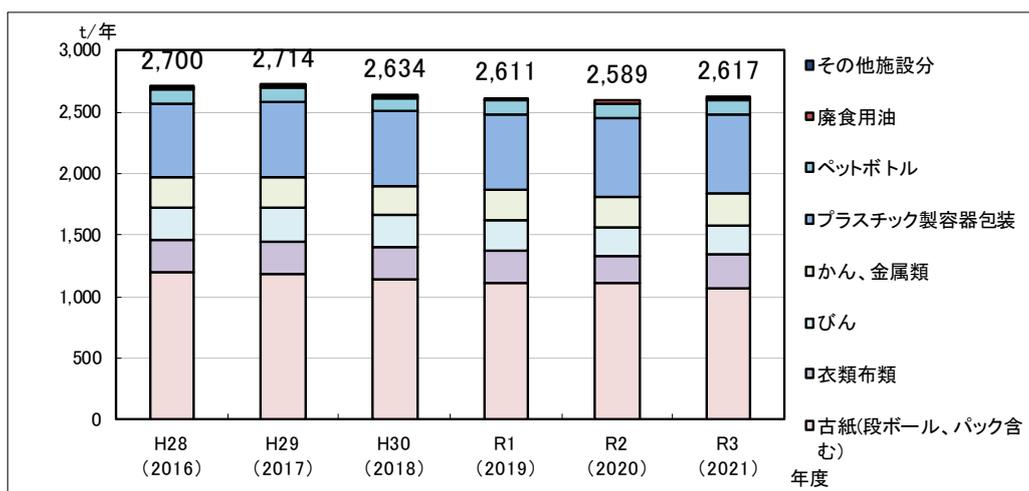


図 1.1-6 資源物排出量の推移 (単位 : t/年)

表 1.1-7 一人 1 日当たり資源物排出量の推移 (単位 : g/人日)

項目	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
古紙(段ボール、パック含む)	68	67	65	62	62	59
衣類布類	15	15	15	15	12	15
びん	15	15	14	14	13	13
かん、金属類	14	14	13	14	14	15
プラスチック製容器包装	34	35	35	35	36	36
ペットボトル	6	6	6	7	6	6
廃食用油	1	1	1	1	1	1
注) その他施設分	0	1	0	0	0	0
資源物合計	152	153	148	147	145	154

※乾電池・蛍光灯は不燃ごみに含まれています。

注) その他施設分は資源物に含んでいます。

次に、資源化量及びリサイクル率の推移は、表 1.1-8 及び図 1.1-7 に示すとおりです。

表 1.1-8 資源化量及びリサイクル率の推移（単位：t/年）

項目	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
直接資源化量	2,626	2,641	2,573	2,553	2,544	2,578
中間処理後再生利用量	1,359	1,352	1,369	1,275	1,230	1,324
その他 (中間処理施設+焼却施設から)	190	214	217	221	207	187
焼却残渣の資源化	1,105	1,063	1,080	981	937	1,027
堆肥化	64	75	72	73	86	110
資源回収量合計	3,985	3,993	3,942	3,828	3,774	3,902
排出量	13,937	13,828	13,677	13,888	13,768	13,469
リサイクル率	28.6%	28.9%	28.8%	27.6%	27.4%	29.0%

注) 本計画は湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画を基に作成しているため、本計画における直接資源化量は、びん、かん、ペットボトル、プラスチック、段ボール、新聞・チラシ、本・雑誌、雑紙（シュレッター含）、紙パック、古布類、廃食用油、金属類、乾電池、蛍光灯合計値です。中間処理後再生利用量は、破砕前回収資源、破砕磁性物、溶融、堆肥化の合計値です。（資料編 p.6）

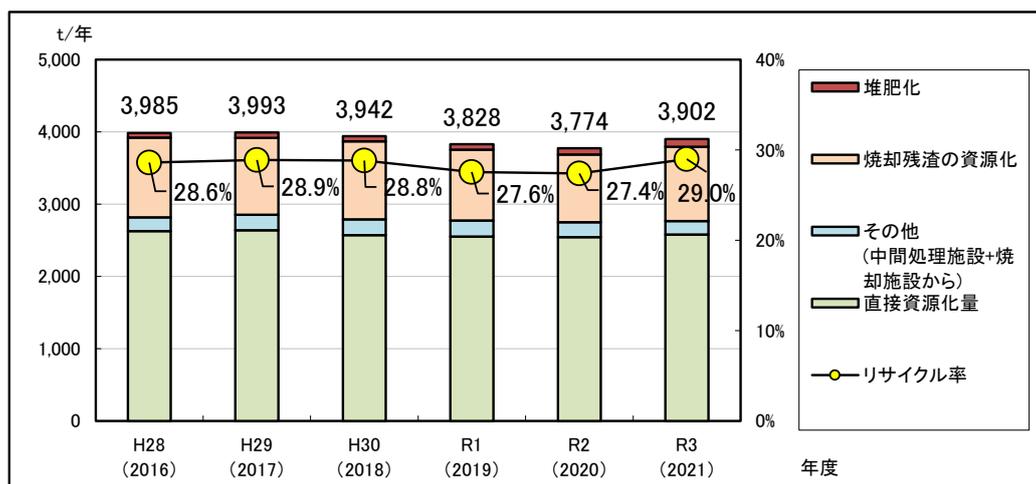


図 1.1-7 資源化量及びリサイクル率の推移（単位：t/年）

○語句の説明

\*直接資源化量：中間処理施設を経ずに再生業者等に直接搬入される量

\*中間処理後再生利用量：資源物、粗大ごみ等を処理した後、鉄、アルミ等を回収し資源化した量

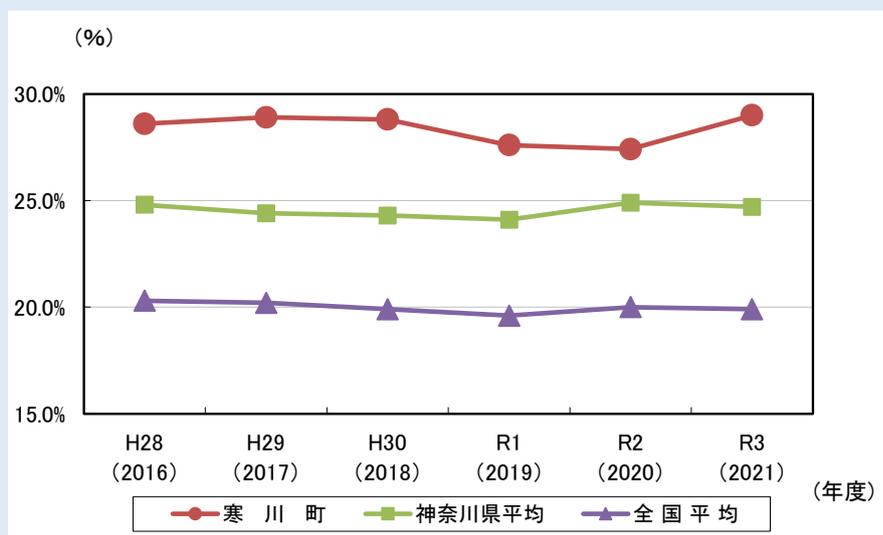
\*リサイクル率：

(直接資源化量+中間処理後再生利用量) / (ごみの総排出量+集団回収量) × 100



## 参考 国及び神奈川県のリサイクル率の推移

項目	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
寒川町	28.6%	28.9%	28.8%	27.6%	27.4%	29.0%
神奈川県平均	24.8%	24.4%	24.3%	24.1%	24.9%	24.7%
全国平均	20.3%	20.2%	19.9%	19.6%	20.0%	19.9%



(資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果)

## 5) 処理量・処分量

本町の可燃ごみ及び可燃粗大ごみは、茅ヶ崎市に処理を委託しています。焼却残渣（焼却灰）は本町で引き取って業者委託により最終処分しています。

不燃ごみ、大型ごみは、平成 26 年（2014 年）度まで一之宮中継所に集積し、業者に処理を委託し、残渣は焼却残渣と同様に業者へ処分を委託していましたが、平成 27 年（2015 年）度以降は、茅ヶ崎市に処理を委託しています。不燃残渣は茅ヶ崎市環境事業センターにて破碎・焼却し、焼却残渣（焼却灰）は業者に処分を委託しています。

資源物は、平成 24（2012 年）年 4 月に稼働を開始した寒川広域リサイクルセンターにて、8 品目（古紙は直接搬入のみ）を処理または保管しています。

なお、寒川広域リサイクルセンターは令和 3 年（2021 年）6 月より、再生可能エネルギー 100%の電力を導入、2050 年までの「二酸化炭素排出実質ゼロ」を推進し、温室効果ガス（二酸化炭素）排出抑制に努めています。

処理量・処分量の推移等は、表 1.1-9～表 1.1-10 及び図 1.1-8～図 1.1-9 に、施設の概要は表 1.1-11 に、処理フローは図 1.1-10 に示すとおりです。

表 1.1-9 焼却処理量の推移（単位：t/年）

項目	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
焼却処理量	11,139	10,992	10,921	11,151	11,031	10,695
可燃ごみ搬入量	9,490	9,404	9,363	9,484	9,258	9,040
可燃粗大ごみ搬入量	617	605	594	620	665	614
し渣	8	7	6	6	6	6
資源残渣量	123	114	109	107	99	96
破碎残渣量	901	862	849	934	1,003	939
焼却残渣量(焼却灰)	421	392	391	390	440	458
焼却残渣率	3.8%	3.6%	3.6%	3.5%	4.0%	4.3%

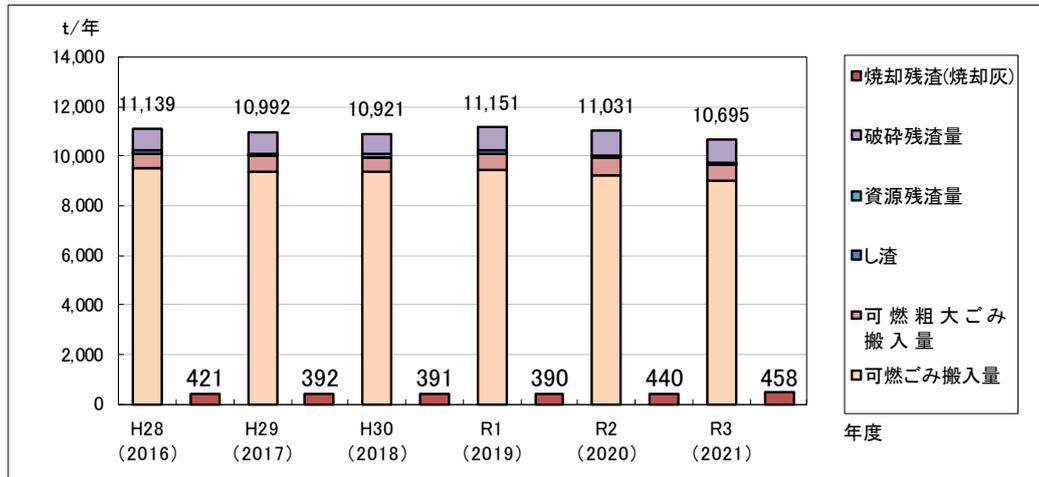


図 1.1-8 焼却処理量の推移（単位：t/年）

表 1.1-10 最終処分量の推移（単位：t/年）

項目	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
最終処分量②	421	392	391	390	440	458
焼却残渣量	421	392	391	390	440	458
一人1日当たり最終処分量 (g/人日)	24	22	22	22	25	26
ごみ処理量①	13,937	13,828	13,677	13,888	13,768	13,469
最終処分率②/①	3.0%	2.8%	2.9%	2.8%	3.2%	3.4%

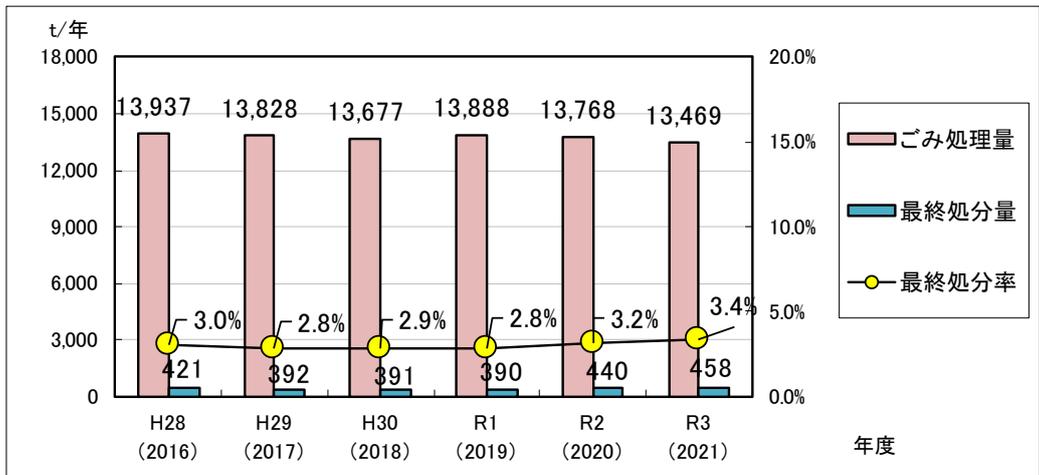


図 1.1-9 最終処分量の推移（単位：t/年）

表 1.1-11 寒川広域リサイクルセンターの概要



施設名称	寒川広域リサイクルセンター
設置者	寒川町
構成市町	寒川町、茅ヶ崎市
所在地	神奈川県高座郡寒川町宮山2524
施工年度	平成24年(2012年)3月
施設規模等	<p>施設規模: 55.5t/日</p> <p>○処理物 びん12.5t/日、かん6.8t/日、ペットボトル6.0t/日、プラスチック製容器包装17.5t/日</p> <p>○保管物 金属類1.2t/日、廃食用油1.0t/日 衣類・布類8.5t/日、古紙類2.0t/日</p>
面積	<p>敷地面積: 12,063.90㎡</p> <p>建築面積: 約2,991㎡(リサイクル棟)</p> <p>延床面積: 約4,199㎡(リサイクル棟)</p>

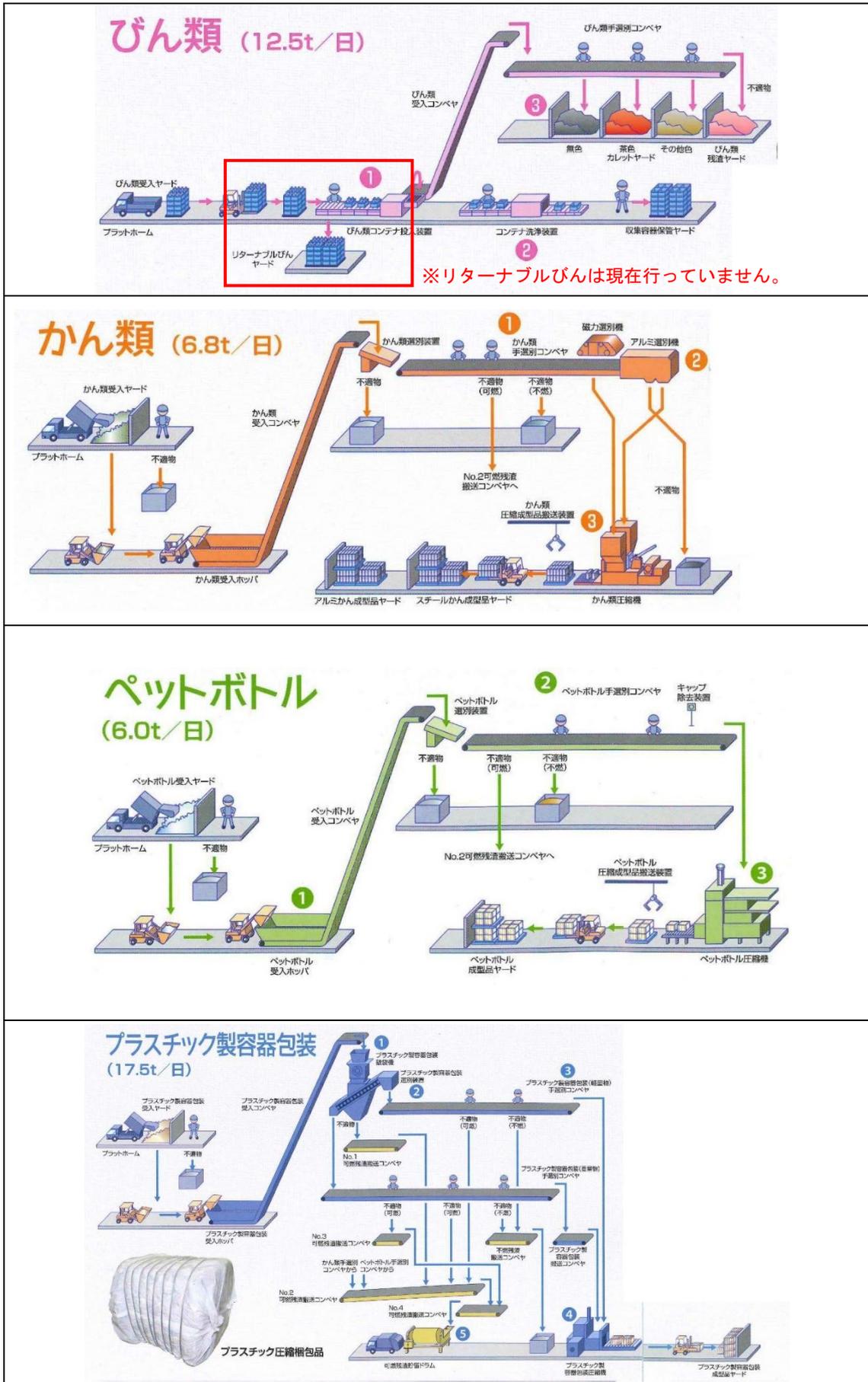


図 1.1-10 寒川広域リサイクルセンター処理フロー

## 6) ごみ質

将来の資源化量、食品ロス推進計画の参考資料を得ることを目的として、令和5年（2023年）度に町内4収集地区（区域1～4）のごみ集積所に排出された家庭系可燃ごみ及び不燃ごみ、許可業者が収集した事業系可燃ごみのごみ組成調査を実施しました。

4収集地区は図1.1-11に示す通りです。

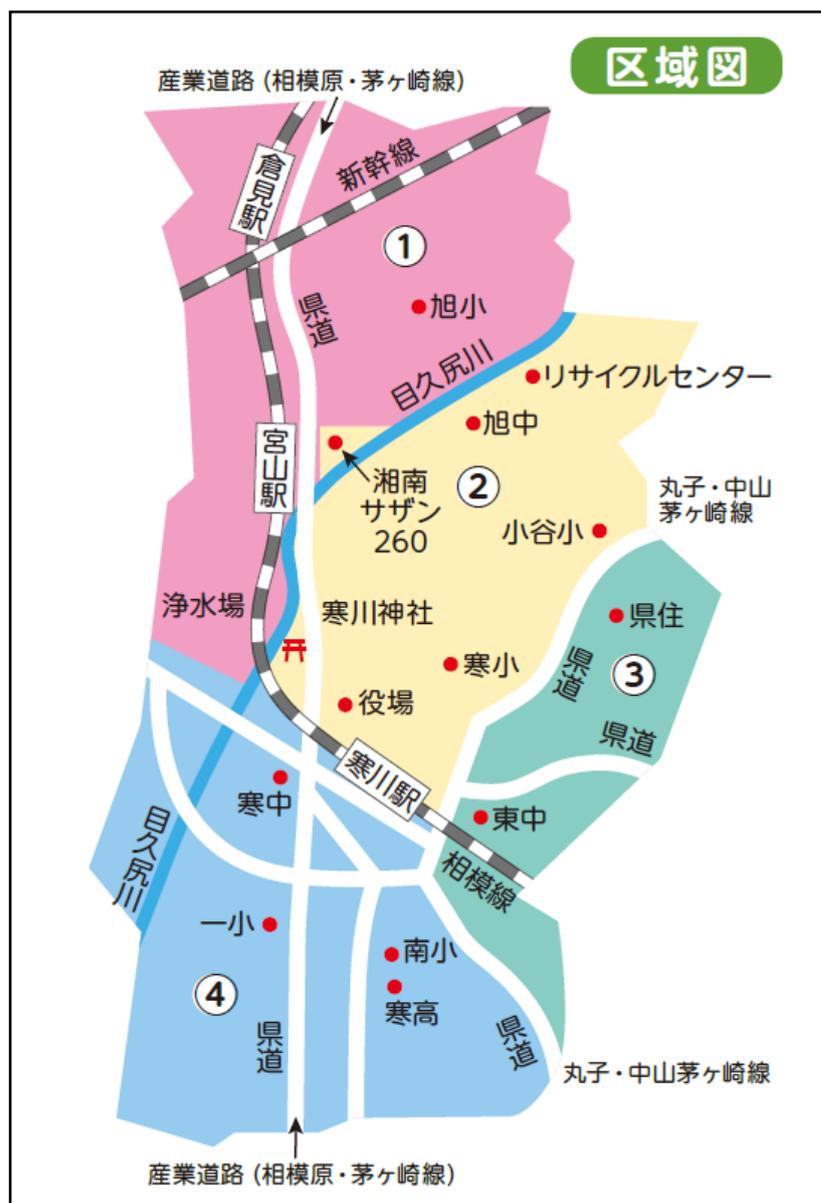


図 1.1-11 寒川町区域図

結果は、図1.1-12～図1.1-14に示すとおりです。詳細分類の結果からは、可燃ごみ及び不燃ごみの資源として分別可能なもの（古紙類等）の混入の程度が分かりました。主な特徴は次のとおりです。

注) 分類項目、組成分析結果の詳細は、資料編に掲載しています。

便宜上事業系ごみを家庭系ごみと同じ分類としています。

【家庭系 可燃ごみ】

- ・本町全体では、食品廃棄物・廃油類（41.93%）、紙類（24.77%）、プラスチック類（硬質、軟質の合計）（15.30%）の順に多く排出されていました。また、可燃ごみの中には、資源として分別可能なものが 22.35%（紙類：9.81%、プラスチック類：8.17%、布類 2.88%等）含まれていました（資料編 11 ページ及び 12 ページ参照）。
- ・食品廃棄物の中に、直接廃棄（手付かず食品）が認められ（写真-1）、可燃ごみ全体の 6.45% を占めていました。
- ・可燃ごみの中には、2.27%の不燃ごみ（鉄類等）が混入していました。

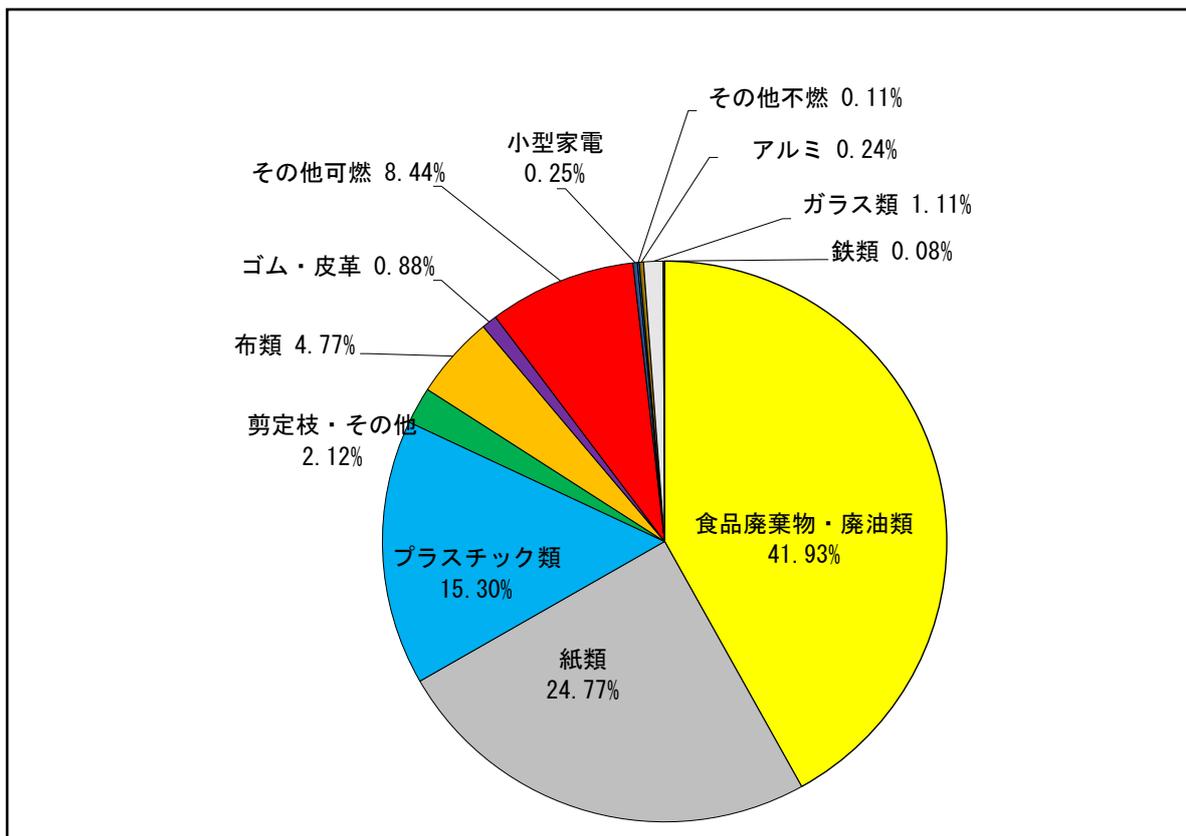


図 1.1-12 家庭系可燃ごみのごみ組成調査結果概要（重量%）



作業状況



写真-1 直接廃棄（手付かず食品）の例

（この写真はごみ組成調査において実際に確認されたものです）

【家庭系 不燃ごみ】

- ・本町全体では、プラスチック（硬質、軟質の合計）類（54.33%）、ゴム・皮革（10.59%）、陶磁器・石（8.75%）ガラス類（8.74%）の順に多く排出されていました。また、不燃ごみの中には、資源として分別可能なものが9.04%（プラスチック類：4.10%、ガラス類：1.88%、小型家電：1.79%等）含まれていました（資料編13ページ及び14ページ参照）。
- ・不燃ごみの中には、6.16%の可燃ごみ（布類等）が混入していました。

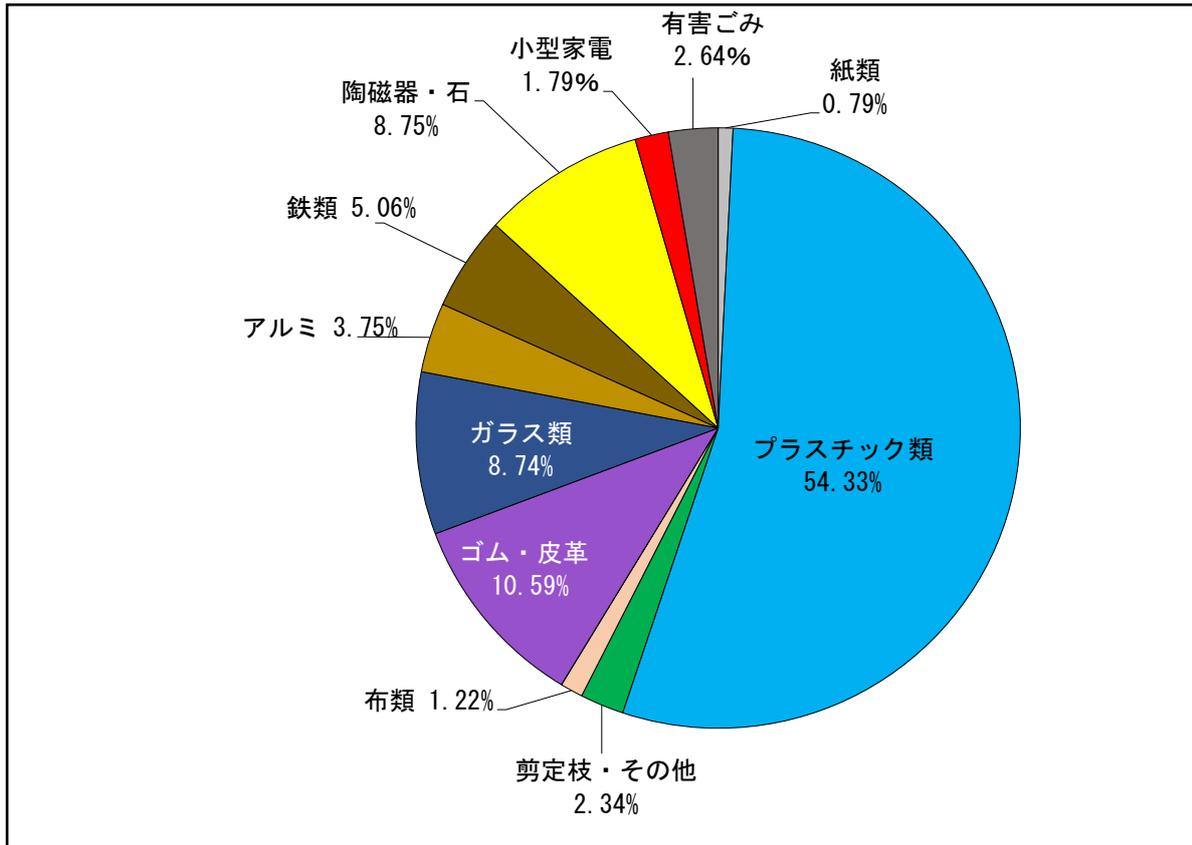


図 1.1-13 家庭系不燃ごみのごみ組成調査結果概要（重量%）

参考 分別を間違えやすい品目

分別を間違えやすい品目

ライター類 (金属製ライターは除く)	蛍光灯	プラマークのある プラスチック製 容器包装類	スプレー缶	カセットコンロ
可燃ごみ	蛍光灯・水銀式 体温(血圧)計	プラスチック製容器包装	かん	金属類

資料：寒川町ホームページ

【事業系 可燃ごみ】

- ・本町全体では、紙類（56.21%）、食品廃棄物・廃油類（22.42%）、プラスチック類（硬質、軟質の合計）（16.25%）の順に多く排出されており、紙類が全体の半数以上を占めていました。また、可燃ごみの中には、一般廃棄物ではないプラスチック類等が含まれていました（資料編 15 ページ及び 16 ページ参照）。
- ・食品廃棄物の中に、直接廃棄（手付かず食品）が認められ（写真-2）、可燃ごみ全体の 0.25%を占めていました。
- ・可燃ごみの中には、0.72%の不燃ごみ（土などのその他不燃等）、収集できないごみ（医療ごみ）が混入していました。

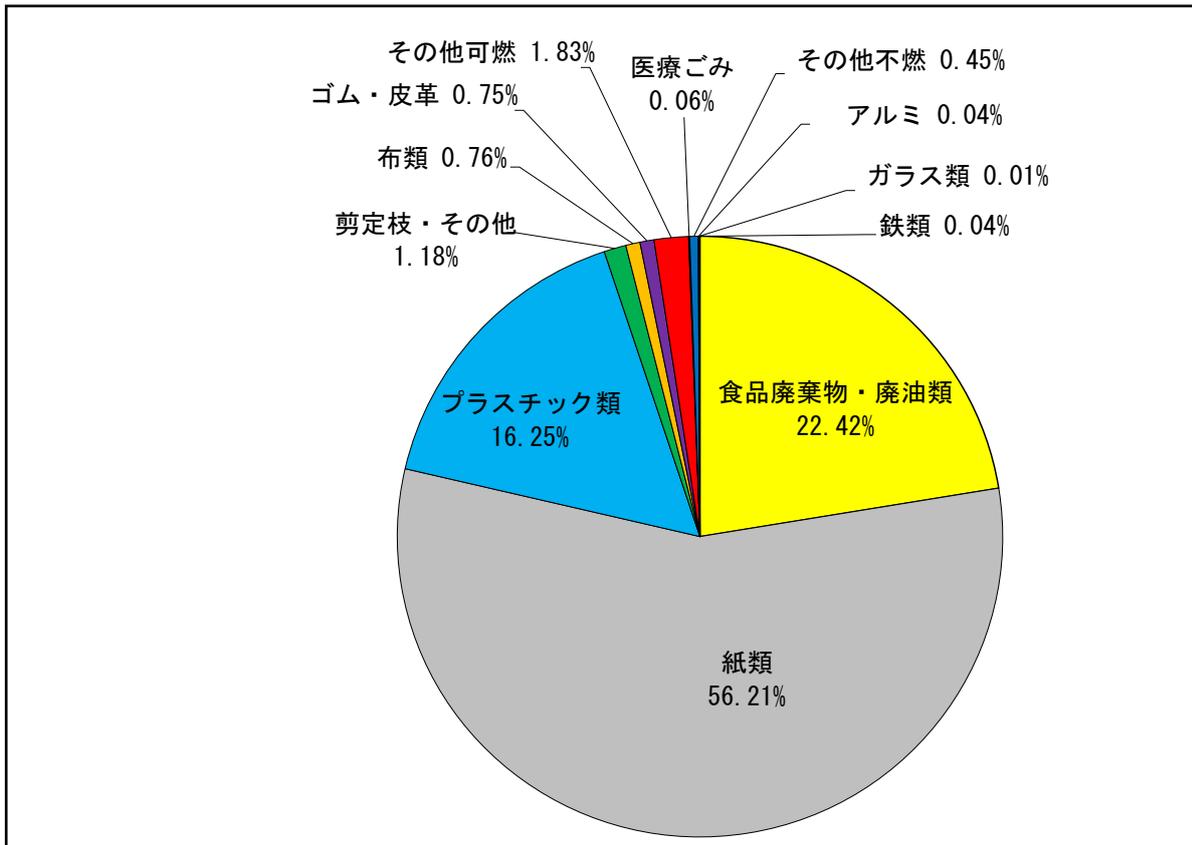


図 1.1-14 事業系可燃ごみのごみ組成調査結果概要（重量%）



作業状況



写真-2 直接廃棄（手付かず食品）の例

（この写真はごみ組成調査において実際に確認されたものです）

## 7) ごみ処理経費

本町のごみ処理経費（処理及び維持管理費）の推移は、表 1.1-12 に示すとおりです。

令和 3 年（2021 年）度の一人当たりの処理経費は 9,930 円、ごみ 1 t 当たりの処理経費 36,125 円でした。

表 1.1-12 ごみ処理経費（処理及び維持管理費）の推移（単位：千円）

項 目		H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
処理 及び 維持 管理 経費	人 件 費	33,334	39,647	43,375	39,789	29,230	31,556
	収 集 運 搬 費	179,368	185,744	186,464	187,808	191,385	191,243
	中 間 処 理 費	304,835	349,332	178,204	196,037	173,659	189,905
	最 終 処 分 費	73,128	70,826	72,077	68,440	68,070	72,794
	車 両 等 購 入 費	0	0	0	0	0	0
	調 査 研 究 費	324	324	295	458	275	319
	そ の 他	594	594	594	4,989	605	714
そ の 他 <sup>※1</sup>	1,239	2,540	0	55	54	37	
合 計	592,822	649,007	481,009	497,576	463,278	486,568	
建 設 ・ 改 良 費 <sup>※2</sup>	174,768	189,553	0	0	727	5,128	
事 業 費 の 合 計	767,590	838,560	481,009	497,576	464,005	491,696	
一 人 当 た り の 処 理 経 費 <sup>※3</sup>	12,321円	13,487円	9,973円	10,285円	9,582円	9,930円	
1 t 当 た り の 処 理 経 費 <sup>※4</sup>	42,557円	46,965円	35,179円	35,828円	33,649円	36,125円	

※1 「その他経費」＝他の項目に分類できない経費

※2 「建設・改良費」＝廃棄物処理施設の新設・改修等に係る経費

※3 「一人当たりの処理経費」＝（合計）／（人口）

※4 「1 t 当たりの処理経費」＝（合計）／（収集・直接搬入された廃棄物総量）

（資料：一般廃棄物処理実態調査結果 環境省廃棄物処理技術情報）

## 参考 寒川町の現状

本町の令和3年（2021年）度における一人1日当たりごみ排出量や処理状況等5項目について、神奈川県平均、全国平均及び県内他町との比較を「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を参考にして実施しました。

結果は以下に示すとおりです。本町は5項目全てにおいて、神奈川県平均、全国平均、県内他町より良い値となっています（注1及び注2参照）。

表 評価の結果 （単位：％）

項目	一人1日当たり ごみ排出量	リサイクル率	最終処分率	一人当たりのご みの処理経費	1 t 当たりごみ 処理費
寒川町	108.06	117.41	158.02	136.20	130.60
全国平均	91.33	80.57	96.30	91.83	100.44
県内他町	92.55	105.26	83.95	90.83	98.37
神奈川県平均	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

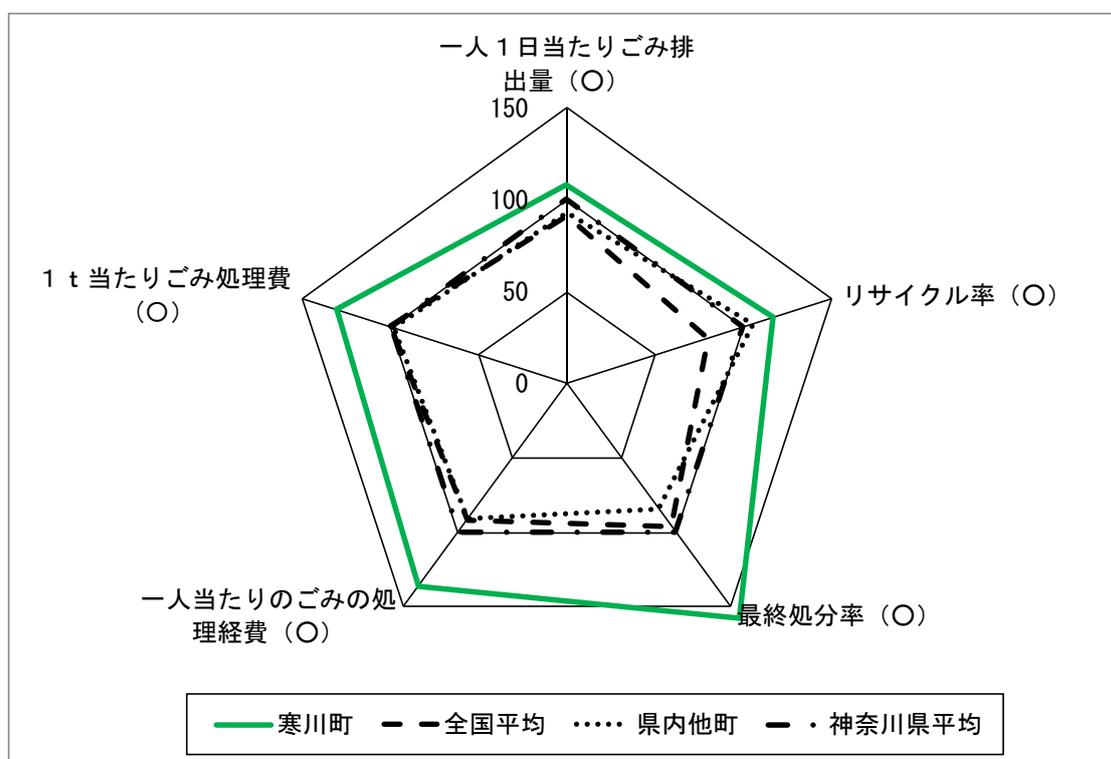


図 評価の結果

注1) 比較は、神奈川県平均（基準値）を100としたときの指標値で表現しました。

100より大きいほど、より良い数値であるということになります。良い数値の項目には「○」をつけています。

注2) 県内他町（参考）は、本町と同等程度の人口を有し、地域環境も似ている町を選択しました。

（資料：一般廃棄物処理実態調査結果 環境省廃棄物処理技術情報）

表 標準的な評価項目（指標）の評価と指数の算出方法

指標	指標化の方法	指標の見方
一人1日当たりごみ排出量 (g/人日)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほどごみ排出量は少なくなる
廃棄物からの資源回収率 (%)	$\text{実績値} \div \text{平均値} \times 100$	指数が大きいほど資源回収率は高くなる
廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる
一人当たり年間処理経費 (円/人年)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど一人当たり処理経費は少なくなる
1t当たり年間処理経費 (円/t年)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど1t当たり処理経費は少なくなる

(資料：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針 環境省)

## 1.2 ごみ処理の課題

### 1) 旧計画の検証

旧計画で設定されている数値目標の検証結果は、表 1.2-1 に示すとおりです。令和 5 年 (2023 年) 度目標値については、最新年度実績値である令和 3 年 (2021 年) 度と比較していません。一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量は目標を達成していますが、一人 1 日当たりごみ排出量、リサイクル率、年間総排出量は未達成です。

#### 目標を達成できなかった主な要因

##### ○ごみ排出量 (一人 1 日当たりごみ排出量)

事業系ごみが減少傾向にあるものの、目標達成までの減量には至らなかった。

人口が予測と乖離し、増加傾向にあったため、ごみ総量の増加につながった。

##### ○リサイクル率

びん等の資源物の軽量化や生ごみの堆肥化の検討が進まなかった。

##### ○推進活動等

コロナ禍の影響により令和 2 年 (2020 年) 度、3 年 (2021 年) 度に推進活動が行えなかった。

表 1.2-1 令和3年（2021年）度における検証結果

項目	単位	令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)	令和5年度 (2023年度)
		実績	目標値	実績	目標
人口	人	48,847	47,709	48,999	47,345
一人1日当たりごみ排出量	g/人日	772	760	753	730
一人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源物除く)	g/人日	468	462	458	458
リサイクル率	%	27.4%	31.4%	29.0%	33.2%
年間総排出量	t	13,768	13,235	13,469	12,650

また、旧計画の具体的取り組みの進捗状況は表 1.2-2 に示すとおりです。

表 1.2-2 具体的取り組みの進捗状況

取り組み	進捗状況	
	A 計画通り	B 遅れている C 見直し必要
1-① リフューズ・リデュースの推進（ごみ発生量の抑制）		
<p>1. 生ごみ処理器を普及推進するための広報拡大</p> 	<p>・ 広報紙（ゴミ野ゲンゾウ見聞録）へ掲載や説明を行った。</p> <p>継続して広報紙（ゴミ野ゲンゾウ見聞録）への掲載、イベントに合わせて説明を行っている。</p>  <p>消滅型生ごみ処理器「キエーロ」</p>	<p>評価 A</p>
<p>2. 電動生ごみ処理機の広報周知</p> 	<p>・ イベントでの啓発活動や寒川町ホームページにて周知を行った。</p>  <p>イベントの様子</p>	<p>評価 A</p>
<p>3. 各種生ごみ処理（器）機のアフターケアや使用説明会開催等ケアの充実</p> 	<p>・ アンケートを実施し、アフターケアを行った。</p> <p>アンケートで「使いにくい、使用しなくなった」と回答された方へ電話で理由を確認し、アフターケアを行った。</p>	<p>評価 A</p>
<p>4. 新たな生ごみ堆肥化装置の検討</p> 	<p>・ 生ごみ堆肥化装置の検討を行った。</p> <p>生ごみ堆肥化施設の視察</p>  <p>視察時の様子</p>	<p>評価 B</p>

取り組み	進捗状況	
	A 計画通り B 遅れている C 見直し必要	
<b>5. 学校給食の残りの堆肥化など、学校での率優先的なごみの減量化</b>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥化、減量化の検討を行った。</li> </ul>	評価 <b>B</b>
	<p>生ごみを豚の餌へリサイクルしている業者との協議を行った。</p> <p>視察時の様子</p>	
<b>6. ごみの減量やごみになりにくい製品（詰め替えボトル等）の利用の普及啓発</b>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寒川広域リサイクルセンターの見学会を継続して行っている。</li> </ul>	評価 <b>A</b>
	<p>令和2年（2020年）度、令和3年（2021年）度と見学会人数の減少となったが、これはコロナ禍の影響によるものである。</p> <p>見学会の様子</p>	
<b>7. マイバック運動の推進</b>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイボトル協定、広報紙にて周知を行った。</li> </ul>	評価 <b>A</b>
	<p>マイボトル協定の一環として、公共施設にウォーターサーバーの設置を進めている。ユニリーバとのモデル事業を実施した。</p>	
<b>7. マイバック運動の推進</b>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパー、町役場、駅前等で啓発活動を行った。</li> </ul>	評価 <b>A</b>
	<p>マイバック運動の様子</p>	

取り組み	進捗状況	
	A計画通り B遅れている C見直し必要	
<b>8. 可燃ごみ及びプラスチック製容器包装の指定袋の継続及び見直し</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃粗大ごみ・不燃ごみの指定収集袋導入に向けて試験運用を実施した。</li> </ul>	可燃用の指定収集袋を不燃ごみと兼用とし、サイズ等についても検討している。  評価  <b>A</b>
<b>9. 直接搬入ごみ及び事業系ごみ料金の見直し</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金の見直しを行った。(令和4年(2022年)4月1日より料金改定)</li> </ul>	○事業系一般廃棄物処理手数料： 10kgにつき240円→280円 ○家庭系一般廃棄物処理手数料： 100kg未満600円、100kgは1,200円、100kg以上10kg増すごとに120円加算 →100kgまで1,400円、100kg以上10kg増すごとに140円加算  評価  <b>A</b>
<b>10. 事業者に対するごみの削減指導の強化(多量排出事業者は計画書を作成)</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所を訪問し、削減の指導を行った。</li> </ul>	令和2年(2020年)度はコロナ禍の影響により事業所への訪問は行っていない。(令和3年(2021年)度、令和4年(2022年)度は実施)    訪問時の様子  評価  <b>A</b>
<b>11. 事業者への意識啓発及び取り組み周知</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスターを作成し、町内の飲食店に掲示。意識啓発に繋がった。</li> </ul>	  啓発用ポスター  評価  <b>A</b>

取り組み	進捗状況																										
	A計画通り B遅れている C見直し必要																										
<b>12. 3010 運動の推進</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業まつりでパネル展を行った。</li> <li>広報紙（ゴミ野ゲンゾウ見聞録）へ掲載。</li> </ul>																										
	 <p>環境省 HP より</p>	<p>評価 A</p>																									
<b>13. 外国人向けのごみの出し方案内</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人向けにごみの出し方の周知をしている。</li> </ul>																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">Things to put out at the garbage collection area (You can also bring it directly to the facility)</th> <th colspan="3">Things to put out in the resource collection area (Collection: Once a month) (You can also bring it directly to the facility)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>Burnable garbage</b> (Once a week) Leftover food, news, newspapers, etc. (not in metal cans, plastic, aluminum, non-computer clothing, clothes, vinyl products, ligatures, etc.) ◆ Use the town-designated collection bag and tie the bag closed.         </td> <td> <b>Burnable large-size garbage</b> (Once a month) Mats, tree branches, tree stumps, cushions, chairs, carpet, etc. (not in plastic, metal, etc.) ◆ Tie it in a transparent or semi-transparent bag.         </td> <td> <b>Unburnable garbage</b> (Once a month) Used appliances (including gas stoves), strong magnets, glass (not melting), tools, knives, etc. (not in plastic, metal, etc.) ◆ Tie it in a transparent or semi-transparent bag.         </td> <td> <b>Bottles</b> All glass bottles (including glass medicinal containers) ◆ Put in the plastic container delivered to the recyclable resource collection area.         </td> <td> <b>Cans</b> Cans containing food and beverage, spray cans ◆ Put in the net container delivered to the recyclable resource collection area.         </td> <td> <b>Plastic PET Bottles</b> Plastic PET bottles, soy sauce, etc. ◆ Put in the net container delivered to the recyclable resource collection area.         </td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <b>Garbage disposal instructions</b> </td> </tr> <tr> <td>           ◆ Remove all moisture from the garbage.            ◆ Break off all sharp ends for reusable garbage sticks, etc.            ◆ Completely drain waste, and salt, and put in the dry waste.         </td> <td>           ◆ Garbage of 10cm (10cm x 10cm) or less up to 20kg can be thrown away. Garbage larger than this can be cut or brought in directly to the facility.            ◆ Shoes and carpets should be folded, not rolled, and tied with springs whose length was not over 1m.         </td> <td>           ◆ Garbage of 10cm (10cm x 10cm) or less up to 20kg can be thrown away. Garbage larger than this can be cut or brought in directly to the facility.            ◆ Sharp knives, blades, scissors, should be reported from your urban/county garbage and put in a transparent, or semi-transparent bag.         </td> <td>           ◆ Remove the caps.            ◆ Rinse with water.            ◆ Remove labels that can be easily peeled off.            ◆ Do not stack above the inner space in the container.            ◆ Quality put items in the container.            ◆ Place metal lids in burnable garbage.         </td> <td>           ◆ Rinse with water.            ◆ Use the contents of spray cans completely and place a lid on the caps.            ◆ Remove labels that can be easily peeled off.            ◆ Do not crush.            ◆ Do not crush.            ◆ Plastic cans are unburnable garbage.         </td> <td>           ◆ Items must have the PET symbol.            ◆ Remove caps and labels.            ◆ Rinse with water and crush flat.            ◆ Plastic items that cannot be cleaned are burnable garbage.            ◆ Caps and labels should be thrown out with other plastics.         </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ごみの出し方 英訳版（抜粋）</p>	Things to put out at the garbage collection area (You can also bring it directly to the facility)			Things to put out in the resource collection area (Collection: Once a month) (You can also bring it directly to the facility)			<b>Burnable garbage</b> (Once a week) Leftover food, news, newspapers, etc. (not in metal cans, plastic, aluminum, non-computer clothing, clothes, vinyl products, ligatures, etc.) ◆ Use the town-designated collection bag and tie the bag closed.	<b>Burnable large-size garbage</b> (Once a month) Mats, tree branches, tree stumps, cushions, chairs, carpet, etc. (not in plastic, metal, etc.) ◆ Tie it in a transparent or semi-transparent bag.	<b>Unburnable garbage</b> (Once a month) Used appliances (including gas stoves), strong magnets, glass (not melting), tools, knives, etc. (not in plastic, metal, etc.) ◆ Tie it in a transparent or semi-transparent bag.	<b>Bottles</b> All glass bottles (including glass medicinal containers) ◆ Put in the plastic container delivered to the recyclable resource collection area.	<b>Cans</b> Cans containing food and beverage, spray cans ◆ Put in the net container delivered to the recyclable resource collection area.	<b>Plastic PET Bottles</b> Plastic PET bottles, soy sauce, etc. ◆ Put in the net container delivered to the recyclable resource collection area.	<b>Garbage disposal instructions</b>						◆ Remove all moisture from the garbage. ◆ Break off all sharp ends for reusable garbage sticks, etc. ◆ Completely drain waste, and salt, and put in the dry waste.	◆ Garbage of 10cm (10cm x 10cm) or less up to 20kg can be thrown away. Garbage larger than this can be cut or brought in directly to the facility. ◆ Shoes and carpets should be folded, not rolled, and tied with springs whose length was not over 1m.	◆ Garbage of 10cm (10cm x 10cm) or less up to 20kg can be thrown away. Garbage larger than this can be cut or brought in directly to the facility. ◆ Sharp knives, blades, scissors, should be reported from your urban/county garbage and put in a transparent, or semi-transparent bag.	◆ Remove the caps. ◆ Rinse with water. ◆ Remove labels that can be easily peeled off. ◆ Do not stack above the inner space in the container. ◆ Quality put items in the container. ◆ Place metal lids in burnable garbage.	◆ Rinse with water. ◆ Use the contents of spray cans completely and place a lid on the caps. ◆ Remove labels that can be easily peeled off. ◆ Do not crush. ◆ Do not crush. ◆ Plastic cans are unburnable garbage.	◆ Items must have the PET symbol. ◆ Remove caps and labels. ◆ Rinse with water and crush flat. ◆ Plastic items that cannot be cleaned are burnable garbage. ◆ Caps and labels should be thrown out with other plastics.		<p>評価 A</p>
Things to put out at the garbage collection area (You can also bring it directly to the facility)			Things to put out in the resource collection area (Collection: Once a month) (You can also bring it directly to the facility)																								
<b>Burnable garbage</b> (Once a week) Leftover food, news, newspapers, etc. (not in metal cans, plastic, aluminum, non-computer clothing, clothes, vinyl products, ligatures, etc.) ◆ Use the town-designated collection bag and tie the bag closed.	<b>Burnable large-size garbage</b> (Once a month) Mats, tree branches, tree stumps, cushions, chairs, carpet, etc. (not in plastic, metal, etc.) ◆ Tie it in a transparent or semi-transparent bag.	<b>Unburnable garbage</b> (Once a month) Used appliances (including gas stoves), strong magnets, glass (not melting), tools, knives, etc. (not in plastic, metal, etc.) ◆ Tie it in a transparent or semi-transparent bag.	<b>Bottles</b> All glass bottles (including glass medicinal containers) ◆ Put in the plastic container delivered to the recyclable resource collection area.	<b>Cans</b> Cans containing food and beverage, spray cans ◆ Put in the net container delivered to the recyclable resource collection area.	<b>Plastic PET Bottles</b> Plastic PET bottles, soy sauce, etc. ◆ Put in the net container delivered to the recyclable resource collection area.																						
<b>Garbage disposal instructions</b>																											
◆ Remove all moisture from the garbage. ◆ Break off all sharp ends for reusable garbage sticks, etc. ◆ Completely drain waste, and salt, and put in the dry waste.	◆ Garbage of 10cm (10cm x 10cm) or less up to 20kg can be thrown away. Garbage larger than this can be cut or brought in directly to the facility. ◆ Shoes and carpets should be folded, not rolled, and tied with springs whose length was not over 1m.	◆ Garbage of 10cm (10cm x 10cm) or less up to 20kg can be thrown away. Garbage larger than this can be cut or brought in directly to the facility. ◆ Sharp knives, blades, scissors, should be reported from your urban/county garbage and put in a transparent, or semi-transparent bag.	◆ Remove the caps. ◆ Rinse with water. ◆ Remove labels that can be easily peeled off. ◆ Do not stack above the inner space in the container. ◆ Quality put items in the container. ◆ Place metal lids in burnable garbage.	◆ Rinse with water. ◆ Use the contents of spray cans completely and place a lid on the caps. ◆ Remove labels that can be easily peeled off. ◆ Do not crush. ◆ Do not crush. ◆ Plastic cans are unburnable garbage.	◆ Items must have the PET symbol. ◆ Remove caps and labels. ◆ Rinse with water and crush flat. ◆ Plastic items that cannot be cleaned are burnable garbage. ◆ Caps and labels should be thrown out with other plastics.																						
<b>14. 児童向け環境学習への職員の派遣</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の派遣を行った。</li> </ul> <p>平成 28 年（2016 年）度、平成 29 年（2017 年）度に派遣を行っている。 令和 2 年（2020 年）度はコロナ禍の影響により中止とした。</p>																										
	 <p>環境学習の様子</p>	<p>評価 A</p>																									
<b>15. ごみについての出前講座</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続して出前講座を実施している。</li> </ul>																										
	 <p>出前講座の様子</p>	<p>評価 A</p>																									

取り組み	進捗状況	
	A 計画通り B 遅れている C 見直し必要	
<b>16. エコクッキングの開催</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコクッキングを継続して開催している。</li> </ul> <p>令和2年（2020年）度、令和3年（2021年）度はコロナ禍の影響により中止していたが、令和4年（2022年）度から開催している。</p>  <p>エコクッキング開催時の様子</p>	<p>評価 A</p>
<b>17. 事業者に対する食品廃棄物リサイクルの周知</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所を訪問し、食品廃棄物リサイクルの周知を行った。</li> </ul> <p>令和2年（2020年）度はコロナ禍の影響により事業所への訪問は行っていない。</p>  <p>訪問時の様子（再掲）</p>	<p>評価 A</p>
<b>18. 食品ロス削減などの協力店の推進</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロスポスターの掲示と食品ロス削減への協力を寒川町料理飲食業協会に依頼した。</li> </ul>  <p>啓発用ポスター（再掲）</p>	<p>評価 A</p>

取り組み	進捗状況	
	A 計画通り B 遅れている C 見直し必要	
<b>1-② リユース・リサイクルの推進</b>		
<b>1. フリーマーケットの開催による不用品再利用の推進</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回の開催を継続している。</li> </ul> <p>令和2年（2020年）度、令和3年（2021年）度はコロナ禍の影響により中止していたが、現在は継続している。</p>  <p>フリーマーケット開催時の様子</p>	<p>評価 A</p>
<b>2. 不用品登録制度の推進</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して不用品登録制度を推進している。</li> </ul> <p>寒川町ホームページや公式 LINE での申し込み受付も行っている。</p>	<p>評価 A</p>
<b>3. ごみの出し方についての指導</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールが守られていない方への直接指導や置場での掲示、広報紙（ゴミ野ゲンゾウ見聞録）にて周知を図った。</li> </ul> <p>年3回広報紙（ゴミ野ゲンゾウ見聞録）にて周知を図っている。</p>	<p>評価 A</p>
<b>4. 再生資源や再生事業者についての情報提供</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニリーバとの連携で、容器回収事業を実施した。</li> </ul> <p>容器（シャンプー等）を回収し、リサイクルを行った。 （令和4年（2022年）度環境省のモデル事業 現在も継続中）</p>  <p>回収ボックス</p>	<p>評価 A</p>
<b>5. 廃棄物の再資源化の促進</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設から出る剪定枝の資源化を実施。</li> </ul> <p>家庭から出る剪定枝についても、資源化に向けて収集日を設けることを検討している。</p>   <p>剪定枝資源化視察時の様子</p>	<p>評価 A</p>

取り組み	進捗状況	
	A計画通り B遅れている C見直し必要	
<b>6. 焼却灰の資源化</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等によるリスク分散のため、最終処分場を確保しつつ70%~75%の資源化を実施している。</li> </ul>	
		評価 <b>A</b>
<b>7. 家電リサイクルの推進</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収ボックスでの回収品目数を拡大している。</li> </ul> <p>回収ボックスの設置（8箇所）の他、宅配便を利用した使用済小型家電とパソコンの回収も行っている。</p>	
	 <p>使用済小型家電回収ボックス</p>	評価 <b>A</b>
<b>8. 広報媒体の充実</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の公式LINE（令和4年（2022年）4月開始）、ゴミサクにて情報提供を行っている。</li> </ul>	
	 <p>町の公式LINE 画面</p>	評価 <b>A</b>
<b>9. 寒川広域リサイクルセンターの見学会の実施</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寒川広域リサイクルセンターの見学会を継続して行っている。</li> </ul> <p>令和2年（2020年）度、令和3年（2021年）度と見学人数の減少が見受けられるが、これはコロナ禍の影響によるものである。</p>	
	 <p>見学会の様子</p>	評価 <b>A</b>

取り組み	進捗状況	
	A 計画通り B 遅れている C 見直し必要	
<b>10. 事業系廃棄物の資源化促進</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所を訪問し、削減の指導を行った。</li> </ul> <p>令和2年（2020年）度はコロナ禍の影響により事業所への訪問は行っていない。</p>  <p>訪問時の様子（再掲）</p>	<p>評価</p> <p>A</p>
<b>2-① ごみの適正管理・適正処理</b>		
<b>1. 収集回数の適正化</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集回数の検討を行っている。</li> </ul> <p>令和4年（2022年）2月（田端地区）、11月（大曲一丁目・二丁目地区、宮山地区大規模集合住宅（湘南サザン））においてごみ・資源物収集試験運用及びアンケート調査を実施した。</p>	<p>評価</p> <p>A</p>
<b>2. 廃棄物処理施設の整備</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみ処理施設整備の検討を行った。</li> </ul> <p>粗大ごみ処理施設の整備に向けて取り組みを進めている。</p>	<p>評価</p> <p>A</p>
<b>3. 焼却灰の発生の抑制による最終処分量の減量</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分量は過去6年間で1番高い数値となっているが、災害時によるリスク分散のため、焼却灰の資源化を進めつつ、25～30%を最終処分としている。</li> </ul>	<p>評価</p> <p>B</p>
<b>4. 広域化計画に基づく廃棄物の適正処理の推進</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみ処理施設稼働に合わせた適正処理の検討をしている。</li> </ul> <p>不燃ごみのサイズを茅ヶ崎市の規格と統一することを検討した。試験運用を実施した。</p>	<p>評価</p> <p>A</p>
<b>5. 緊急時・災害時のごみ処理体制</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年（2020年）3月に災害廃棄物処理計画を策定した。</li> </ul> <p>収集日程表にも災害時のごみの出し方について記載し、町民への周知に努めている。</p>	<p>評価</p> <p>A</p>

取り組み	進捗状況		
	A 計画通り B 遅れている C 見直し必要		
<b>6. 不法投棄対策の推進</b>  	<b>・看板の設置、パトロールを継続して行っている。</b>    不法投棄警告看板		評価  <b>A</b>
<b>7. 処理困難物の周知</b>  	<b>・ゴミサク、広報紙（ゴミ野ゲンゾウ見聞録）、公式 LINE にて処理方法の周知を行っている。</b>    町の公式 LINE 画面		評価  <b>A</b>

**参考** プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業





### Unite for Smile. UMILE 湘南東

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町とユニリーバ・ジャパン・カスタマーマーケティング株式会社は、市民・町民の皆様に、UMILEプログラムにご参加いただくことで、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルを推進しています。

**Unite for Smile. UMILE 湘南東とは？**

2市1町、ユニリーバ・ジャパン・カスタマーマーケティング株式会社の4者が協働し、住民の皆様がプラスチックを資源としてリサイクルするために、製造事業者等の自主回収にご協力いただくことを目指す事業であり、環境省事業の支援を受けて本取組によるCO2削減効果の試算等も実施します。

**令和4年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業とは？**

地方公共団体が主体となって製造事業者等と連携して実施する使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクルに係る先進的モデルの形成支援を行うことを目的とした環境省事業です。

**UMILEプログラムとは？**

生活者の皆さまとともに、「プラスチックは資源」があたりまえな未来を目指すプログラムです。「お得にエコ活！」というキャッチコピーのもと、毎日のお買い物や暮らしの中で、「気軽に」かつ「お得に」、プラスチックの使用量削減や循環利用に取り組んでいただけます。

資料：寒川町ホームページ

## 2) ごみ処理の課題

### (1) 排出

- ・ここ6年間でみると、コロナ禍における生活様式が変化する中でも家庭系ごみの排出量はほぼ横ばいで推移しています。  
ごみ組成調査によると、ごみの中に含まれる資源化できるもの（紙類、プラスチック類）や未利用食品の混入が認められるため、分別の徹底を図り、さらなる資源化の推進を図る必要があります。
- ・事業系ごみ排出量は減少傾向にありますが、排出量の減少はコロナ禍の影響によるものが大きいと考えられるため、以前の数値まで増加することが予想されます。  
多量排出事業者への働きかけ等事業系ごみ削減に向けた施策を積極的に実施し、事業所内での産業廃棄物との分別の徹底など減量化・資源化の徹底を図るような施策を実施する必要があります。
- ・不法投棄に関しては、パトロールなどを実施していますが、今後も不法投棄根絶を目指して取り組みを強化していく必要があります。
- ・スプレー缶の穴あけ作業による爆発事故が全国で相次いでいることから、穴を開けずに出せるよう検討していく必要があります。

### (2) 収集・運搬

- ・現在資源物収集日を月1回としていますが、一部の自治会や町民の方々から資源物収集頻度の向上の要望があり、特に、びん・かん・ペットボトルの収集の頻度の向上については、改善に対するニーズも高いものと考えられます。令和2年度及び令和3年度に実施した「ごみ・資源物の収集方法の見直しの試験運用でのアンケート」ではスーパーなどにペットボトルを捨てていることも明らかになっています。  
早急に対応していくべき課題であるため収集回数の検討が必要です。
- ・資源物置場では、自宅等から遠いなどの問題があるため、検討が必要です。
- ・ごみ処理を委託している茅ヶ崎市との規格の統一や狭小置場の対策として収集するサイズを見直す必要があります。
- ・不燃ごみや可燃粗大ごみが中身の見えない袋に入っていることがあり、収集員がごみを取り扱う際の怪我や収集車両の回転板が、ごみを巻き込む際に飛び散ることで、怪我や事故の危険を回避するための収集方法を検討していく必要があります。

### (3) 中間処理

#### 【可燃ごみ処理施設】

本町は、平成14年（2002年）11月に可燃ごみの焼却を休止し、焼却を茅ヶ崎市に委託しています。今後も茅ヶ崎市への委託を継続していくことに加え、温室効果ガスの排出量の削減に向け、さらなるごみ量の削減、排出ルールの徹底が必要となります。

### (3) 中間処理

#### 【リサイクル関連施設】

本町は、寒川広域リサイクルセンターの整備により、分別排出された資源物は手選別により適正処理を実施しています。近年、加熱式タバコなどのリチウムイオン電池が内蔵された製品が混入され、引取り先のリサイクル工場で発火する事故などもあり、磁力で取り除くことができる設備を導入しましたが、事故の未然防止や作業員の安全確保を図るためにも、正しく分別して頂く必要があります。

#### 【破碎処理施設】

現在、不燃ごみ・大型ごみ・特別大型ごみは茅ヶ崎市へ処理を委託しています。

令和8年（2026年）度より、茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設が稼働予定であり、分別の徹底等の推進や規格の統一を図る必要があります。

### (4) 最終処分

本町では最終処分場を所有しておらず、焼却残渣（焼却灰）は茅ヶ崎市から応分の量を引き受け、県外の民間処分場へ委託し埋め立て処分を行っていますが、処分場の逼迫や排出者責任の問題もあります。

このため、平成25年（2013年）度より焼却灰の大部分の資源化を開始していますが、費用の増加が課題となっています。焼却残渣（焼却灰）を減らすためにも引き続き分別の徹底や排出抑制によるごみの減量化を進める必要があります。

### (5) その他

#### 【指定収集袋】

本町では、適正排出や分別の徹底を促すことを目的として可燃ごみとプラスチック製容器包装用に中の見える透明な指定袋を使用しています。

国は排出量に応じた負担の公平性や住民の意識改革を進めるため従量制によるごみ処理の有料化を1つの方策として推奨しています。また、温暖化対策や海洋プラスチックごみ対策の一環として、指定袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについては原則としてバイオマスプラスチックの使用に取り組むよう促しています。引き続き、ごみ処理の有料化やバイオマスプラスチックを用いた指定袋の導入について、検討していく必要があります。

#### 【プラスチック新法】

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、市区町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされたことを踏まえ、その対応について検討していく必要があります。

## 第2章 ごみ処理の基本方針と

### 減量化・資源化の目標

#### 2.1 ごみ処理の基本方針

##### 1) ごみ処理の基本方針

本計画では、町民、事業者、町がそれぞれの役割を認識し、寒川町環境基本計画を踏まえ、循環型社会を構築、脱炭素社会を目指します。

なお、本町では、第3次寒川町環境基本計画において「空気と水をきれいにする」を取組み方針とし、下水道の整備、水質汚濁・大気汚染対策などを掲げ、廃棄物に関連して以下の基本目標としています。

#### 【基本目標4】資源が循環する仕組みを構築します

- 4-1 ごみの減量化や資源化を推進する
- 4-2 ごみの適正管理・適正処理を推進する

#### 【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本取り組みはSDGsのうち、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「12. つくる責任つかう責任」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」に資する取り組みとなります。



※SDGsの「17. パートナーシップで目標を達成しよう」について

望ましい環境像を実現するための取り組みは、町・町民・事業者・滞在者のパートナーシップにより実施する必要があることから、すべての基本目標で位置付けています。

第3次寒川町環境基本計画より抜粋

町民一人ひとりが、環境保全の意識と自覚を持ち、廃棄物の減量化や再資源化を促進し、環境負荷の少ないやさしいまちづくりを進めます。

また、廃棄物行政は町民及び事業者の協力が不可欠です。最終処分場を持たない本町は以上の状況を鑑み、以下の通り本計画の基本方針を掲げていきます。

### 【基本理念】

町民、事業者、町の三者協働による循環型社会の構築を目指します。

### 【基本方針】

3 R+Renewable の推進、適正な廃棄物処理を行い、ごみの減量化・資源化を推進します。

※3R+Renewable とは、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3つのRに、リニューアブル（再生可能な資源に替える）を加えた総称です。

## 2) 施策の体系

本計画では、基本方針に則して、1. 3R（リデュース、リユース、リサイクル）+リニューアブルの推進、2. ごみの適正管理・適正処理の推進という2項目を施策（取り組み）の中心とし、具体的行動を示すことにより計画実現を図ることとします。

また、本町は、「湘南東ブロック」の構成自治体としてソフト面、ハード面において藤沢市、茅ヶ崎市と統一的な施策を共有しています。これらの施策についても本町の個別施策として本計画に取り入れます。

本計画における施策（取り組み）の体系は、図 2.1-1 に示すとおりです。

### 参考 エコチェックテスト①

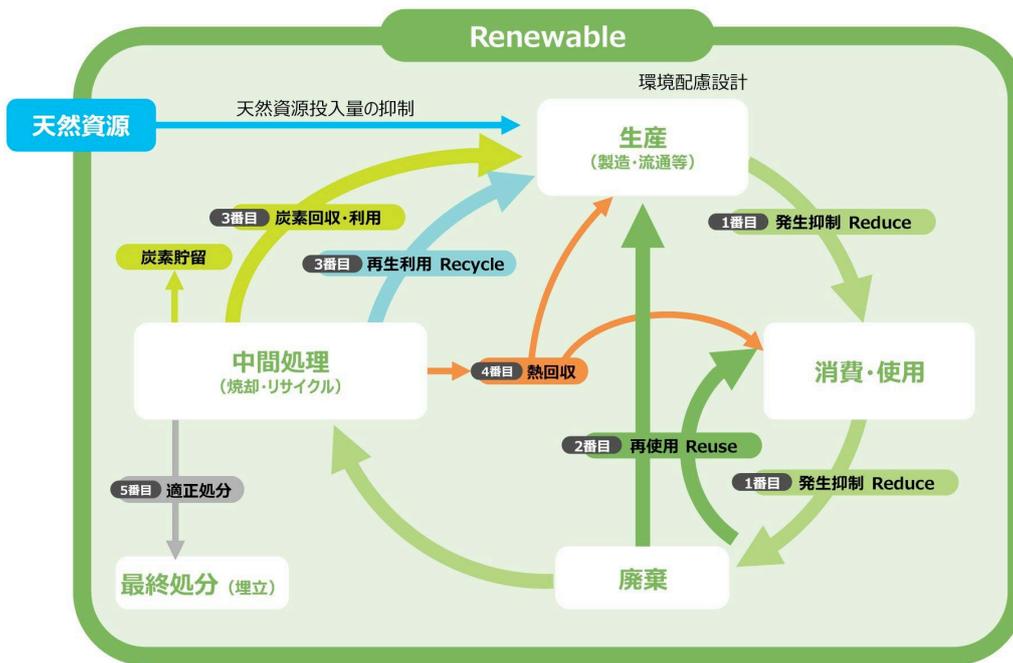
エコライフを実践しているか確認するためのテストにチャレンジしてみましょう。

#### 循環型社会

- シャンプーや洗剤などは、詰め替え用の商品を選びます。
- レジ袋は断り、マイバッグを使います。
- 必要なものを必要な量だけ買います。
- 長く使えるものを選びます。
- 過剰包装や使い捨て商品の購入を控えます。
- 自治体のごみ出しルールをきちんと守ります。
- 道具、家具などは壊れたらすぐに捨てずに、修理して長く使用します。
- リサイクル工房やフリーマーケットを活用し、再使用（リユース）に努めます。
- ごみを道端で捨てることなどはしません。
- エコマークがついた再生原料使用製品などの環境に配慮した製品を選びます。

資料：環境省 3R まなびあいブック

# 循環型社会の構築



(資料：令和5年度 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書)

## ◆町民、事業者、町の三者協働（基本理念）

### 【町民・事業者・町の役割】

#### 町民

ごみを減らし資源とする、環境にやさしい生活を積極的に行い、町の取り組みに協力します。

#### 事業者

環境に配慮した事業活動を展開し、排出されるごみの減量化、資源化を行い、町の取り組みに協力します。

#### 町

さまざまな取り組みを推進するとともに、町民及び事業者との協働のための基盤を構築します。

## ○3 R+Renewableの推進 ○廃棄物の適正処理の推進 (基本方針)

### ◆取り組みの柱

- 1 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）+リニューアブルの推進
- 2 ごみの適正管理・適正処理

図 2.1-1 施策（取り組み）の体系

## 2.2 減量化・資源化の目標

本計画では、国及び神奈川県目標値を参考とし、以下とおり設定します。

項目	令和3年(2021)度 (現状)	令和10年(2028)度 (中間目標年度)	令和14年(2032)度 (計画目標年度)
人口	48,999人	47,696人	46,980人
一人1日当たり ごみ排出量	753g	752g	739g
一人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源物を含む)	604g	579g	565g
リサイクル率	29.0%	28.7%	29.0%
年間総排出量	13,469t	13,085t	12,680t
最終処分量	458t	428t	412t

※人口予測は「改訂版寒川町人口ビジョン令和3年(2021年)3月」を参照しています。

表 1.2-1 令和3年(2021年)度における検証結果(p.23)において、目標値を達成していない状況にあります。したがって現状を踏まえた推計結果に基づき、収集方法の見直しによる資源回収量の増加や、ごみの減量化・資源化の啓発、事業系ごみの排出抑制を考慮し、目標値を739g(一人1日当たりごみ排出量)と設定しました。

また、「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」(改定)(令和4年3月 湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議)とも整合を図っています。

※リサイクル率が中間年度で減少していますが、これは令和3年度の事業系ごみ実績値が過去6年間で最も低く、本計画の基となっており湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画の令和3年度予測値と比べ、大幅に少ない数値であり、資源物量も湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画予測値に比べ、令和3年度が突出してしまっているためです。

**参考** 国及び神奈川県的一般廃棄物に関する計画

項目	第四次循環型社会形成推進基本計画	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針	神奈川県循環型社会づくり計画(別冊)
策定年月	平成30年(2018年)6月	令和5年(2023年)6月(変更)	令和4年(2022年)3月(改定)
目標年次	令和7年度(2025年度)	令和7年度(2025年度)	令和5年度(2023年度)
一般廃棄物処理の目標	(1)1人1日当たりのごみ排出量 約850g/人日  (2)1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 約440g/人日	(1)一般廃棄物排出量 約16%削減 (平成24年(2012年)度比)  (2)最終処分量 約31%削減 (平成24年(2012年)度比)  (3)1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 約440g/人日	(1)生活系ごみ1人1日当たり の排出量 664g/人日  (2)一般廃棄物の再生 利用率 31%

【国及び神奈川県的一般廃棄物に関する計画目標値との比較】

項目	国		神奈川県 神奈川県循環型社会 づくり計画 (別冊)	寒川町		目標値 との 比較
	第四次 循環型社会 形成推進 基本計画	廃棄物の減量その他 その適正な処理に関する 施策の総合的かつ 計画的な推進を図るための基 本的な方針		令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	
目標年次	令和7年(2025年)度		令和5年度 (2023年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	
一般廃棄物 排出量		平成24年(2012年)度比で 約16%削減 12,467t		13,582t	13,389t	△
1人1日 当たり のごみ 排出量	約850g			771g	765g	◎
1人1日 当たり の生活 系ごみ 排出量			664g	599g	593g	◎
1人1日 当たり の家庭 系ごみ 排出量 (資源物 除く)	約440g	約440g		455g	448g	○
リサイクル 率			31%	27.4%	27.7%	○
最終処分量		平成24年(2012年)度比で 約31%削減 1,739t		447t	440t	◎

注) 国及び神奈川県的一般廃棄物に関する計画目標値より良い数値は「◎」、同程度の数値は「○」、低い数値は「△」としています。

○語句の説明

\*1人1日当たり生活系ごみ排出量：

生活系ごみ収集量 (集団回収量、資源物量を含む家庭からの一般廃棄物の排出量) /  
ごみの計画処理区域人口/365日

\*1人1日当たり家庭系ごみ排出量：

家庭系ごみ排出量 (生活系ごみ収集量－集団回収量－資源物量等) /ごみの計画処理区域人口/365日

# 第3章 ごみ処理基本計画

## 3.1 施策体系

ごみ処理基本計画の施策体系は以下のとおりです。

基本理念	基本方針	取り組みの柱	施策	
町民、事業者、町の三者協働	3R + Renewable の推進	1. 3R(リデュース・リユース、リサイクル)+リニューアブルの推進	1.生ごみ処理器の普及推進	継続
			2.学校給食センターでの給食残渣のリサイクル検討	新規
			3.ごみの減量やごみになりにくい製品(詰め替えボトル等)の利用の普及啓発	継続
			4.マイバック運動の推進	継続
			5.可燃ごみ及びプラスチック製容器包装用の指定袋の継続及不燃ごみへの指定袋導入	重点
			6.事業者に対するごみの削減指導の強化	継続
			7.事業者への意識啓発及び取り組み周知	継続
			8.3010運動の推進	継続
			9.ごみについての出前講座	継続
			10.エコクッキングの開催	継続
			11.事業者に対する食品廃棄物リサイクルの周知	重点
			12.生ごみ3キリ運動の推進	新規
			13.プラスチックごみの削減	新規重点
			14.家庭系ごみ処理有料化導入の検討	新規
			15.フードバンク、フードドライブの周知、連携	新規
			16.フリーマーケットの開催による不用品再利用の促進	継続
			17.不用品登録制度の推進	継続
			18.ごみの出し方についての指導	継続
			19.再生資源や再生事業者についての情報提供	継続
			20.廃棄物の再資源化の促進	継続
			21.焼却灰の資源化	継続
			22.家電リサイクルの推進	継続
			23.広報媒体の充実	継続
			24.寒川広域リサイクルセンターの見学会の実施	継続
			25.事業系廃棄物の資源化促進	継続
			26.リユースショップの利用促進	新規
			27.許可業者へ適正分別の確認要請	新規
			28.プラスチック製品の分別回収、再資源化の検討	重点
2.ごみの適正管理・適正処理	推進 廃棄物の適正処理の		1.収集回数適正化	重点
			2.焼却灰の発生抑制による最終処分量の減量	継続
			3.広域化計画に基づく廃棄物の適正処理の推進	継続
			4.処理困難物の周知	継続
			5.緊急時・災害時のごみ処理体制の平時における広報周知	新規
			6.資源物置場の廃止、ごみ集積所との統合	新規重点
			7.スプレー缶排出方法の見直し	新規重点

## 3.2 計画達成のための具体的な取り組み

基本方針を実現するための3つの基本施策に対する具的取り組み、取り組みの評価方法は以下に示すとおりです。これらの取り組みは、旧計画の取り組みの検証、ごみに関する各種課題及び第3次寒川町環境基本計画の取り組みを参考とし設定しました。

**取り組みの評価方法**

**A**：寒川町廃棄物減量化等推進協議会など行政内外から課題の指摘が無く、施策に対して十分な効果があった。

**B**：寒川町廃棄物減量化等推進協議会など行政内外から課題の指摘があり、施策の取り組み及び効果が不十分であった。

**C**：施策の取り組みが行われていない。

### 1. 3R（リデュース・リユース・リサイクル）+リニューアブルの推進

施 策	取 組 内 容																								
<p><b>1. 生ごみ処理機の普及推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町広報媒体等による周知を強化</li> <li>・メーカーや有識者との連携及び普及促進</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H30</td><td>...</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続						
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
					継続																				
<p><b>2. 学校給食センターでの給食残渣のリサイクル検討（新規）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食センターの給食残渣の堆肥化や資源化等の働きかけ</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H30</td><td>...</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>着手</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14							着手					
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
						着手																			
<p><b>3. ごみの減量やごみになりにくい製品（詰め替えボトル等）の利用の普及啓発</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集及び情報の発信</li> <li>・ユニリーバとのモデル事業の継続</li> <li>・公共施設へのウォーターサーバーの設置</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H30</td><td>...</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続						
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
					継続																				

施 策	取 組 内 容																																				
<p>4. マイバック運動の推進</p> 	<p>・ 広報媒体による町民への周知強化</p> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="619 360 1359 488"> <thead> <tr> <th>H30</th><th>…</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table>	H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続							→											
H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																										
					継続																																
→																																					
<p>5. 可燃ごみ、プラスチック製容器包装の指定袋の継続及び不燃ごみへの指定袋導入（重点）</p> 	<p>・ 袋のサイズ変更（令和7年（2025年）度開始）</p> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="619 676 1359 804"> <thead> <tr> <th>H30</th><th>…</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>検討</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>着手</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table>	H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14		検討						着手					→											
H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																										
	検討						着手																														
→																																					
<p>6. 事業者に対するごみの削減指導の強化</p> 	<p>・ 各事業者への直接の指導、多量排出事業者への指導徹底</p> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="619 965 1359 1093"> <thead> <tr> <th>H30</th><th>…</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table>	H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続							→											
H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																										
					継続																																
→																																					
<p>7. 事業者に対する意識啓発及び取り組み周知</p> 	<p>・ イベントでのパネル展示やパンフレット等による周知強化</p> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="619 1223 1359 1350"> <thead> <tr> <th>H30</th><th>…</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table>	H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続							→											
H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																										
					継続																																
→																																					
<p>8. 3010 運動の推進</p> 	<p>・ パンフレット等による周知強化</p> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="619 1464 1359 1592"> <thead> <tr> <th>H30</th><th>…</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table>	H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続							→											
H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																										
					継続																																
→																																					
<p>9. ごみについての出前講座</p> 	<p>・ 要望等を勘案しつつ定期的を実施</p> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="619 1706 1359 1834"> <thead> <tr> <th>H30</th><th>…</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table>	H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続							→											
H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																										
					継続																																
→																																					

施 策	取 組 内 容																																				
<b>10. エコクッキングの開催</b>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; text-align: center;">2 年間を ゼロに </div> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; text-align: center;">12 つくる責任 つかり責任 </div> <div style="background-color: #004a99; color: white; padding: 5px; text-align: center;">17 パートナーシップで 目標を達成しよう </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要望等を勘案しつつ定期的に実施</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H30</td><td>...</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="color: #f4a460;">継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">→</td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続							→											
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																										
					継続																																
→																																					
<b>11. 事業者に対する食品廃棄物 リサイクルの周知(重点)</b>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; text-align: center;">2 年間を ゼロに </div> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; text-align: center;">12 つくる責任 つかり責任 </div> <div style="background-color: #004a99; color: white; padding: 5px; text-align: center;">17 パートナーシップで 目標を達成しよう </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出事業者等への個別指導</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H30</td><td>...</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="color: #f4a460;">継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">→</td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続							→											
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																										
					継続																																
→																																					
<b>12. 生ごみ3キリ運動の推進 (新規)</b>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; text-align: center;">2 年間を ゼロに </div> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; text-align: center;">12 つくる責任 つかり責任 </div> <div style="background-color: #004a99; color: white; padding: 5px; text-align: center;">17 パートナーシップで 目標を達成しよう </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報媒体等による町民への周知</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H30</td><td>...</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="color: #f4a460;">着手</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">→</td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						着手							→											
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																										
					着手																																
→																																					
<b>13. プラスチックごみの削減 (新規・重点)</b>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; text-align: center;">11 積み重ねられる まちづくりを </div> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; text-align: center;">12 つくる責任 つかり責任 </div> <div style="background-color: #004a99; color: white; padding: 5px; text-align: center;">17 パートナーシップで 目標を達成しよう </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイオマスを用いた指定袋の変更を検討</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H30</td><td>...</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td> </tr> <tr> <td style="color: #f4a460;">-</td><td style="color: #f4a460;">検討</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="color: #f4a460;">着手</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">→</td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	-	検討						着手					→											
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																										
-	検討						着手																														
→																																					
<b>14. 家庭系ごみ処理有料化導入 の検討(新規)</b>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; text-align: center;">11 積み重ねられる まちづくりを </div> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; text-align: center;">12 つくる責任 つかり責任 </div> <div style="background-color: #004a99; color: white; padding: 5px; text-align: center;">17 パートナーシップで 目標を達成しよう </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭系ごみ処理の有料化導入の検討</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H30</td><td>...</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td> </tr> <tr> <td style="color: #f4a460;">-</td><td style="color: #f4a460;">-</td><td style="color: #f4a460;">-</td><td style="color: #f4a460;">-</td><td style="color: #f4a460;">-</td><td style="color: #f4a460;">検討</td><td style="color: #f4a460;">-</td><td style="color: #f4a460;">-</td><td style="color: #f4a460;">-</td><td style="color: #f4a460;">-</td><td style="color: #f4a460;">-</td><td style="color: #f4a460;">▶</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">→</td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	-	-	-	-	-	検討	-	-	-	-	-	▶	→											
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																										
-	-	-	-	-	検討	-	-	-	-	-	▶																										
→																																					
<b>15. フードバンク、フードドラ イブの周知、連携(新規)</b>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; text-align: center;">2 年間を ゼロに </div> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; text-align: center;">12 つくる責任 つかり責任 </div> <div style="background-color: #004a99; color: white; padding: 5px; text-align: center;">17 パートナーシップで 目標を達成しよう </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報媒体等による町民への周知</li> <li>・ フードバンク団体、事業者との連携</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H30</td><td>...</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="color: #f4a460;">着手</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">→</td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						着手							→											
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																										
					着手																																
→																																					

施策	取組内容																								
<p>16. フリーマーケットの開催による不用品再利用の促進</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寒川町廃棄物減量化等推進協議会との連携、フリーマーケットの開催</li> </ul> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="620 409 1361 535"> <tr> <td>H30</td><td>...</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続						
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
					継続																				
<p>17. 不用品登録制度の推進</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民への周知の強化</li> </ul> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="620 667 1361 792"> <tr> <td>H30</td><td>...</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続						
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
					継続																				
<p>18. ごみの出し方についての指導</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報媒体等による周知強化</li> </ul> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="620 929 1361 1055"> <tr> <td>H30</td><td>...</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続						
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
					継続																				
<p>19. 再生資源や再生事業者についての情報提供</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者との連携強化、情報提供</li> </ul> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="620 1176 1361 1301"> <tr> <td>H30</td><td>...</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>着手</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						着手						
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
					着手																				
<p>20. 廃棄物の再資源化の促進</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭から出る剪定枝の資源化を検討</li> <li>・資源化検証のため、剪定枝の分別収集を実施</li> </ul> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="620 1462 1361 1588"> <tr> <td>H30</td><td>...</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>検討</td><td></td><td></td><td>分別収集：着手</td><td>資源化：検討</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			検討			分別収集：着手	資源化：検討					
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
		検討			分別収集：着手	資源化：検討																			
<p>21. 焼却灰の資源化</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰の資源化の継続実施</li> </ul> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="620 1796 1361 1921"> <tr> <td>H30</td><td>...</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続						
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
					継続																				

施 策	取 組 内 容																								
<b>22. 家電リサイクルの推進</b>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">11 担い手が まちづくりを</div> <div style="text-align: center;">12 つくる責任 つかう責任</div> <div style="text-align: center;">17 パートナーシップで 目標を達成しよう</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電リサイクルについては適正処理の推進、小型家電に関しては回収ボックスを設置して回収を継続実施</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H30</th><th>...</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="color: red;">継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続						
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
					継続																				
<b>23. 広報媒体の充実</b>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">11 担い手が まちづくりを</div> <div style="text-align: center;">12 つくる責任 つかう責任</div> <div style="text-align: center;">17 パートナーシップで 目標を達成しよう</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙媒体だけでなく、SNS 等でも情報発信を継続実施。</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H30</th><th>...</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="color: red;">継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続						
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
					継続																				
<b>24. 寒川広域リサイクルセンターの見学会の実施</b>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">12 つくる責任 つかう責任</div> <div style="text-align: center;">17 パートナーシップで 目標を達成しよう</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手選別作業の見学等による資源化の意識啓発</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H30</th><th>...</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="color: red;">継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続						
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
					継続																				
<b>25. 事業系廃棄物の資源化促進</b>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">11 担い手が まちづくりを</div> <div style="text-align: center;">12 つくる責任 つかう責任</div> <div style="text-align: center;">17 パートナーシップで 目標を達成しよう</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業者等への個別指導</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H30</th><th>...</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="color: orange;">着手</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						着手						
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
					着手																				
<b>26. リユースショップの利用促進（新規）</b>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">11 担い手が まちづくりを</div> <div style="text-align: center;">12 つくる責任 つかう責任</div> <div style="text-align: center;">17 パートナーシップで 目標を達成しよう</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報媒体等による町民への周知</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H30</th><th>...</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="color: orange;">着手</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						着手						
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
					着手																				
<b>27. 許可業者へ適正分別の確認要請（新規）</b>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">11 担い手が まちづくりを</div> <div style="text-align: center;">12 つくる責任 つかう責任</div> <div style="text-align: center;">17 パートナーシップで 目標を達成しよう</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者との連携強化、協力要請</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H30</th><th>...</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td style="color: orange;">検討</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="color: orange;">着手</td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14				検討					着手			
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
			検討					着手																	
<b>28. プラスチック製品の分別回収、再資源化の検討（重点）</b>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">11 担い手が まちづくりを</div> <div style="text-align: center;">12 つくる責任 つかう責任</div> <div style="text-align: center;">17 パートナーシップで 目標を達成しよう</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別回収、再資源化の検討</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H30</th><th>...</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td style="color: orange;">検討</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="color: orange;">着手</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			検討					着手				
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
		検討					着手																		

## 2. ごみの適正管理・適正処理

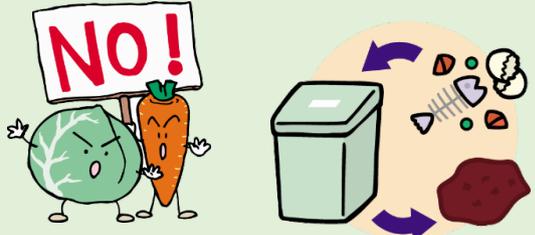
施策	取組内容																								
<b>1. 収集回数の適正化(重点)</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源物置場廃止によるごみ集積所統合、びん・かん・ペットボトルの収集回数の見直し</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H30</th><th>...</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>検討</td><td>▶</td><td></td><td></td><td></td><td>着手</td><td></td><td></td><td></td><td>▶</td> </tr> </tbody> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	—	—	検討	▶				着手				▶
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
—	—	検討	▶				着手				▶														
<b>2. 焼却灰の発生抑制による最終処分量の減量</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源への移行、分別の徹底、焼却量の減量化</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H30</th><th>...</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>継続</td><td>▶</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>▶</td> </tr> </tbody> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	—	—	—	—	—	継続	▶					▶
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
—	—	—	—	—	継続	▶					▶														
<b>3. 広域化計画に基づく廃棄物の適正処理の推進</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>粗大ごみ処理施設稼働に合わせ、不燃ごみ等のサイズの見直し、可燃粗大ごみを可燃ごみへ統合</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H30</th><th>...</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>検討</td><td>▶</td><td></td><td></td><td></td><td>着手</td><td></td><td></td><td></td><td>▶</td> </tr> </tbody> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	—	—	検討	▶				着手				▶
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
—	—	検討	▶				着手				▶														
<b>4. 処理困難物の周知</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報媒体による現状の説明及び処理方法の周知</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>継続</td><td>▶</td><td></td><td></td><td></td><td>▶</td> </tr> </tbody> </table>	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	—	—	—	—	—	—	継続	▶				▶
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
—	—	—	—	—	—	継続	▶				▶														
<b>5. 緊急時・災害時のごみ処理体制の平時における広報周知(新規)</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報媒体による周知</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H30</th><th>...</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>検討</td><td>▶</td><td></td><td></td><td></td><td>着手</td><td></td><td></td><td></td><td>▶</td> </tr> </tbody> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	—	—	検討	▶				着手				▶
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
—	—	検討	▶				着手				▶														
<b>6. 資源物置場の廃止、ごみ集積所との統合(新規・重点)</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源物置場を廃止し、ごみ集積所の統合の検討</li> <li>資源物回収用のネットやコンテナ廃止の検討</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H30</th><th>...</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>検討</td><td>▶</td><td></td><td></td><td></td><td>着手</td><td></td><td></td><td></td><td>▶</td> </tr> </tbody> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	—	—	検討	▶				着手				▶
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
—	—	検討	▶				着手				▶														

施 策	取 組 内 容																								
<b>7. スプレー缶排出方法の見直し（新規・重点）</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出方法の検討</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H30</td> <td>...</td> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R7</td> <td>R8</td> <td>R9</td> <td>R10</td> <td>R11</td> <td>R12</td> <td>R13</td> <td>R14</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検討</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>着手</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			検討					着手				
H30	...	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
		検討					着手																		

### 3.3 町民・事業者が行う具体的な取り組み

町民・事業者の皆様実践して頂く、主な取り組みを以下に示します。

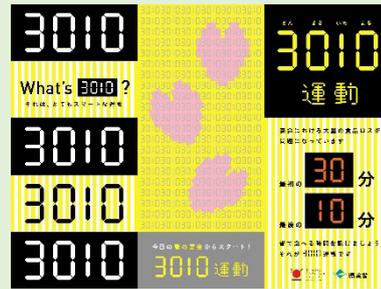
#### 1) 町民の取り組み

取 組 み	行 動 内 容
<b>買い物時にはリデュースを実践しましょう</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>買い物袋、マイバックを持参し、レジ袋や過剰包装を断るよう心がけましょう。</li> <li>詰替製品や付替製品の購入を心がけましょう。</li> </ul> 
<b>生ごみの減量を心がけましょう</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみの大半が水分です。これら水分も排出量に含まれています。よく絞ってから出すように心がけましょう。（水キリ）</li> <li>出ってしまった生ごみは生ごみ処理器（キエーロ等）を活用することでごみとして出すことなく処理しましょう。</li> </ul> 
<b>食品ロスをなくしましょう</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品を購入する際には、必要となる量を把握し、購入した食品を使い切りましょう。（使いキリ）</li> <li>食品を調理する際には、多く作りすぎずに適量を作り、食事は食べ切りましょう。（食べキリ）</li> <li>3010 運動を心がけ、食べ残しをなくしましょう。</li> </ul> 

○語句の説明

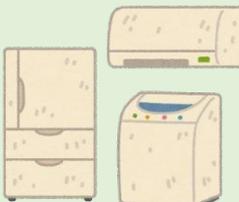
**\*3010 運動：**

3010 運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、【乾杯後 30 分間】は席を立たずに料理を楽しみましょう、【お開き 10 分前】になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロス削減するものです。



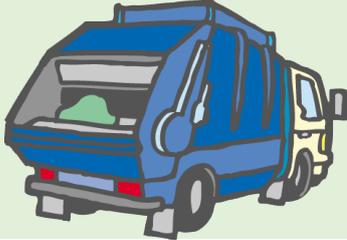
3010 運動普及啓発用三角柱 POP (環境省)

取り組み	行動内容
<p>資源物は適切に出すことを心がけましょう</p> <div data-bbox="252 869 636 994"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・びんやかん、プラスチック製容器包装といった資源物は、汚れていると資源になりません。きれいにしてお出しを心がけましょう。</li> <li>・プラスチック製容器包装は、複数の小袋に入れたものを指定収集袋にまとめると、選別処理が困難となり可燃ごみとして処分されてしまうことがあります。二重袋はやめましょう。</li> <li>・衣類布類は回収し、再利用されます。濡れてカビがはえると可燃ごみとして処分されてしまうことがあります。</li> </ul> <div data-bbox="1066 1070 1374 1339"> </div>
<p>ごみ集積所は適切に利用しましょう</p> <div data-bbox="252 1458 636 1583"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ出しの時間は当日朝 8 時までとしています。8 時以降に出されたごみは回収されず違反ごみとして残ることがあるため、ごみ出しの時間を守り、近隣の迷惑にならないよう静かに出しましょう。</li> <li>・ごみ集積所の維持、管理は利用者全員で行いましょう。</li> </ul> <div data-bbox="1050 1464 1374 1749"> </div>

取り組み	行動内容
<p>不要なカタログ類の配送を断りましょう</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center;"> <b>12</b> つくる責任 つかう責任 </div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <b>17</b> パートナーシップで 目標を達成しよう </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要なカタログ、チラシ、試供品等の配送を断り、少しでもごみを出さないよう心がけましょう。</li> </ul> 
<p>長持ちする製品の購入を心がけましょう</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center;"> <b>12</b> つくる責任 つかう責任 </div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <b>17</b> パートナーシップで 目標を達成しよう </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使い捨て製品の購入を控え、長持ちする製品を選択するよう心がけましょう。</li> </ul>
<p>リサイクルショップやフリーマーケットを利用しましょう</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center;"> <b>11</b> 住み続けられる まちづくりを </div> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center;"> <b>12</b> つくる責任 つかう責任 </div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <b>17</b> パートナーシップで 目標を達成しよう </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要になったものを再使用するの、ごみ減量化に非常に有効です。地域で開催されるイベント等の機会をぜひ利用しましょう。</li> </ul> 
<p>資源物は必ず分別して出しましょう</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center;"> <b>11</b> 住み続けられる まちづくりを </div> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center;"> <b>12</b> つくる責任 つかう責任 </div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <b>17</b> パートナーシップで 目標を達成しよう </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分別を徹底することにより、リサイクルは推進します。ごみと資源物は必ず分けて出しましょう。</li> </ul> 
<p>家電製品の適切な処理を行いましょう</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center;"> <b>12</b> つくる責任 つかう責任 </div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <b>17</b> パートナーシップで 目標を達成しよう </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家電製品を廃棄する際は、家電リサイクル法に基づく適正な回収ルートを利用しましょう。</li> </ul> 
<p>出かけるときは、マイボトル等を持参しましょう</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center;"> <b>12</b> つくる責任 つかう責任 </div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <b>17</b> パートナーシップで 目標を達成しよう </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出かける際は、マイボトル等を持参し、ペットボトルの排出抑制を心がけましょう。</li> </ul> 
<p>捨てる前に修理を考えましょう。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center;"> <b>12</b> つくる責任 つかう責任 </div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <b>17</b> パートナーシップで 目標を達成しよう </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>修理できるお店等を活用し、使えるものは修理して長く使いましょう。</li> </ul> 

取り組み	行動内容
<p>詰替用品の購入を心がけましょう</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  </div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>  </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>詰替容器に入った製品や簡易包装の製品の購入を心がけましょう</li> </ul> 

## 2) 事業者の取り組み

取り組み	行動内容
<p>ごみ処理に関する計画を策定しましょう</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  </div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>  </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多量排出事業者は、減量化等計画書を作成しなければなりません。ごみの減量化、資源化への目標を明確にしましょう。</li> <li>減量化等計画書の策定対象にならない事業所においても、目標を立ててごみを減らすようにしましょう。</li> </ul> 
<p>毎月のごみ量を把握しましょう</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  </div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>  </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月のごみ排出量、資源化量を把握し、ごみの減量化、資源化に関する意識の向上につなげましょう。</li> </ul> 
<p>食品廃棄物の削減を心がけましょう</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center;"> <p>2 魚鮫を ゼロに</p>  </div> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  </div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>  </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品関連の事業所は、食品廃棄物の減量やリサイクルに努めましょう。</li> <li>懇親会等では、3010 運動などに協力し、食品ロスを減らしましょう。</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>食品ロス削減国民運動のロゴマーク ろすのん</p> </div>
<p>リユース可能なものは、リユースを心がけましょう</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  </div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>  </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業系ごみの削減のため、事業所内のリユース（ミスコピーの再利用）を実践しましょう。</li> </ul> 

取り組み	行動内容
<p>ごみの分別の徹底を心がけましょう</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>  </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所内での分別を徹底し、紙等の資源は適切な処理を心がけましょう。</li> </ul> 
<p>レジ袋の削減や過剰包装を行わないように努めましょう</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>  </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイバック持参運動や声かけを行うとともに、レジ袋の削減に努めましょう。</li> <li>・ 繰り返し使用可能な容器包装の使用、過剰包装の抑制に努めましょう。</li> </ul>  <p style="text-align: center;"><b>簡易包装促進</b></p>
<p>家庭系ごみとして排出しないように適正に処理しましょう</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>  </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業系ごみを家庭系ごみの集積所に出した場合、不法投棄にあたります。処理方法を理解し、適正処理を心がけましょう。</li> </ul>
<p>ごみ処理に関する従業員教育を進めましょう</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>  </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別ルールを理解し、分別、処理を率先して行える従業員教育を進めましょう。</li> </ul>
<p>ごみの分別や減量化に関する自社の取り組みをPRしましょう</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>  </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ分別や減量化に関する取り組みをPRし、町民への周知を心がけましょう。</li> </ul>

### 3.4 将来ごみ量の推計

#### 1) ごみの排出量

将来のごみ排出量の予測は、表 3.4-1 及び図 3.4-1 に示すとおりです。令和 10 年（2028 年）度で 13,085 t（752g/人日）、令和 14 年（2032 年）度で 12,680 t（739 g/人日）と想定されます。

表 3.4-1 ごみ排出量の予測

項目	単位	R3（2021） （実績）	R10（2028） （中間目標年度）	R14（2032） （計画目標年度）
ごみ排出量	t/年	13,469	13,085	12,680
	g/人日	753	752	739

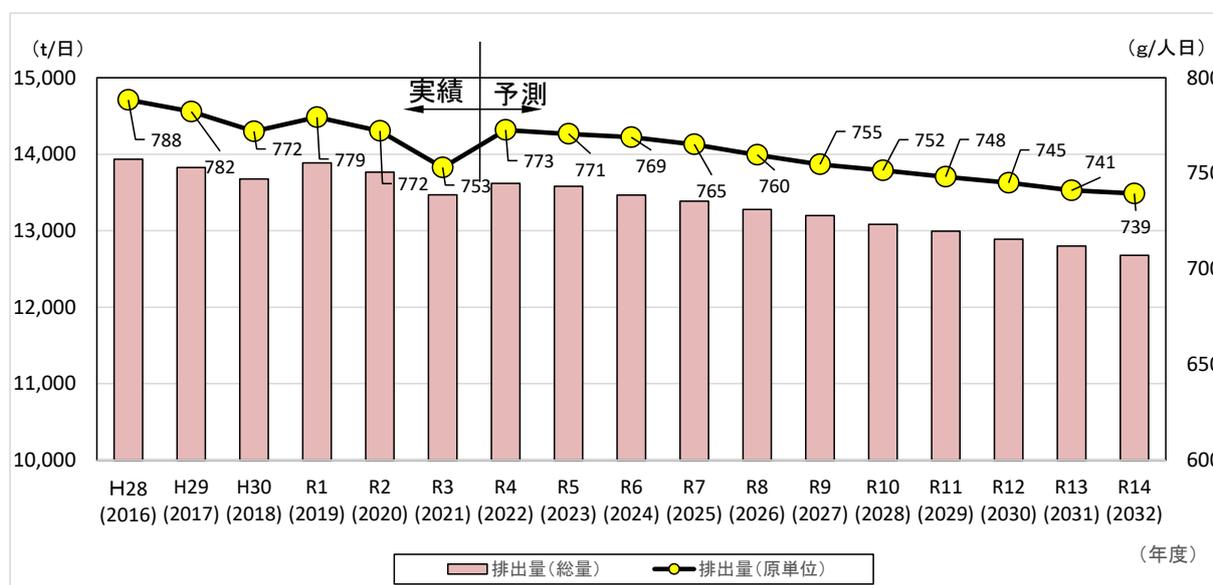


図 3.4-1 ごみ排出量の予測

系別ごみ排出量の予測は、表 3.4-2 及び図 3.4-2 に、種別ごみ排出量の予測は、表 3.4-3 及び図 3.4-3 に示すとおりです。

可燃ごみ及び可燃粗大ごみ排出量は、令和 3 年（2021 年）度に比べ、令和 10 年（2028 年）度で 3%、令和 14 年（2032 年）度で 7%減少し、不燃ごみ及び大型ごみ、特別大型ごみ排出量は、令和 3 年（2021 年）度に比べ、令和 10 年（2028 年）度で 4%、令和 14 年（2032 年）度で 5%減少すると想定されます。

表 3.4-2 系別ごみ排出量の予測（単位：t/年）

項目	R3 (2021) (実績)	R10 (2028) (中間目標年度)	R14 (2032) (計画目標年度)
家庭系ごみ	10,806	10,083	9,694
事業系ごみ	2,663	3,002	2,986
排出量	13,469	13,085	12,680
家庭系ごみの割合	80%	77%	76%
事業系ごみの割合	20%	23%	24%

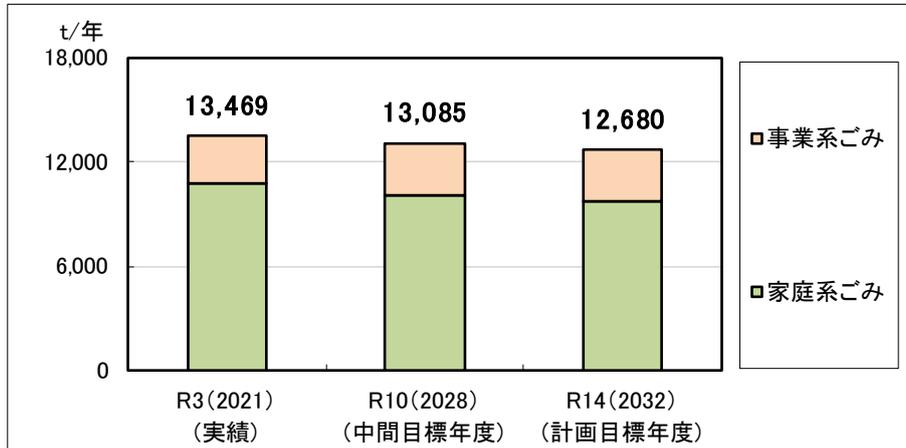


図 3.4-2 系別ごみ排出量の予測（単位：t/年）

表 3.4-3 種別ごみ排出量の予測（単位：t/年）

項目	R3 (2021) (実績)	R10 (2028) (中間目標年度)	R14 (2032) (計画目標年度)
可燃ごみ	9,108	9,397	9,036
不燃ごみ	1,035	969	959
可燃粗大ごみ	614	—	—
大型ごみ、特別大型ごみ	95	115	113
資源物	2,617	2,604	2,572
排出量	13,469	13,085	12,680

※R7以降可燃粗大ごみは可燃ごみに含みます。

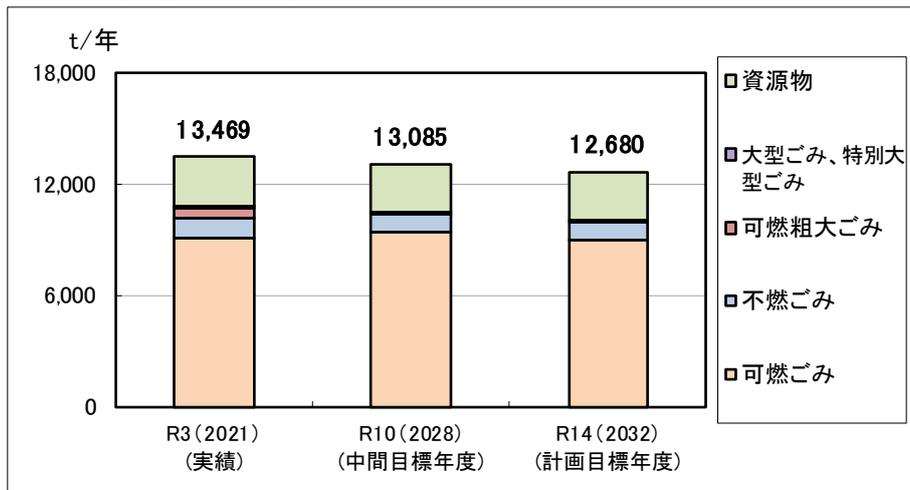


図 3.4-3 種別ごみ排出量の予測（単位：t/年）

表 3.4-4 資源物排出量の予測

項 目	R3 (2021) (実績)	R10 (2028) (中間目標年度)	R14 (2032) (計画目標年度)
古紙(段ボール、パック含む)	1,063	1,135	1,127
	59	65	66
衣 類 布 類	275	265	265
	15	15	15
び ん	238	243	237
	13	14	14
か ん 、 金 属 類	269	230	224
	15	13	13
プラスチック製容器包装	638	606	599
	36	35	35
ペ ッ ト ボ ト ル	115	109	105
	6	6	6
廃 食 用 油	16	16	15
	1	1	1
注) その他施設分	3	0	0
	0	0	0
排 出 量 合 計	2,617	2,604	2,572
	146	150	150

注) 上段は年間排出量 (単位: t/年)、下段は1人1日当たり排出量 (単位: g/人日)

### 参考 エコチェックテスト②

エコライフを実践しているか確認するためのテストにチャレンジしてみましよう。

#### 低炭素社会

- unnecessary 電灯や冷暖房器具はこまめに消します。
- 部屋の冷暖房を控えめにします。
- シャワーのお湯や、洗顔や歯みがきの時に水道を流しっぱなしにしません。
- 電気製品を長時間使用しないときは、主電源を切ったりコンセントを抜きます。
- カーテンやブラインドなどを利用し、窓からの熱の出入りを防ぐようにします。
- 自動車を運転する際は、経済速度を心がけ、急発進、急加速をしません。
- 近所への買い物は、徒歩や自転車でいきます。
- 太陽熱の利用や太陽光発電設備の導入が可能な場合は、導入を図ります。
- 緑のカーテンで夏の室温を下げます。
- 自動車をを使う場合、カーシェアリングの利用を検討します。

資料: 環境省 3R まなびあいブック

## 2) ごみ処理量

### (1) 焼却処理量 (焼却施設)

焼却対象は、収集可燃ごみ、直接搬入可燃ごみ、可燃粗大ごみ、し渣、資源残渣、破碎残渣です。

焼却処理量は表 3.4-5 及び図 3.4-4 に示すとおり、令和 10 年 (2028 年) 度では 10,385 t、令和 14 年 (2032 年) 度では 10,012 t と想定されます。

表 3.4-5 焼却処理量の予測 (単位: t/年)

項目	R3 (2021) (実績)	R10 (2028) (中間目標年度)	R14 (2032) (計画目標年度)
焼却処理量	10,695	10,385	10,012
可燃ごみ搬入量	9,040	9,365	9,004
可燃粗大ごみ搬入量	614	—	—
し渣	6	6	6
資源残渣量	96	110	109
破碎残渣量	939	904	893
焼却残渣量(焼却灰)	458	428	412
焼却残渣率	4.3%	4.1%	4.1%

※R7以降可燃粗大ごみは可燃ごみに含みます。

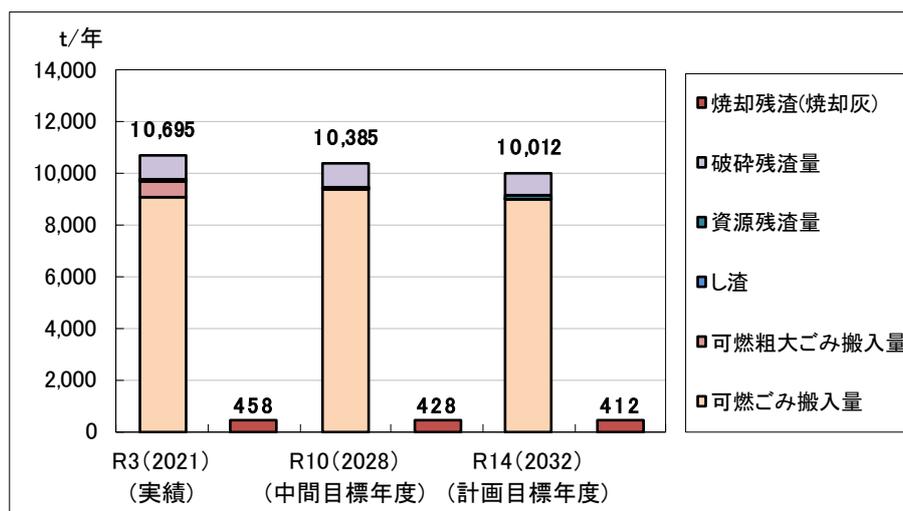


図 3.4-4 焼却処理量の予測 (単位: t/年)

(2)不燃ごみ・大型ごみ・特別大型ごみ処理量

不燃ごみ・大型ごみ・特別大型ごみからの資源回収は約 11%（令和 3 年（2021 年）度）に留まっています。

処理量は、表 3.4-6 及び図 3.4-5 に示すとおり、令和 10 年（2028 年）度では 1,084 t、令和 14 年（2032 年）度では 1,072 t と想定されます。

表 3.4-6 不燃ごみ・大型ごみ・特別大型ごみの予測（単位：t/年）

項目	R3 (2021) (実績)	R10 (2028) (中間目標年度)	R14 (2032) (計画目標年度)
不燃・(特別)大型ごみ排出量	1,130	1,084	1,072
不燃ごみ	1,035	969	959
大型ごみ・特別大型ごみ	95	115	113
(その他ごみ(乾電池等))	9	9	9
不燃・(特別)大型ごみ処理量	1,130	1,084	1,072
粗大ごみからの金属(資源化)	88	80	79
破碎残渣(焼却)	939	904	893
破碎前資源化	55	51	51
堆肥化(汚泥)	48	49	49

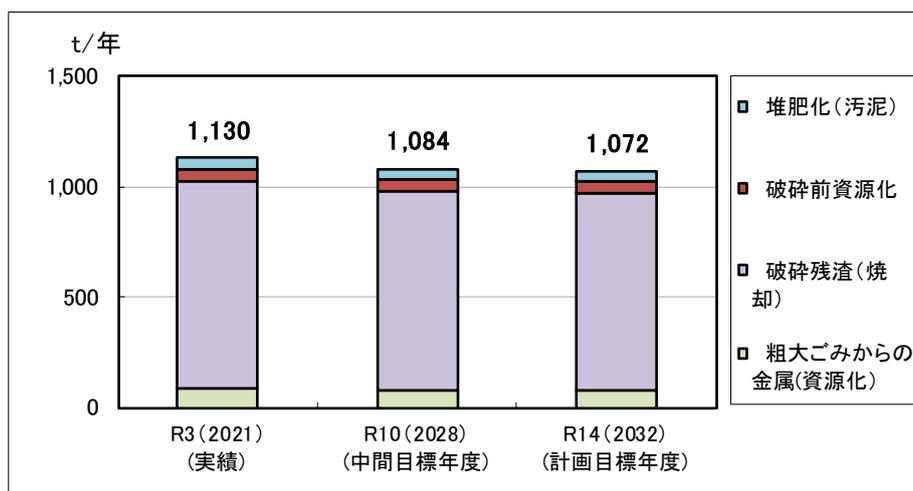


図 3.4-5 不燃ごみ・大型ごみ・特別大型ごみの予測（単位：t/年）

### 3) 資源化量

資源化量は、表 3.4-7 及び図 3.4-6 に示すとおりです。収集資源物、中間処理による資源化量（不燃ごみ及び（特別）大型ごみからの資源回収量）に加え、焼却残渣（焼却灰）の資源化量を加算し、令和 10 年（2028 年）度では 3,754 t、令和 14 年（2032 年）度では 3,681 t と想定されます。

表 3.4-7 資源化量・リサイクル率の予測（単位：t/年）

項目	R3 (2021) (実績)	R10 (2028) (中間目標年度)	R14 (2032) (計画目標年度)
直接資源化量	2,578	2,548	2,515
中間処理後資源化量	1,324	1,206	1,166
その他（中間処理施設から）	187	135	132
焼却残渣の資源化	1,027	996	959
堆肥化	110	75	75
資源回収量合計	3,902	3,754	3,681
排出量	13,469	13,085	12,680
リサイクル率	29.0%	28.7%	29.0%

注) 本計画は湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画を基に作成しているため、本計画における直接資源化量は、びん、かん、ペットボトル、プラスチック、段ボール、新聞・チラシ、本・雑誌、雑紙（シュレッダー含）、紙パック、古布類、廃食用油、金属類、乾電池、蛍光管の合計値です。中間処理後資源化量は、破碎前回収資源、破碎磁性物、溶融、その他、堆肥化の合計値です。（資料編 p.6）

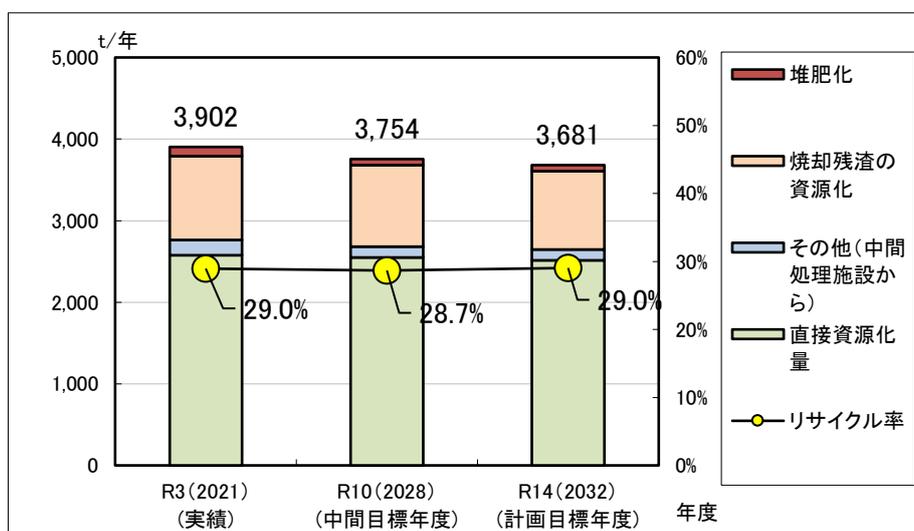


図 3.4-6 資源化量・リサイクル率の予測（単位：t/年）

#### 4) 最終処分量

最終処分量は表 3.4-8 及び図 3.4-7 に示すとおり、焼却残渣量（焼却灰）が対象となります。

また、最終処分率は、令和 10 年（2028 年）度では 3.3%、令和 14 年（2032 年）度では 3.2% と想定されます。

表 3.4-8 最終処分量・最終処分率の予測（単位：t/年）

項目	R3 (2021) (実績)	R10 (2028) (中間目標年度)	R14 (2032) (計画目標年度)
最終処分量②	458	428	412
焼却残渣量	458	428	412
一人1日当たり最終処分量 (g/人日)	26	25	24
ごみ処理量①	13,469	13,085	12,680
最終処分率②/①	3.4%	3.3%	3.2%

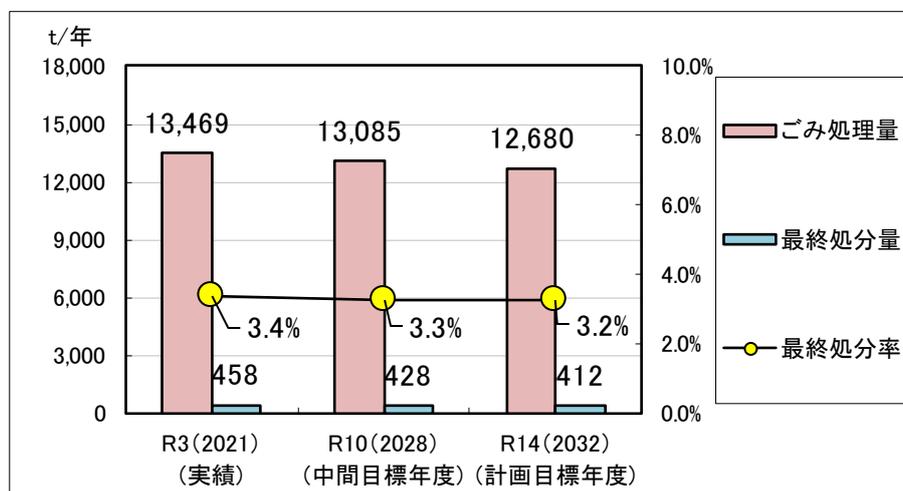


図 3.4-7 最終処分量・最終処分率の予測（単位：t/年）

#### 参考 エコチェックテスト③

エコライフを実践しているか確認するためのテストにチャレンジしてみましよう。

自然共生社会

- 旬のもの、地ものを選んで購入します。
- 生きものを最後まで責任を持って育てます。
- 間伐材を使用する等環境に配慮した商品を優先的に購入します。
- 身近な生きものを観察したり、外に出て自然とふれあいます。
- 希少な動植物をみかけたら、採取や捕獲を控えます。
- できるだけ農薬や化学肥料の使用量が少ない農作物を選んでみます。
- 自然の再生・保全活動にすすんで参加します。

資料：環境省 3R まなびあいブック

## 3.5 ごみ処理計画

### 1) ごみの処理主体

本町におけるごみの処理主体は、図 3.5-1 に示すとおりです。

表 3.5-1 ごみの処理主体

項目		収集・運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	家庭系	委託業者、個人	茅ヶ崎市	委託業者
可燃粗大ごみ (令和7年度以降可燃 ごみに統合)	家庭系	委託業者、個人	茅ヶ崎市	委託業者
不燃ごみ	家庭系	委託業者、個人	茅ヶ崎市	委託業者
大型ごみ・ 特別大型ごみ	家庭系	委託業者、個人	茅ヶ崎市	委託業者
資源物	家庭系	委託業者、個人	寒川町	委託業者
可燃ごみ	事業系	許可業者、事業者	茅ヶ崎市	委託業者
不燃ごみ	事業系	事業者	事業者	事業者
資源物	事業系	事業者	事業者	事業者

### 2) 分別の区分

資源の有効利用や最終処分場への負荷低減のためには、ごみの排出を極力抑え、排出されたごみはできる限り資源化することが重要です。

令和3年(2021年)度における本町の資源物は以下の10分別です。

・びん	・かん	・ペットボトル	・廃食用油
・古紙類(新聞、雑誌、雑紙、段ボール、牛乳パック)			
・プラスチック製容器包装		・衣類布類	
・金属類	・蛍光灯	・水銀式体温(血圧)計	

### 3) 収集・運搬計画

ごみの分別区分に応じた収集・運搬が可能な体制の構築に努めます。ごみ処理事業のうち収集・運搬費に、経費を要しています。分別の区分ごとに、収集形態、収集回数、収集体制、収集・運搬料等について検討し、経済的、効率的な収集・運搬を実施します。

資源物置場の廃止(ごみ集積所に統合)、びん・かん・ペットボトルの収集回数の変更、剪定枝、スプレー缶の収集日を設けるなど収集方法の見直しを行います。

また、収集を効率的に行うため、可燃粗大ごみを廃止し、可燃ごみとの統合を進めます。可燃用の指定収集袋を不燃ごみと兼用し、サイズ等についても特大を加えた4種類のサイズのバイオマス含有袋の導入を検討しています。

#### 4) 中間処理計画

##### (1) 可燃ごみ・可燃粗大ごみ

可燃ごみ・可燃粗大ごみは、茅ヶ崎市に焼却処理を委託しており、今後も茅ヶ崎市への委託処理を継続していくことから、焼却量の削減に努めます。

##### (2) 不燃ごみ・大型ごみ・特別大型ごみ

不燃ごみも平成 27 年（2015 年）度以降、茅ヶ崎市へ処理を委託しています。令和 8 年（2026 年）度より、茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設が稼働開始します。

中間処理を効率的に行うため、令和 7 年（2025 年）度以降、不燃ごみのサイズを茅ヶ崎市と同様とします。（80 cm×50 cm×50 cm以下を 50 cm×50 cm×50 cm以下に変更）

##### (3) 資源物

平成 24 年（2012 年）4 月に稼働を開始した寒川広域リサイクルセンターでの適正な処理を推進します。

処理対象：びん、かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装

保 管：直接搬入された古紙類及び衣類布類、廃食用油、金属類

平成 25 年（2013 年）度より、公共施設のボックス回収により使用済小型家電の回収を行っており、平成 29 年（2017 年）度からは蛍光灯、水銀式体温計、水銀式血圧計も資源物として回収しています。

また、剪定枝の分別回収と資源化の検討をするとともに、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック製品の分別回収・資源化に向け検討を進めます。

##### (4) 中間処理の方法

中間処理の方法は、表 3.5-2 に示すとおりです。

表 3.5-2 中間処理の方法

項目	処理施設	処理方法
可燃ごみ	茅ヶ崎市環境事業センター	焼却処理
可燃粗大ごみ (令和7年度以降可燃ごみに統合)	茅ヶ崎市環境事業センター	焼却処理
不燃ごみ	茅ヶ崎市環境事業センター	破碎・焼却処理
大型ごみ・特別大型ごみ	茅ヶ崎市環境事業センター	破碎・焼却処理
資源物 (びん、かん、プラスチック製容器包装、ペットボトル)	寒川広域リサイクルセンター	選別・圧縮梱包処理
資源物 (古紙、衣類布類、廃食用油、金属類)	寒川広域リサイクルセンター	貯留→直接資源化

## 5) 施設整備の基本方針

本町は、可燃ごみの焼却は「茅ヶ崎市環境事業センター」において処理、資源物は「寒川広域リサイクルセンター」にて処理を行っています。

今後の施設整備については、以下に示すとおりです。

- ・茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設を整備します。(令和8年(2026年)3月竣工予定)
- ・茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設の整備方針(延命化または更新)を検討します。
- ・寒川広域リサイクルセンターの令和13年(2031年)度以降のあり方、集約化の可能性を検討します。

(資料:湘南東ブロックごみ処理広域実施計画(改定)令和4年(2022年)3月)

## 6) 最終処分計画

現在、焼却灰は、茅ヶ崎市より引き取り、業者へ処分を委託しており、埋立及び資源化しています。

本町は、一般廃棄物最終処分場の整備は計画せず、今後も最終処分は県外の民間処分場への委託を計画しています。埋立処分量や運搬に伴う環境負荷を軽減するため、ごみの排出量削減への取り組みを行うとともに、焼却灰の資源化を推進します。

## 7) その他

### (1) 衛生指導員

本町では、住民の衛生思想の向上とその実践をはかるため、衛生指導員を設置しています。衛生指導員には、ごみの出し方や減量化・資源化を推進するための資源物置場での分別指導を行っていただいております。資源物置場の廃止(ごみ集積所に統合)などの見直しを進めているため、衛生指導員制度の廃止についても検討を進めます。

### (2) ごみ集積所、資源物置場

本町では、ごみの集積所及び資源物置場は、ステーション方式での回収を行っており、町内各地に設置しています。

ごみ集積所は利用者により、資源物置場については自治会による管理により、それぞれ清潔が保たれています。特に、資源物置場については、月に一度の資源物収集日には、前日に資源物を入れるためのネット袋やコンテナが配布され、資源物置場として明示されています。

### (3) 災害対策

災害時に本町で発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、「寒川町災害廃棄物処理計画」を令和2年(2020年)3月に策定しました。災害時は「寒川町災害廃棄物処理計画」において、適正な処理を行います。

また、令和8年(2026年)度以降は、茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設が稼働開始するため、破碎・選別処理についてはこちらの処理に加え、排出量に応じて二次仮置場に破碎設備等を設置します。

#### (4) ペットボトルの水平リサイクル ボトル to ボトル

収集したペットボトルは、様々な製品にリサイクルされていましたが、多くは数回でリサイクルが途切れ、最終的には焼却されています。

ペットボトルからペットボトルに再生するリサイクル手法（水平リサイクル） ボトル to ボトルは半永久的にリサイクルが可能となり、化石由来原料から新たにペットボトルを製造する場合と比べ、CO<sub>2</sub>を約60%削減することができます。

地域の飲料メーカーとボトル to ボトルの検討を進めます。

#### (5) 処理困難物

本町では、以下のものについては収集できないごみとして位置づけ、処理の方法は、専門業者またはメーカー等への問い合わせによるものとしています。

処理方法に関する情報を適宜発信し、適正処理を推進します。

エアコン(ウインド型含む)、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、洗濯機(乾燥機、全自動)、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機、パソコン(デスクトップ、ノート、液晶・ブラウン管ディスプレイ)、自動車・オートバイ(部品含む)、瓦、建築廃材、コンクリート製ブロックおよび破片、洗面台、畳、砂・石・土、塗料・溶剤、廃油(食用以外)、農薬・劇薬、石綿、タイヤ、バッテリー、石膏製品、タイル、断熱材、ソーラーパネル、太陽熱温水器、電気温水器、便器、ピアノ、農業用機械、発電機、モーター(単体)、井戸ポンプ、電動車いす、電動式ベット、スプリングマットレス(横幅140cm以上)、ガス容器、耐火金庫、うす、漬物石、芝刈り機(エンジン式のみ)、木(長さ2m以上または直径20cmを超えるもの)、在宅医療廃棄物で感染性の疑いのあるもの等

#### (6) 不法投棄対策

河川、道路敷等に不法に投棄される廃棄物を中心に県と合同でパトロールを実施しています。

また、以下の取り組みを実施しています。

- ・相模川美化キャンペーン（毎年5月30日に近い日曜日）
- ・目久尻川・小出川美化キャンペーン（年1回実施）
- ・まちぐるみ美化運動（春・秋の年2回実施）
- ・寒川郵便局との協定（平成15年（2003年）2月以降 不法投棄の発見や情報提供の協定）

今後も引き続きパトロールをはじめとする各種取り組みを推進します。



不法投棄用監視カメラ

(資料：第3次寒川町環境基本計画)

# 第2編 食品ロス削減推進計画

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1.1 計画策定の背景と目的

平成27年(2015年)9月、国際連合は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題し、17の目標と169の達成基準からなる「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」を採択しました。このうち、第2の目標として、「飢餓をゼロに」という目標が定められています。この目標を達成するためには、食料生産力の向上に加え、食料の流通から無駄を減らすことが重要です。さらに、第12の目標である「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」のうち、達成基準12.3として「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人あたりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」ことが定められています。このように、「食品ロス」を減らすことに注目が集まっています。



[食品ロスに関連するSDGsロゴ 出典：国際連合広報センター]

日本でも、同様の取り組みとして、食品ロスを削減することが求められています。食品ロスとは、「本来食べられるのに捨てられてしまう食品」のことを指し、図1.1-1に示す通り、生産、製造、販売、消費のどの段階からも発生します。また、発生する場所によって、「家庭系食品ロス」と「事業系食品ロス」の2種類に分けられます。日本における食品ロスの総量は、図1.1-2に示す通り、令和3年(2021年)度においては523万トンと推計されており、国民1人1日あたりに直すと約114gとなります。

日本における食品ロス削減の目標は、第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年(2018年)6月19日閣議決定)、及び食品リサイクル法に基づく基本方針(令和元年(2019年)7月12日公表)において、食品ロスを2030年までに2000年度比で半減すると定められています。なお、この目標は、家庭系食品ロスと、事業系食品ロスのいずれについても半減させることとなっています。



### 参考 寒川町のこれまでの取り組み

食品ロスの削減のため、フリーマーケットでの啓発活動や、削減型生ごみ処理機「キエーロ」の斡旋販売などが行われてきました。また、町内では寒川町社会福祉協議会が「フードバンクさむかわ」を立ち上げています。



削減型生ごみ処理器「キエーロ」(再掲)      フリーマーケット開催時の様子(再掲)

## 1.2 計画の位置づけ

今回の食品ロス削減推進計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項に基づく「当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」(市町村食品ロス削減推進計画)として位置付けられるものです。

食品ロス削減推進計画は、同条第2項に準じて、「寒川町総合計画2040第1次実施計画」(令和3年(2021年)4月)、「第3次寒川町環境基本計画」(令和3年(2021年)3月)等や、各年度の施政方針に対し、食品ロスやごみ減量の内容について整合を図ります。このほか、本町、藤沢市及び茅ヶ崎市で構成する湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議において策定した「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」(令和4年(2022年)3月)等に対しても、同様に整合を図ります。

## 1.3 計画期間



## 1.4 計画対象

### 1) 計画の対象廃棄物

食品ロス削減推進計画の対象物は、本町全域で発生する食品ロスとします。  
全体像を図 1.1-3 にまとめます。

食品ロスには3つの種類があり、発生要因ごとに「直接廃棄（手付かず食品）」「過剰除去」  
「食べ残し」に分けられます。それぞれの分類の詳細は、下記のとおりです。

- 直接廃棄：購入後、開封または調理されずに廃棄された食品
- 過剰除去：不可食部を除去する際、可食部まで過剰に除去したもの
- 食べ残し：購入後、開封または調理されて食卓にのぼったが、食べ切れず廃棄したもの

このように分類される食品ロスについて、実際に本町で排出された例を図 1.1-4 に示します。

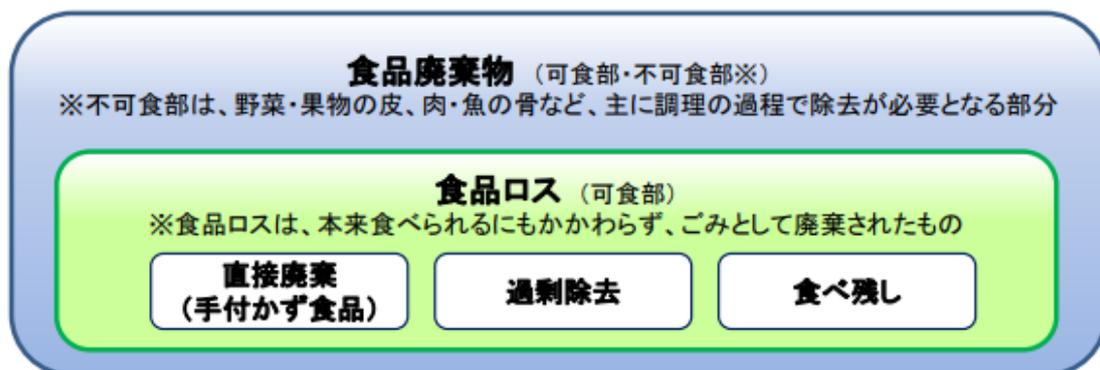


図 1.1-3 食品廃棄物と食品ロスの関係

出典：家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書  
(令和元年(2019年)5月)

## 本町で実際に発生した食品ロス



図 1.1-4 食品ロスの種類と実例

## 第2章 食品ロスの現状と課題

### 2.1 食品ロスの発生量

#### 1) 家庭系食品ロス

##### ① ごみ質

本町は、令和元年度（2019年）より、家庭系ごみに含まれる食品ロスである家庭系食品ロスの調査を継続的に実施しています。家庭系食品ロスは、一般家庭から発生する食品ロスであり、消費期限切れによる直接廃棄や、食材の買いすぎ・料理の作りすぎに伴う食べ残しなどが含まれています。以下、令和5年（2023年）度の調査結果を示します。

表 2.1-1 及び図 2.1-1 に、家庭系可燃ごみに含まれる食品廃棄物の組成を示します。最新の調査である令和5年（2023年）度では、家庭系可燃ごみのうち41.93%が食品廃棄物であり、令和4年（2022年）度と同等の水準となっています。また、食品廃棄物の分類として最も大きい割合を占めていたのは「食べ残し」の52.84%、次に「調理くず」の30.72%、「直接廃棄」の15.37%と続いています。これまで最も大きい割合を占めていたのは調理くずだったため、過去に実施した令和元年（2019年）度～令和4年（2022年）度と異なる傾向となっています。この変化の原因として推測されるものは、令和2年（2020年）度から発生している新型コロナウイルス感染症の流行と、それに伴うデリバリー需要の増大及びデリバリー対象地域の拡大や、買い物頻度の変化といった、社会的な行動変容が挙げられます。このため、買いすぎによって食べ残し・直接廃棄が増加したものと推測されます。

以上のことから、家庭系可燃ごみに含まれる食品ロスの割合は、ここ最近、増加傾向にあるといえます。

表 2.1-1 家庭系ごみに含まれる食品廃棄物の組成比（単位：％）

区分	排出割合全体					食品廃棄物全体				
	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
直接廃棄	3.46	2.79	3.39	6.77	6.45	7.38	5.93	8.65	17.76	15.37
食べ残し	7.34	9.05	6.24	9.32	22.16	15.65	19.21	15.93	24.43	52.84
調理くず	35.1	33.62	29.54	25.45	12.88	74.82	71.34	74.79	57.52	30.72
過剰除去	1.01	1.66	0.25	0.22	0.44	2.15	3.52	0.63	0.29	1.07
計	46.91	47.12	39.42	41.76	41.93	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

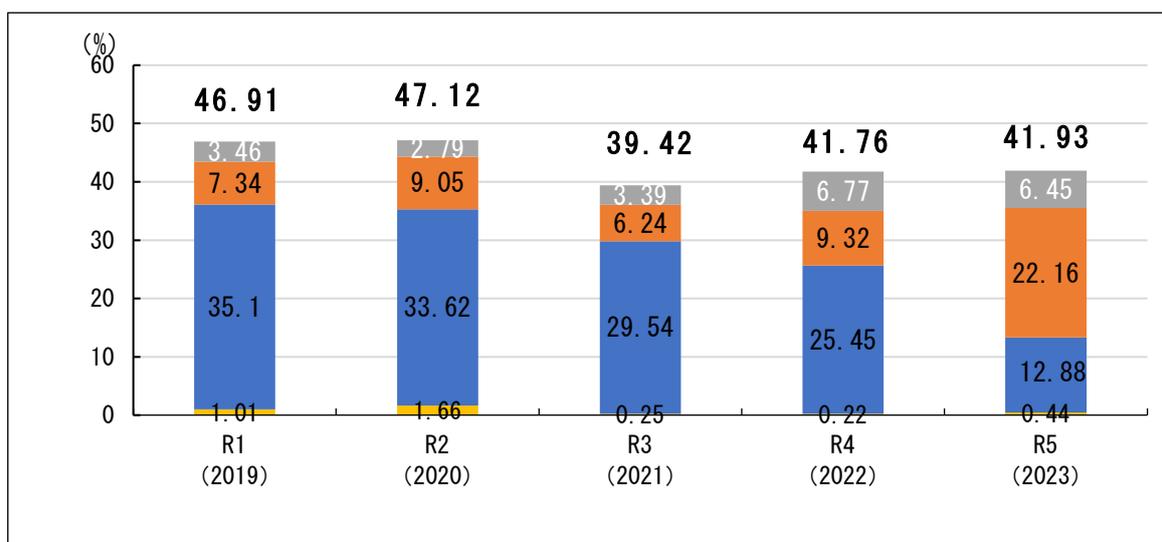


図 2.1-1 家庭系可燃ごみに含まれる食品廃棄物の推移  
（数値は家庭系可燃ごみ全体に対する組成比）

② 食品ロス発生量の推計値と推移

ごみに含まれる食品ロスの割合、人口及びごみの総排出量から、本町全体での食品ロスの発生量を推計することができます。

家庭系食品ロスの調査に示した組成比を用いて算出した食品ロスの発生量及び将来予測を表 2.1-2 家庭系食品ロスの発生量 に示します。なお、食品ロス調査は令和 5 年（2023 年）度まで実施していますが、人口及びごみ排出量の実績値でないため、令和 4 年（2022 年）度と令和 5 年（2023 年）度の数値は予測値として扱っています。令和 4 年度以降の人口及び収集可燃ごみ量は、本町を含むごみ処理広域化実施計画である湘南東ブロックにおける予測値を用いています。

表の各項目の内容は、次の通りです。

- 人口<sup>1)</sup>：本町の人口
- 収集可燃ごみ原単位：町民 1 人が 1 日に排出する収集可燃ごみの量
- 食品ロス割合<sup>2)</sup>：収集可燃ごみに含まれる食品ロスの割合
- 食品ロス量原単位：町民 1 人が 1 日に排出する食品ロス量
- 収集可燃ごみ量<sup>1)</sup>：町全体の収集可燃ごみの量
- 食品ロス量：町全体の食品ロス量

- 1) 予測値には湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画の数値を使用
- 2) 本町の組成調査結果を使用

前述のとおり、この5年間は、令和2年（2020年）度から令和4年（2022年）度にかけての新型コロナウイルス感染症の流行及びそれに起因する行動の変容が影響していることに留意する必要があります。これを踏まえ、将来予測における食品ロスの割合は、新型コロナウイルス感染症流行の影響が最も強かった令和2年（2020年）度の数値及び食品ロス割合が飛び抜けて高い値となった令和5年（2023年）度の数値を除いた3年間の平均値を使用しています。

表 2.1-2 家庭系食品ロスの発生量

	実績			予測			
	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
人口(人)	48,685	48,847	48,999	48,290	48,151	47,980	47,939
収集可燃ごみ原単位(g/人日)	370.68	373.38	369.59	368.78	367.92	366.19	362.73
食品ロス割合(%)	11.81%	13.50%	9.88%	16.31%	29.05%	12.67%	12.67%
食品ロス量原単位(g/人日)	43.8	50.4	36.5	60.1	106.9	46.4	45.9
収集可燃ごみ量(t)	6,605	6,657	6,610	6,500	6,484	6,413	6,347
食品ロス量(t)	780	899	653	1,060	1,884	812	804

	予測						
	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
人口(人)	47,876	47,790	47,696	47,581	47,396	47,194	46,980
収集可燃ごみ原単位(g/人日)	357.6	352.86	349.47	345.54	341.92	337.69	334.86
食品ロス割合(%)	12.67%	12.67%	12.67%	12.67%	12.67%	12.67%	12.67%
食品ロス量原単位(g/人日)	45.3	44.7	44.3	43.8	43.3	42.8	42.4
収集可燃ごみ量(t)	6,249	6,172	6,084	6,001	5,915	5,833	5,742
食品ロス量(t)	792	782	771	760	749	739	727

※食品ロス割合はR5(2023)まで実績値。

R5(2023)の数値が過去の数値と乖離があるため、R6(2024)以降の割合はR1(2019)、R3(2021)、R4(2022)の平均値とする。

表 2.1-2 より、最新の実績値である令和3年（2021年）度では、本町全体では653トンの食品ロスが発生しており、1人1日あたり36.5gの食品ロスを排出していると推計されます。

表 2.1-2 の収集可燃ごみ原単位は、「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画のとおりにより各自自治体のごみの減量化に取り組み続けた場合」の将来予測を示すものであり、令和4年（2022年）度以降も減少する見込みとなっています。そのため、ごみ全体の減量化に取り組むにつれ、可燃ごみに含まれる食品ロスの割合が高くないよう対策を実施していくことで、表 2.1-2 家庭系食品ロスの発生量の「食品ロス量（令和6年（2024年）度以降）」のとおり、本町全体の食品ロス量も、計画期間中、毎年継続して削減することが可能といえます。一方で、令和3年（2021年）を境に、可燃ごみに含まれる食品ロスの割合が令和4年（2022年）度及び令和5年（2023年）度は増加に転じていることから、家庭における食品ロスの対策が非常に重要といえます。

## 2) 事業系食品ロス

### ① ごみ質

事業所から可燃ごみとして排出されるごみに対しても、家庭ごみと同様の食品ロス（事業系食品ロス）の調査を実施しました。事業系食品ロスは、事業所から一般ごみとして排出され焼却施設に集められるごみに含まれる食品ロスを指します。これには、業種にもよりますが、オフィスでの弁当の食べ残しや、飲食店における過剰除去などが含まれています。

表 2.1-3 事業系可燃ごみに含まれる食品廃棄物の組成比に、事業系可燃ごみに含まれる食品廃棄物の組成を示します。事業系可燃ごみのうち 22.42%が食品廃棄物であり、この値は家庭系可燃ごみと比べて半分程度と、低いものになっています。また、食品廃棄物の分類として最も大きい割合を占めていたのは「食べ残し」の 96.65%、次に「調理くず等」の 2.23%でした。このことから、事業系食品ロスに占める分類は、家庭系と同様に、食べ残しが最も多いという結果になりました。

表 2.1-3 事業系可燃ごみに含まれる食品廃棄物の組成比

区分	排出量 (kg)	割合 (%)
事業系可燃ごみ	57.54	
食品廃棄物	12.90	22.42
直接廃棄	0.14	0.25
食べ残し	12.47	21.67
調理くず等	0.29	0.50
過剰除去		
(可食部分)	12.61	21.92

■ : 可食部分

区分	排出量 (kg)	割合 (%)
食品廃棄物	12.90	
直接廃棄	0.14	1.12
食べ残し	12.47	96.65
調理くず等	0.29	2.23
過剰除去	0.00	0.00
(可食部分)	12.61	97.77

■ : 可食部分

### ② 食品ロス発生量の推計値と推移

事業系の食品ロス発生量についても、家庭用と同様に算出します。算出した食品ロスの発生量、及び将来予測を表 2.1-4 に示します。ごみ組成調査に基づく事業系食品ロスの全体像を把握する試みは今回が初めてであることから、今回得られた事業系可燃ごみに対する食品ロスの割合が令和元年（2019年）～令和14年（2032年）の期間で一定であるとの仮定の下、食品ロスの量を推計しました。

表 2.1-4 事業系食品ロスの発生量

事業系 R5調査ベース	実績				予測									
	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
人口 (人)	48,685	48,847	48,999	48,290	48,151	47,980	47,939	47,876	47,790	47,696	47,581	47,396	47,194	46,980
食品ロス割合 (%)	21.92%	21.92%	21.92%	21.92%	21.92%	21.92%	21.92%	21.92%	21.92%	21.92%	21.92%	21.92%	21.92%	21.92%
収集可燃ごみ量 (t)	2628	2407	2594	2590	2586	2581	2577	2575	2569	2566	2562	2558	2555	2548
食品ロス量 (t)	576.1	527.6	568.6	567.7	566.9	565.8	564.9	564.4	563.1	562.5	561.6	560.7	560.1	558.5
食品ロス量原単位 (g/人日)	32.4	29.5	31.8	32.2	32.3	32.2	32.3	32.3	32.3	32.2	32.3	32.4	32.5	32.5

表 2.1-4 より、最新の実績値である令和 3 年（2021 年）度では、本町全体では 568.6 トンの食品ロスが発生しており、1 人 1 日あたり 31.8g の食品ロスを排出していると推計されます。表 2.1-4 の収集可燃ごみ量は、家庭系と同じく、「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画のとおりに所属自治体のごみの減量化に取り組み続けた場合」の将来予測を示すものです。事業系ごみの対策は家庭系よりも難しいことから、令和 4 年（2022 年）度以降の食品ロスは年間数トン程度ずつの削減であり、1 人 1 日あたりの食品ロス量はほとんど横ばいになる見込みとなっています。

## 2.2 食品ロス削減に向けた課題

食品ロス削減に向けて、本町の現状として、次のような点が挙げられます。

- 家庭系可燃ごみに含まれる食品ロスの割合が、令和 3 年（2021 年）度以降増加傾向にある
- 特に、食べ残しの組成比については、顕著な増加傾向を示している
- 事業系家庭ごみについては、家庭系以上に食べ残しが多い状態となっている
- 事業系可燃ごみ全体の削減が難しく、事業系食品ロスが将来的に横ばいになると推測される

これらを踏まえて、食品ロス削減に向けた本町の課題としては、次のような点が挙げられます。

- 家庭系・事業系を問わず、特に食べ残しの排出を減らす
- 事業系食品ロスの削減に向け、より一層の取り組みをする

また、他自治体の先行事例を考慮すると、食品ロスの削減は、特定の施策単体によって達成を目指すものではないため、多岐にわたる対策が実施されています。このため、上記の食べ残しだけでなく、直接廃棄・過剰除去についても対策を実施する必要があります。それに加え、町民の皆様だけでなく、事業者の皆様、町も含めた三者が食品ロス削減の主体者となって取り組んでいくことが非常に重要です。

## 第3章 食品ロス削減推進計画

### 3.1 基本理念及び基本方針

本町における自治の基本方針を定めた「寒川町自治基本条例」（平成19（2007年）年4月）では、基本理念を「町民と町が協働するまちづくり」としています。また、今回改定する一般廃棄物処理基本計画では、基本理念を「町民、事業者、町の三者協働による循環型社会の構築を目指します。」と定めています。このように、本町のまちづくりにおける基本理念として、パートナーシップの充実は非常に重要なものです。

また、食品ロスの削減は、可燃ごみの多くを占める生ごみの減量と密接に結びついているため、一般廃棄物処理基本計画において定められた基本方針である「3R+Renewableの推進、適正な廃棄物処理を行い、ごみの減量化・資源化を推進します。」と共通した施策が少なくありません。

本計画ではこれらを踏まえ、食品ロスを削減する基本方針として、下記の項目を設定します。

#### 【基本方針】

- 1 食品ロスについて知り、対策を学ぶ
- 2 全町協働で食品ロスの削減に取り組む

### 3.2 数値目標

食品ロス削減推進法第11条に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年（2020年）3月31日閣議決定）で定められている食品ロスの削減目標は、家庭系・事業系ともに、2030年までに2000年度比で半減することであり、これを踏まえ、食品ロスの削減について、目標を設定します。

#### 1) 食品ロス量の削減目標

##### ① 家庭系食品ロス

家庭系食品ロスについては、削減期待量として、下記を設定します。

#### 【家庭系食品ロス・削減目標】

令和14年（2032年）度（計画最終年度）までに、  
家庭系食品ロスの排出を49.1g/1人1日\*以下にする

※ 49.1g/1人1日という目標値は、日本全体での削減目標値と同じ値です。  
（令和12年（2030年）度時点で、平成12年（2000年）度の排出量に対して半分）

## ② 事業系食品ロス

事業系の食品ロスについては、下記を設定します。

### 【事業系食品ロス・削減目標】

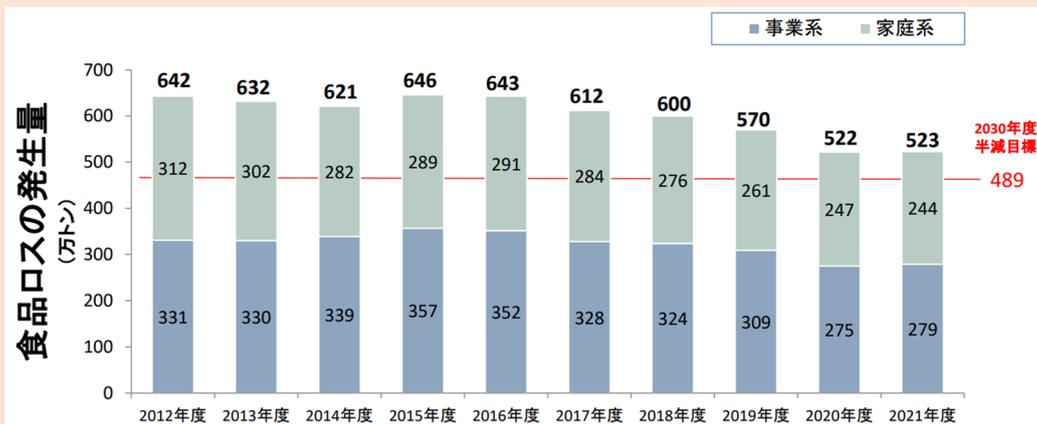
事業系食品ロスの減少傾向をより強めるため、  
各事業者が積極的な取り組みを行う

#### 参考 日本の家庭系食品ロス削減目標

日本の家庭系食品ロス削減目標は、平成12年（2000年）時点の433万トンから、216万トンまで削減することです。この216万トンという値を、国立社会保障・人口問題研究所が作成した将来人口推計値（令和5年度版・出生中位・死亡中位）を用いて1人1日あたりの量に直すと、49.1g/1人1日となります。

この数値を基準と考え、下回り続けられるようにすることが重要です。

※寒川町の家庭系食品ロス原単位（令和3年（2022年）度）：36.5g/1人1日



出典：環境省 我が国の食品ロスの発生量の推計値（令和3年度）

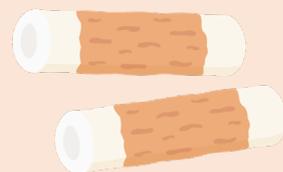
※端数処理のため、合計と内訳の計が一致しないことがあります。

#### 参考 食品ロス量のめやす

前のページでご紹介した49.1g/1人1日という値は、  
Sサイズのたまご1個と同等の重量です。

（農林水産省・鶏卵規格取引要綱より）

また別の目安として、49.1g/1人1日を  
本町で週に2回実施されている可燃ごみ収集の  
1回あたりに直すと、172g/1人1回となります。  
これは組成調査で実際に排出された商品で例えると、  
5本入りのちくわを2パック程度、  
未開封で廃棄した場合と同程度の重量です。



### 参考 事業系食品ロスについて（事業者の方向け）

事業系の食品ロスについては、国の削減目標に合わせた設定が難しくなっています。この理由としては、組成調査とごみ処理量に基づいた本町の推計手法に対して、国の推計手法は食品事業者のリサイクル率を用いた推計手法を採用しており算出方法が異なっていること、そのため事業所数に基づいた按分による比較が妥当でない可能性があること、本町の平成12年（2000年）時点における事業系食品ロスの推定が困難であることなどが挙げられます。

事業系食品ロスは削減しにくく、しかし家庭系食品ロスと同様に削減することが求められています。事業所単位で積極的に対策をとっていきましょう。

### 参考 ローリングストックとは

備蓄食材を普段の食事でも食べ、その分だけ買い足すという方法です。災害に備えながら、食品ロスも一緒に減らしていきましょう。



出典：農林水産省 災害時に備えた食品ストックガイド

### 3.3 施策体系

#### 1) 施策の全体像

本計画の施策体系は、図 3.3-1 に示すとおりです。食品ロスについて学ぶこと、実際に対策をすることの各段階について、町民・事業者・町が連携して取り組むイメージを示しています。

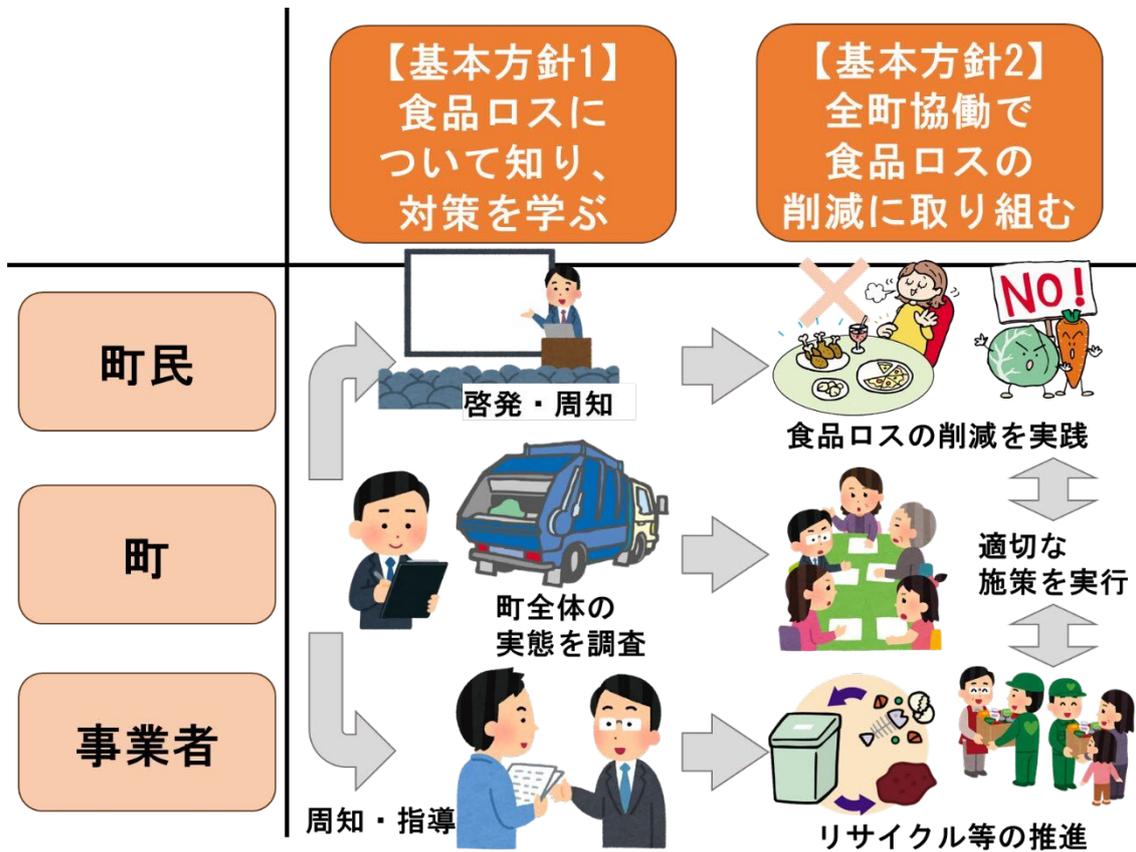


図 3.3-1 本計画の施策体系イメージ図

#### 2) 目標達成のための具体的な施策

ここでは、食品ロスの削減目標を達成するための具体的な施策及び計画期間内における施策の実施方針を示します。

なお、前述のとおり、食品ロスの削減に向けた取り組みは、一般廃棄物処理基本計画において定めたごみの減量化・資源化目標と重複している部分があります。このため、「内容」中の箇条書きのうち、一般廃棄物処理基本計画と重複した施策については、☆マークで強調してお示しすることとします。また、本計画の策定以前から継続的に実施されている施策については、「これまでの取組」として、併せて示します。

施 策	取 組 内 容																								
<p>1. 食品ロス排出のさらなる実態調査を進める</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミ組成調査の継続的な実施</li> <li>・ 料理飲食業協会へのアンケートを実施</li> </ul> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="596 407 1335 535"> <tr> <td>H30</td><td>…</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年（2019年）度以降、継続的にゴミ組成調査を実施</li> </ul>	H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続						
H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
					継続																				
<p>2. 生ごみ処理器の普及推進</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 消滅型生ごみ処理器（キエーロ）の斡旋販売</li> <li>☆ 町広報媒体やイベント等による周知</li> </ul> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="596 934 1335 1061"> <tr> <td>H30</td><td>…</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ キエーロの斡旋販売を平成26年から実施中</li> <li>・ 各種媒体においてキエーロを紹介</li> </ul>	H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続						
H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
					継続																				
<p>3. 学校給食センターでの給食残渣のリサイクル検討</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 給食センターにおける給食残渣の堆肥化や資源化等の働きかけ</li> </ul> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="596 1413 1335 1541"> <tr> <td>H30</td><td>…</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>着手</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堆肥化や減量化の手法について検討（他自治体の先行事例視察を含む）</li> </ul>	H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14							着手					
H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
						着手																			

施 策	取 組 内 容																								
<p>4. 3010 運動の推進</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>2 負荷を ゼロに</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>  </div>	<p>☆パンフレット等、周知強化</p> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H30</th><th>…</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="color: red;">継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業まつりのパネル展を実施</li> <li>・広報誌（ゴミ野ゲンゾウ見聞録）に掲載</li> </ul>	H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続						
H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
					継続																				
<p>5. 生ごみ3キリ運動の 推進</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>2 負荷を ゼロに</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>  </div>	<p>☆広報媒体等による町民への周知</p> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H30</th><th>…</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="color: red;">着手</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌に掲載</li> <li>・本計画で施策としてピックアップ</li> <li>・ごみと資源の分け方・出し方の冊子に掲載</li> </ul>	H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14							着手					
H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
						着手																			

### 参考 3キリ運動とは

生ごみの量を減らすための3つの“キリ”を実践するという運動です。

- 使いキリ：食材を買いすぎず、使い切ります。
- 食べキリ：おうちの中でも外でも、料理は食べ切ります。
- 水キリ：生ごみを捨てる時、水を切ってから捨てます。



施策の取り組み方針	内 容																																				
<p>6. エコクッキング講座の開催</p> 	<p>☆要望等を勘案しつつ定期的を実施</p> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="600 360 1334 488"> <thead> <tr> <th>H30</th><th>…</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table> <p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年（2016年）度以降、継続的に開催（コロナ禍の状況に合わせて開催）</li> </ul>	H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続							→											
H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																										
					継続																																
→																																					
<p>7. 事業者に対する食品廃棄物リサイクルの周知</p> 	<p>☆排出事業者等への個別指導</p> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="600 745 1334 873"> <thead> <tr> <th>H30</th><th>…</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table> <p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年（2018年）度以降、事業所訪問及び食品廃棄物リサイクルの周知を実施（令和2年（2020年）度のみコロナ禍のため見合わせ）</li> </ul>	H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続							→											
H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																										
					継続																																
→																																					
<p>8. フードバンク、フードドライブの周知、連携</p> 	<p>☆広報媒体等によるフードドライブの町民への周知</p> <p>☆フードバンク団体、事業者との連携</p> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="600 1225 1334 1352"> <thead> <tr> <th>H30</th><th>…</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>着手</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table> <p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年（2022年）8月より、フードバンク団体の活動あり</li> <li>・本計画で施策としてピックアップ</li> <li>・フードバンクやフードドライブの周知</li> <li>・広報媒体等を利用した食品ロスの啓発</li> </ul>	H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14							着手						→											
H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																										
						着手																															
→																																					
<p>9. ゴミ野ゲンゾウ見聞録を利用した啓発</p> 	<p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="600 1704 1334 1832"> <thead> <tr> <th>H30</th><th>…</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table> <p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロスに関する啓発記事を掲載</li> </ul>	H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14						継続							→											
H30	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																										
					継続																																
→																																					

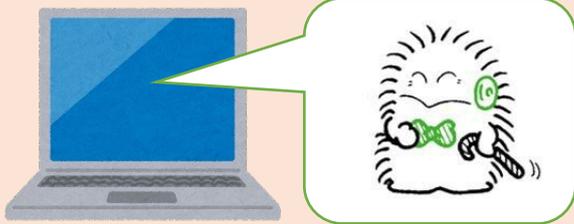
### 3.4 町民・事業者・行政の役割と取り組み

ここでは、町民・事業者・町のそれぞれが担うべき役割と、実践していただくアクションについて説明します。

#### 1) 町民の役割と取り組み

町民の皆様は、家庭系食品ロスの削減に大きな役割を担っています。また、外食の利用などを通して、事業系食品ロスの削減にも関わっています。

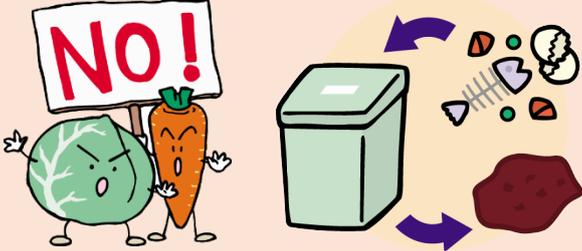
そこで、町民の皆様には、さまざまな媒体を通して食品ロスについて学んでいただくとともに、3キリ運動や3010運動を実践していただきます。

取り組み	行動内容
<p>食品ロスについて学びましょう</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町のホームページや広報誌を利用し、食品ロスとその対策について学びましょう。</li> </ul> 
<p>食材・食品の買いすぎに気を付けましょう</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品を購入するときは、必要量を把握し、使い切れる量を購入しましょう。 (3キリ運動のひとつ：使いキリ)</li> <li>・賞味期限と消費期限の違いを理解し、使うタイミングに合った買い方をしましょう。</li> <li>・買ってからすぐに食べたり使ったりする場合は、てまえどりを実践しましょう。</li> </ul>   <p>環境省 HP より てまえどり啓発ポスター</p>

#### 参考 てまえどり（環境省 HP より）

買ってすぐ食べる場合、陳列棚の手前から購入するようにしましょう。



取り組み	行動内容
<p>食べ残しを減らしましょう</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご家庭で食品を調理する際は、作りすぎず、料理は食べ切りましょう。 (3 キリ運動のひとつ：食べキリ)</li> <li>外出では 3010 運動に協力し、食べ残しをなくしましょう。</li> </ul>  
<p>食品ロスの排出を減らしましょう</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコレシピを実践し、食材ごみを減らしましょう。</li> <li>どうしても廃棄する場合は、生ごみ処理器（キエーロ）を活用しましょう。</li> <li>賞味期限内の食品等については、フードドライブへの参加を考えてみましょう。</li> </ul> 

**参考** エコレシピの実践を

これは令和 5 年（2023 年）度で開催されたエコレシピ講座の風景です。

食材を無駄にしない料理を実践してみましょ。

消費者庁からも、「食材を無駄にしないレシピ」といった、エコレシピが公開されています。



**参考**食品ロスダイアリーをつけてみましょう

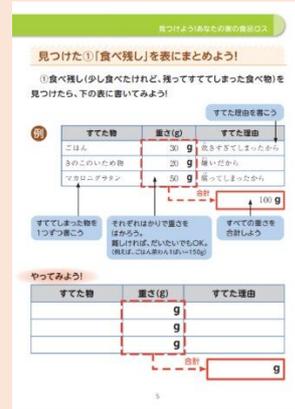
ご家庭からの食品ロスを把握するうえで、食品ロスダイアリーをつけてみることは有効な手段のひとつです。

食品ロスの削減以外に、家計の節約や、温室効果ガスの削減にもつながります。

ぜひ一度チャレンジしてみてください。

出典：環境省

【7日でチャレンジ！食品ロスダイアリー】



**2) 事業者の役割と取り組み**

事業者の皆様は、事業系食品ロスの削減に取り組んでいただきます。

事業系食品ロスの削減においては、各々の事業所における食品ロスの排出実態を把握し、対策を立てていただくことが重要です。把握した実態に合わせて、必要に応じた取り組みを実施していただきます。

取り組み	行動内容
<p>排出の実態を把握しましょう</p> <p>2 無駄をゼロに </p> <p>12 つくる責任 つかう責任 </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業所から排出される食品ロスについて把握し、問題点を洗い出しましょう。</li> </ul> 
<p>事業に応じた対策を立てましょう</p> <p>2 無駄をゼロに </p> <p>12 つくる責任 つかう責任 </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>把握した問題点に応じて、目標を立て、食品ロスを減らすよう努めましょう。</li> <li>食品ロスに限らず、ごみを多量に排出する事業者に対しては、減量化等計画書の作成が求められます。改めて、ごみの減量化や資源化への目標を明確にしましょう。</li> </ul> 
<p>食べ残しに注意しましょう</p> <p>2 無駄をゼロに </p> <p>12 つくる責任 つかう責任 </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業系ごみからも、食べ残しを減らしていきましょう。</li> <li>特に職場等では、お弁当の食べ残しに注意しましょう。</li> </ul> 

取り組み	行動内容
<p>3010 運動に協力しましょう</p> 	<p>・特に外食系の事業所等では、3010 運動のポスター掲示やドギーバック（83 ページ参照）等などで食品ロスを減らしましょう。</p>  <p>※環境省 HP 3010 運動普及啓発用三角柱 POP より</p>
<p>フードバンク、フードドライブ及びフードパントリーに積極的に協力しましょう</p> 	<p>・フードバンク団体等に協力し、余剰した食品は積極的に提供しましょう。</p>  <p>(資料)「フードドライブ運用マニュアル」(富山県生活環境文化環境政策課、富山環境財団、令和3年3月)</p> <p>※家庭から協力する場合のイメージ図</p>
<p>食品リサイクルを心がけましょう</p> 	<p>・特に食品関連の事業所等では、食品廃棄物のリサイクルに努めましょう。</p> 

**参考** フードドライブ・フードバンク・フードパントリー

次のような違いがあります。

- フードドライブ：家庭などで余っている食品を集めて寄付する活動。
- フードバンク：食品の受け入れや提供を提供する組織。
- フードパントリー：特に子育て世代や、一人暮らしのお年寄りなどを対象とした食品寄付の活動。



**参考** ドギーバッグとは

外食産業で、どうしても食べ切れない料理を持って帰るための容器をドギーバッグといいます。

環境省では、このドギーバッグを使った持ち帰りを「mottECO(もってこ)」として、キャンペーンを実施しています。

出典：環境省 HP mottECO キャンペーンページより



**3) 町の役割と取り組み**

本町は町内で実施される食品ロス対策の施策すべてに関わります。

町民の皆様・事業者の皆様に対し、食品ロスの削減のための方針・対策を示します。特に食品ロスの削減に関する啓発に関しては、皆様に伝わりやすいよう、注意して取り組んでいきます。

取り組み	行動内容
<p>食品ロスの実態を調査し、皆様にお知らせします</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>2 飯粒をゼロに</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>12 つくる責任つかう責任</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ組成調査を継続実施し、結果は町のHPに掲載します。</li> </ul>
<p>食品ロス削減目標の達成に向け、施策を着実に実施します</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>2 飯粒をゼロに</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>12 つくる責任つかう責任</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画の施策を着実に実行し、目標の達成につなげます。</li> </ul>
<p>さまざまな媒体を活用し、食品ロスの啓発に努めます</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center; width: 30%;"> <p>2 飯粒をゼロに</p> </div> <div style="text-align: center; width: 30%;"> <p>4 質の高い教育をみんなに</p> </div> <div style="text-align: center; width: 30%;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center; width: 30%;"> <p>12 つくる責任つかう責任</p> </div> <div style="text-align: center; width: 30%;"> <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民の皆様・事業者の皆様幅広く知らせるため、既存の各種媒体（町のHP、各種広報誌等）やイベント等を活用し、食品ロスの啓発に努めます。</li> </ul>

# 第3編 生活排水処理基本計画

## 第1章 生活排水処理基本計画の現状と課題

### 1.1 生活排水処理の現状

#### 1) 生活排水処理体系

本町における令和3年（2021年）度現在の生活排水処理体系は、図1.1-1に示すとおりです。

本町の人口48,315人のうち、公共下水道人口は44,828人（92.8%）を占め、残りの3,487人（8.5%）が合併浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り人口となっています。

生活排水処理率は94.3%です。

浄化槽汚泥及びし尿は、寒川町美化センターで処理しています。

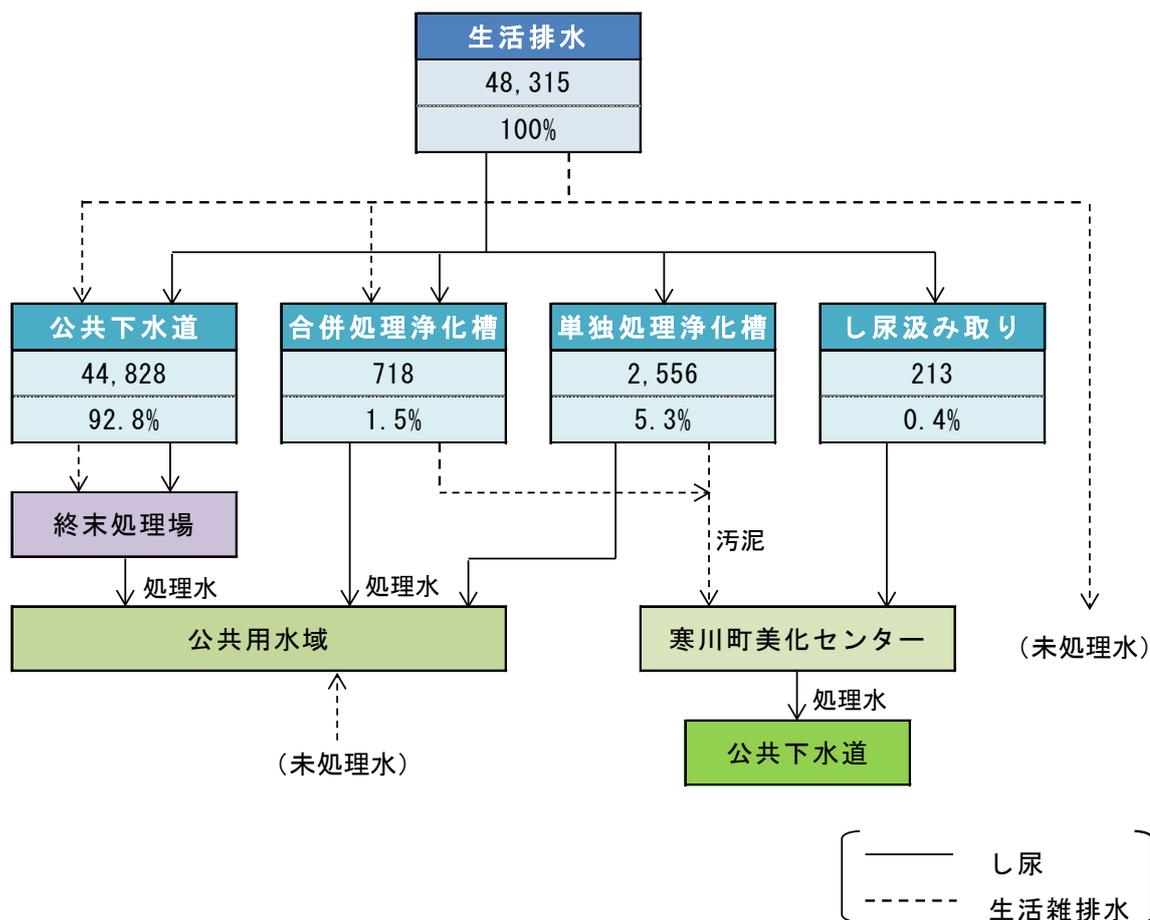


図 1.1-1 寒川町生活排水処理フロー（令和3年（2021年）度 単位：人）

（資料：「湘南東ブロックし尿処理広域化検討報告書 資料編」令和4年3月）

## 2) 生活排水の処理形態別人口の状況

平成 28 年（2016 年）度から令和 3 年（2021 年）度における生活排水処理形態別人口の推移は表 1. 1-1 及び図 1. 1-2 に示すとおりです。

生活排水処理率、水洗化率ともに平成 28 年（2016 年）度以降増加傾向にあり、令和 3 年（2021 年）度で生活排水処理率 94. 3%、水洗化率 99. 6%となっています。

表 1. 1-1 生活排水処理形態別人口の推移

項 目	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
① 行政人口（総人口）	48,116	48,121	48,232	48,379	48,348	48,315
② 水洗化・生活雑排水処理人口	44,389	44,714	44,887	45,108	45,434	45,546
(1) 公共下水道人口	43,344	43,859	44,072	44,328	44,679	44,828
(2) 集落排水施設等	0	0	0	0	0	0
(3) 合併処理浄化槽人口	1,045	855	815	780	755	718
(4) コミュニティプラント	0	0	0	0	0	0
③ 単独処理浄化槽人口	3,401	3,104	3,067	3,009	2,679	2,556
④ し尿収集人口	326	303	278	262	235	213
⑤ 自家処理人口	0	0	0	0	0	0
⑥ 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0
非水洗化率（= ④ / ① × 100）	0. 7%	0. 6%	0. 6%	0. 5%	0. 5%	0. 4%
水洗化率（= ② + ③） / ① × 100）	99. 3%	99. 4%	99. 4%	99. 5%	99. 5%	99. 6%
生活排水処理率（= ② / ① × 100）	92. 3%	92. 9%	93. 1%	93. 2%	94. 0%	94. 3%
公共下水道人口普及率（= (1) / ① × 100）	90. 1%	91. 1%	91. 4%	91. 6%	92. 4%	92. 8%

（資料：湘南東ブロックし尿処理広域化検討報告書 資料編」令和 4 年 3 月一部加筆 以下同）

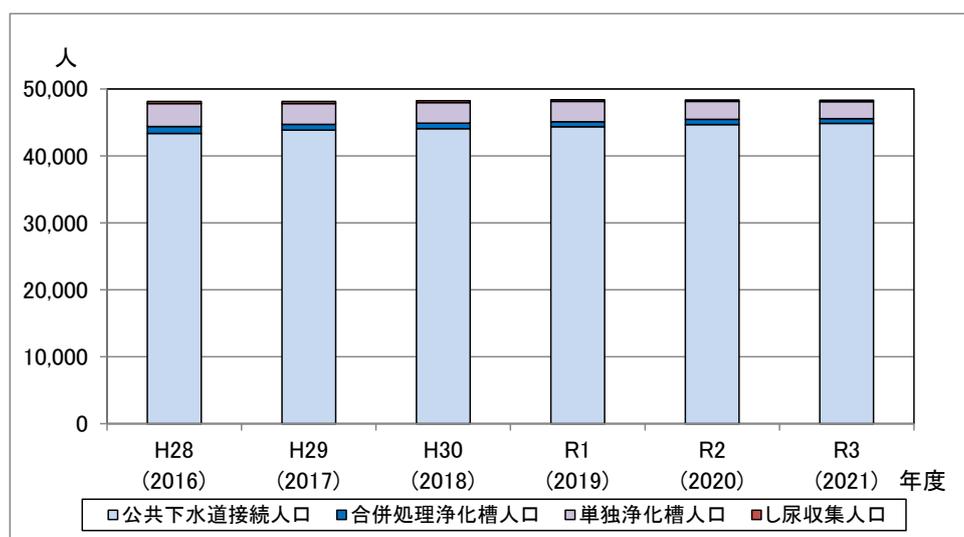


図 1. 1-2 生活排水処理形態別人口の推移

## 寒川町公共下水道の汚水事業の整備状況

令和3年（2021年）度 48,315人に対する公共下水道処理人口普及率 **92.8%**

## 1.2 生活排水処理施設の状況

### 1) 公共下水道の整備状況

本町の公共下水道は、昭和44年（1969年）に事業認可を受けた相模川流域下水道事業に整合させ、昭和49年（1974年）にほぼ本町全体の1,187.5haを全体計画とし、市街化区域689haを都市計画決定しました。同年11月に特に人口が集中している一之宮地区を中心とする約177haの事業認可を受け昭和50年（1975年）2月に工事を着手しました。

それ以降町民の快適な生活環境の実現と、公共用水域の水質保全を図るため、下水道整備を積極的に進め、昭和59年（1984年）4月12日に供用開始し、その後も昭和61年（1986年）、昭和62年（1987年）、平成2年（1990年）、平成4年（1992年）、平成11年（1999年）に事業認可区域の拡大を行い、市街化区域における面整備を進めてきました。

さらに市街化区域の整備が概ね完了してきたことにより、平成14年（2002年）2月市街化調整区域の内、とりわけ人口が集中している区域を中心に事業認可区域を拡大し、平成19年（2007年）度末には事業認可区域を一部拡大し、認可面積795.46haの区域について、公共下水道の汚水整備を進めています。

近年は、人口減少や高齢化による地域社会の構造変革など、下水道を取り巻く環境が大きく変化していることから、長期的な視点で将来を見据え、整備すべき区域の再検討を進め、平成23年（2011年）度に上位計画の相模川流域下水道全体計画の見直しに伴い、本町の全体計画区域も1,130haから923haへ縮小しています。

汚水整備状況については、令和4年（2022年）度末現在771.34haが整備され、処理開始面積は令和5年（2023年）4月の供用開始を含め761.66haとなり、令和4年（2022年）度末の総人口普及率は93.45%となっています。

公共下水道は、生活環境の改善と公共水域の水質保全のために必要な都市の基幹施設であり、市街化調整区域を含め、宅地化された区域全域の整備を進めていく計画です。

また、市街化の雨水排除のために、8本の都市下水路を都市計画決定し整備を進め、平成5年（1993年）度には公共下水道の雨水幹線として編入し、その後も幹線管渠の整備を進め、概ね整備が終了したため、現在は浸水箇所解消のため枝線管渠整備を進めています。

（資料：寒川町の下水道事業 令和5年度版）

令和3年(2021年)度末現在の公共下水道の整備状況及び公共下水道計画は、表 1.2-1 及び図 1.2-1 に示すとおりです。

表 1.2-1 公共下水道の整備状況

(令和3年(2021年)度末)								
項目	行政区域面積 ha	下水道全体計画 区域面積 ha	下水道法 事業計画 区域面積 ha	処理区域 面積 ha	行政人口 (A) 千人	下水道 処理人口 (B) 千人	下水道 処理人口 普及率 (B/A)	処理開始 年月日
寒川町	1,334	923	835	761	49.1	45.8	93.5%	(相) S.59.4.12
神奈川県	241,613	115,634	104,617	90,003	9,210.0	8,934.3	97.0%	

注1) 処理開始における記号の説明：(単) 単独公共

注2) 各数値は、四捨五入し記載しているため、合計等と合わない場合があります。

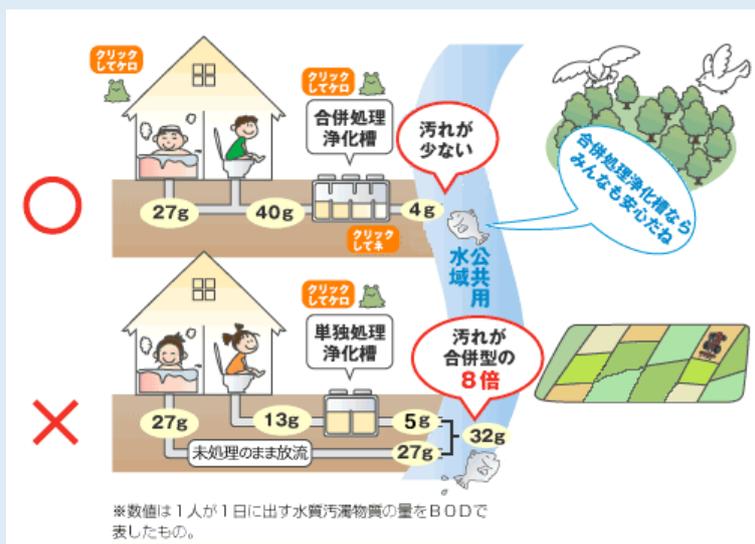
(資料：神奈川県下水道事業 令和4年度)

### 参考 浄化槽ってなに？

川や海を汚す、暮らしの中の汚れた水を綺麗にするのが浄化槽です。

「合併処理浄化槽」は、家庭から出る「生活排水(=トイレと台所、お風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの)」を全て浄化できる優れたものです。し尿処理だけに対応した「単独処理浄化槽」では、台所、お風呂、洗濯等の排水をそのまま河川に流してしまい、自然に大きな負担をかけてしまいます。

環境にやさしい「合併処理浄化槽」への転換がいま強く求められています。



(資料：環境省浄化槽サイト)

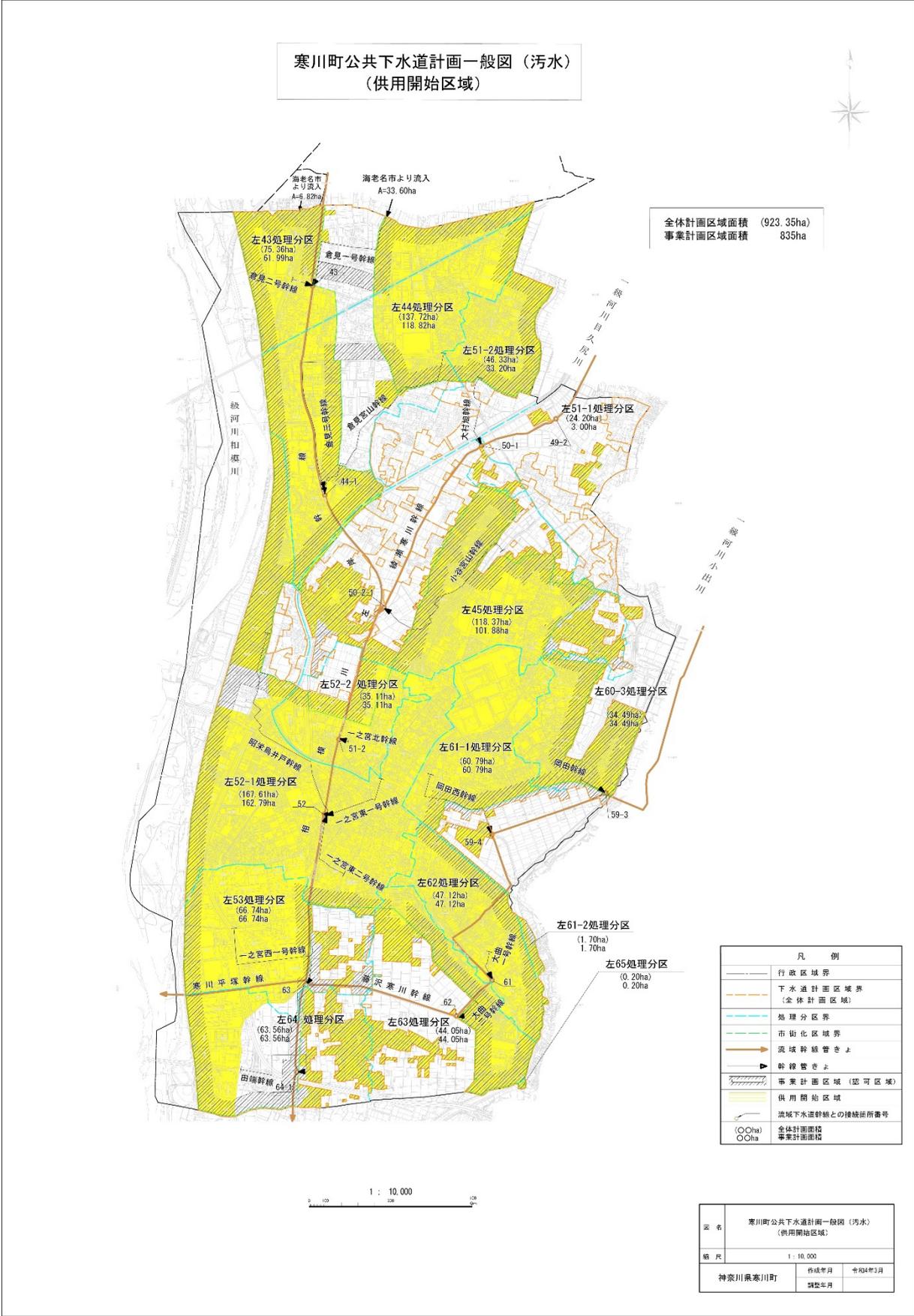


図 1.2-1 寒川町公共下水道計画一般図（污水）

## 2) し尿処理施設の状況

本町のし尿及び浄化槽汚泥を処理している寒川町美化センターは、隣接する茅ヶ崎市との共同処理施設であり、平成7年（1995年）12月に竣工した70kℓ/日の高負荷脱窒素処理方式を採用している施設です。

施設の概要及び処理フローは表 1.2-2 及び図 1.2-2 に示すとおりです。

脱水残渣のうち、脱水汚泥は堆肥化、し渣は焼却（焼却残渣は溶融もしくは埋立）しています。

表 1.2-2 寒川町美化センターの概要



施設名称	寒川町美化センター	
設置者	寒川町	
構成市町	寒川町、茅ヶ崎市	
所在地	神奈川県高座郡寒川町田端1578-3	
計画処理能力	70kℓ/日(し尿:21kℓ/日、浄化槽汚泥:49kℓ/日)	
処理方式	主処理:高負荷脱窒素処理方式 汚泥処理:貯留→脱水(ベストプレス) 臭気処理:高中濃度臭気 酸・アルカリ洗浄処理 低濃度臭気 活性炭吸着	
施工年度	平成7年(1995年)12月	
希釈水の種類	無希釈(プロセス用水のみ使用)	
放流水質	項目	計画値
	pH	5.1~8.1
	BOD	600 mg/ℓ以下
	SS	600 mg/ℓ以下
	ヨウ素消費量	220 mg/ℓ以下
	n-ヘキサン	30 mg/ℓ以下
基準名称	下水道法排除基準	
放流先	下水道	
敷地面積	敷地面積:8,264.48㎡	建物面積:1,007.22㎡

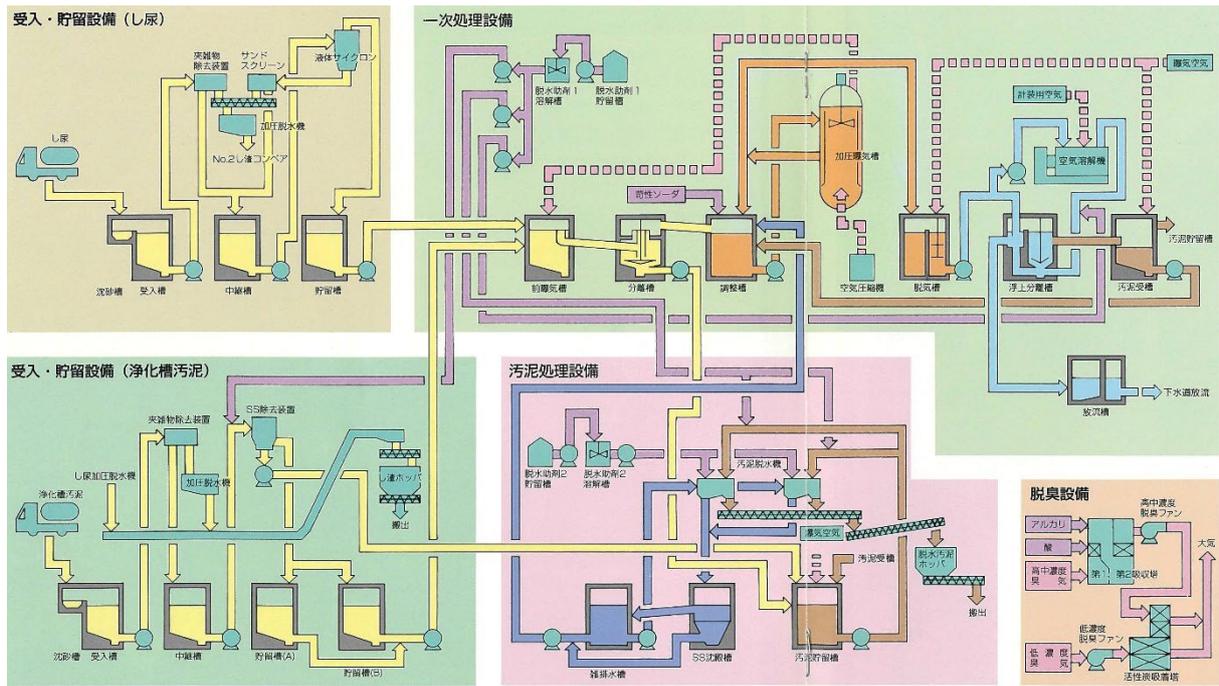


図 1.2-2 寒川町美化センター処理フロー

### 3) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、公共下水道をはじめとする集合処理方式の未整備な地区を対象として採用されています。

合併処理浄化槽は、し尿とともに生活雑排水も処理するもので、下水道の未整備区域において、適切な生活排水処理が可能となる設備です。

## 1.3 し尿及び浄化槽汚泥の状況

### 1) し尿及び浄化槽汚泥量

本町のし尿及び浄化槽汚泥量の状況は、表 1.3-1 に示すとおりです。

令和 3 年（2021 年）度のし尿及び浄化槽汚泥量は 2,369 kl でした。処理後のし渣量は 6 t で、他施設で焼却されています。

過去 3 年間のし尿一人 1 日当たり排出量は、6.08l/人日となり、神奈川県令和 3 年度（2021 年）平均値 4.75l/人日に比べ、高い状況となっています。現在、し尿一人 1 日当たり排出量の算定は、工事現場の仮設トイレ等臨時の収集量の想定が困難であり、収集し尿全量を対象人口で除しています。したがって、増加要因は仮設トイレ等の増加が考えられます。

なお、近年し尿一人 1 日当たり排出量は、収集人口が減少しているにも係わらず、2.22 l/人日から 2.69 l/人日と増加傾向が認められています。<sup>注)</sup>

浄化槽汚泥一人 1 日当たり排出量の平均値は 1.32l/人日であり、神奈川県令和 3 年度平均値 2.20 l/人日より低い状況です。

注) 資料：「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領」2021 年改訂版 公益社団法人全国都市清掃会議

表 1.3-1 し尿及び浄化槽汚泥量

項目		単位	実績						
			H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	
排出量	a. し尿	kℓ/年	564	580	550	571	512	492	
	b. 浄化槽汚泥	kℓ/年	1,913	1,751	1,797	1,883	2,007	1,877	
	内訳	合併処理浄化槽汚泥	kℓ/年	1,156	1,060	1,114	1,211	1,411	1,308
		単独処理浄化槽汚泥	kℓ/年	757	691	683	672	596	569
	合計 (a+b)	kℓ/年	2,477	2,331	2,347	2,454	2,519	2,369	
原単位	c. し尿	ℓ/人日	4.74	5.24	5.42	5.95	5.97	6.33	
	d. 浄化槽汚泥	ℓ/人日	1.18	1.21	1.27	1.36	1.60	1.57	
	内訳	合併処理浄化槽汚泥	ℓ/人日	3.03	3.40	3.74	4.24	5.12	4.99
		単独処理浄化槽汚泥	ℓ/人日	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61
	平均	均 ℓ/人日	1.42	1.50	1.55	1.66	1.88	1.86	
処理量	し尿処理量(し尿処理施設)	kℓ/年	2,477	2,331	2,347	2,454	2,519	2,369	
	し尿	kℓ/年	564	580	550	571	512	492	
		%	22.8	24.9	23.4	23.3	20.3	20.8	
	浄化槽汚泥	kℓ/年	1,913	1,751	1,797	1,883	2,007	1,877	
		%	77.2	75.1	76.6	76.7	79.7	79.2	
処理残渣排出量	t/年	56	56	52	49	56	55		
処分量	処分量	t/年	56	56	52	49	56	55	
	農地還元等再利用	t/年							
	直接埋め立て	t/年							
	焼却	t/年	8	7	6	6	6	6	
	残渣	t/年	1	1	1	1	1	0	
	堆肥化	t/年	48	49	46	43	50	49	
	その他の搬出処理	t/年							

注) し尿処理量は仮設トイレ等からの排出量もし尿に算入しています。

資料) 一般廃棄物処理実態調査結果 環境省廃棄物処理技術情報, 「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」令和5年3月 湘南東ブロックごみ広域化調整会議

**参考** 浄化槽の正しい使い方

微生物が元気になれば、水を綺麗にする力も強くなります。

微生物が働きやすい環境にするため、次の点に注意して浄化槽を使いましょう。



(資料：環境省浄化槽サイト)

## 1.4 し尿処理経費

本町のし尿処理施設におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に要する費用は、表 1.4-1 に示すとおりです。

令和3年(2021年)度における一人当たりの処理経費は1,040円、1kℓ当たりの処理経費は21,512円でした。

表 1.4-1 し尿処理経費 (単位：千円)

項 目		H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
処理 及び 維持 管理 経費	人 件 費	13,146	14,600	16,040	2,362	3,825	3,735
	収 集 運 搬 費	25,935	25,926	25,971	26,203	26,344	26,361
	中 間 処 理 費	15,410	18,812	17,546	27,289	27,774	18,919
	最 終 処 分 費	1,631	1,752	1,678	1,542	1,809	1,776
	車 両 等 購 入 費	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	134	134	135	138	183	171
	そ の 他	8	4	4	4	0	0
合 計		56,264	61,228	61,374	57,538	59,935	50,962
建 設 ・ 改 良 費		0	0	0	0	0	0
事 業 費 の 合 計		56,264	61,228	61,374	57,538	59,935	50,962
一人当たりの処理経費※1		1,169円	1,272円	1,272円	1,189円	1,240円	1,040円
1kℓ当たりの処理経費※2		22,715円	26,267円	26,148円	23,445円	23,793円	21,512円

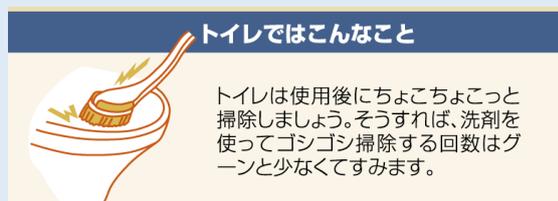
※1「一人当たりの処理経費」＝(合計) / (人口)

※2「1kℓ当たりの処理経費」＝(合計) / (町で収集・処理したし尿及び浄化槽汚泥の総量)

(資料：一般廃棄物処理実態調査結果 環境省廃棄物処理技術情報)

### 参考 暮らしの中の対策①

川や海の水を汚さない一番の方法は、「汚れた水をそのまま流さない生活」をすることです。ちょっとしたことに気をつけるだけで大きな効果が期待できます。



(資料：環境省 生活排水読本)

## 1.5 生活排水処理の課題

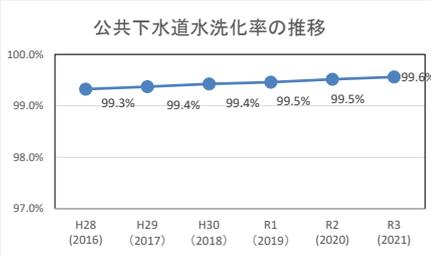
### 1) 旧計画の検証

平成30年(2018年)3月策定の一般廃棄物処理基本計画では、生活排水処理の数値目標を平成35年度(令和5年度(2023年):計画目標年度)において生活排水処理率97.6%としました。

令和3年度の生活排水処理率は94.3%です。旧計画では、平成33年度(令和3年度(2021年))の生活排水処理率を95.8%としており、旧計画の目標を下回っています。

旧計画の具体的取り組みの進捗状況は、表1.5-1に示すとおりです。

表 1.5-1 具体的取り組みの進捗状況

取り組み	進捗状況		
	A 計画通り	B 遅れている	C 見直し必要
<b>1 下水道の整備</b>			
公共下水道普及率(総人口普及率)の向上  	・汚水整備事業において、市街化調整区域の小動、大蔵地域の一部について引き続き整備を実施。		評価 A
			
公共下水道水洗化率の向上  	・戸別訪問や通知による接続促進を実施、継続。		評価 A
			
<b>2 工場・事業所からの排水対策</b>			
事業所の排水調査の実施と改善指導  	・事業所の自社測定結果を県との立ち入りの際に確認。  事業所排水の水質検査について、県が定期的に測定していることや、県との合同立ち入りの際に事業所の自社測定結果を確認することで十分に監視を行っている。		評価 A

取り組み	進捗状況		
	A 計画通り B 遅れている C 見直し必要		
<b>3 河川水質の改善・監視強化</b>			
河川水質の改善・監視強化 (特に小出川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質調査項目や回数について現状に見合うよう精査した。</li> <li>・県や小出川の上流市と連携を取り、水質改善のための依頼や情報収集を行った。</li> </ul>	月に1回、流域の市と同日に水質調査を行っている。	評価 <b>A</b>
			
<b>4 近隣自治体との連携による小出川の水質改善</b>			
近隣自治体との連携による小出川の水質改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小出川の水質改善が認められなかった。</li> </ul>	水質が悪い原因は、流量が少ない事、また近隣から流入する排水が原因と思われるが、畜産業からの排水基準が緩いため排出基準を超えておらず、これ以上厳しく指導することは難しいが、苦情が来た場合には上流市に対し、直接事業者を訪問して指導してもらうなどの対応も行っている。	評価 <b>B</b>
			
<b>5 町民、事業者と一体となった河川環境改善の取り組み</b>			
河川美化キャンペーンの実施、町民、事業者、学校などによる河川美化活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模川、目久尻川、小出川美化キャンペーンを実施した。</li> <li>・町民、事業者、学校などによる河川のごみ拾いについて、袋の配布、ごみの収集等の支援を実施した。</li> </ul>	環境団体が主催する目久尻川クリーン作戦と小出川クリーン作戦の支援を実施した。	評価 <b>A</b>
			
			
	目久尻川クリーン作戦の様子		
関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模川、目久尻川、小出川美化キャンペーンを自治会や環境団体、県と協力して実施した。</li> </ul>		評価 <b>A</b>
			
	写真-相模川美化キャンペーン (左: 開会式 右: ごみ収集)		

取り組み	進捗状況	
	A 計画通り B 遅れている C 見直し必要	
<p>ごみの不法投棄防止の意識啓発</p> 	<p>・条例啓発キャンペーンの実施、ポスターの作成を行った。</p> <p>条例啓発キャンペーンの実施、広報やホームページなどによる条例の周知、小中学生からポスターを募集し、作成、配布の実施、啓発看板の配布、成人式でのチラシの配布などを実施した。</p>	
		評価 A
6 親しみのある河川へ		
<p>目久尻川ふるさとの川の整備</p> 	<p>・自然観察の森を整備した。</p> <p>・ふるさと緑道は引き続き整備を実施する。</p>	
	 <p>自然観察の森</p>	評価 A
<p>小出川の護岸整備の推進</p> 	<p>・県に環境配慮の要望を実施、今後も継続していく。</p>	
		評価 A
<p>川とふれあう事業の実施</p> 	<p>・環境団体や県と連携し、川の生き物調査隊や野鳥観察会を実施した。</p>	
	 <p>川の生き物調査隊</p>	評価 A
<p>生き物の生息状況に関する調査</p> 	<p>・環境団体の協力によりサギや昆虫などの調査を引き続き実施した。</p>	
	 <p>ダイサギ</p>	評価 A

## 2) 生活排水処理の課題

本町における公共下水道への転換に対しては補助制度、戸別訪問等により普及促進が図られていますが、下水道供用開始告示済区域であっても下水道へ接続されていない世帯があり、速やかな接続への働きかけが必要です。また、下水道未整備地区が残っており、早急な生活排水処理施設の整備が必要となることから、公共下水道全体計画の見直しを進めており、合併浄化槽の有効活用も含め検討していきます。

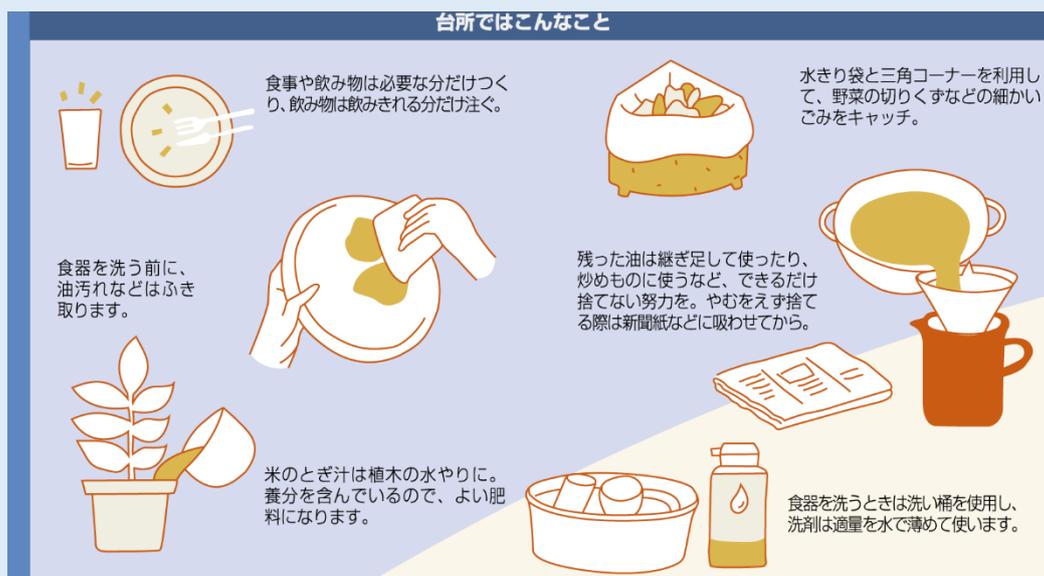
なお、生活排水処理施設が整備された場合、河川水質は改善されますが、本町に限らず上流の自治体を含めた水質保全の働きかけが重要です。

寒川町美化センターは、定期的な点検整備や計画的な修繕を実施しつつ、湘南東ブロックとしてし尿処理施設を集約化する令和 14 年（2032 年）度までの適正運転を予定していますが、老朽化が著しく進行しており、補修に困難を要する地下構造物や設備も多く、稼働停止等の危惧もあります。

一方、災害時に対しては、本町では平成 28 年（2016 年）度に「神奈川県湘南地域県政総合センター管内 5 市 3 町 1 一部事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互協定書」を締結し、緊急事態には近隣自治体等と相互援助関係が構築されています。災害時にどの程度受け入れが可能なかは課題となっています。

### 参考 暮らしの中の対策②

川や海の水を汚さない一番の方法は、「汚れた水をそのまま流さない生活」をすることです。ちょっとしたことに気をつけるだけで大きな効果が期待できます。



(資料：環境省 生活排水読本)

## 第2章 生活排水処理基本計画の基本方針と目標

### 2.1 生活排水処理の基本方針

#### 1) 生活排水処理の基本方針

目久尻川及び小出川では定期的に水質検査を行っており、河川汚濁の指標となるBOD（生物化学的酸素要求量）について、目久尻川は比較的良好な状態で安定していますが、小出川は依然改善が必要な状況となっています。

小出川は流れがおだやかで川底に堆積物がたまりやすく、流域の生活排水等の流入による汚濁が考えられます。良好な水質を維持するためには、町民・事業者・町の三者全ての取り組みや流域の自治体との情報交換は欠かせません。

本計画では、旧計画同様、基本方針を以下のように定めます。

#### 【基本方針】

- 1 生活排水に起因する水質汚濁の軽減
- 2 公共用水域の水質改善を図り、快適な水辺環境を目指す

なお、本町では、第3次寒川町環境基本計画（令和3年（2021年）3月）において「空気と水をきれいにする」を基本目標としています。本計画も当該基本目標を受け、水質汚濁対策を掲げ、公共下水道への接続の推進と町内の河川等の水質に係る調査を実施するとともに、町民、事業者、町が一体となり小出川をはじめとする町内の河川や用水路の水質改善と美化活動の推進に取り組むものとしします。

#### 参考 暮らしの中の対策③

川や海の水を汚さない一番の方法は、「汚れた水をそのまま流さない生活」をすることです。

ちょっとしたことに気をつけるだけで大きな効果が期待できます。



（資料：環境省 生活排水読本）

## 2.2 生活排水処理の目標

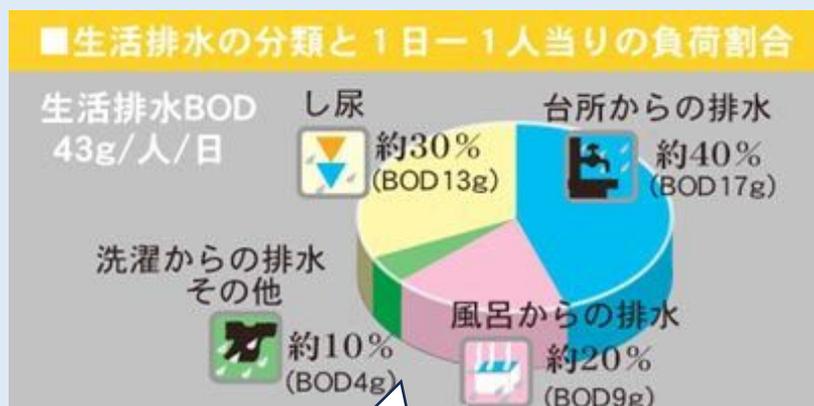
河川水質を良好な状態で維持するためには、生活排水を適切に処理する必要があり、目標を定め、河川の水質改善を図ることが重要です。

本町では、下水道整備区域内の水洗化の向上を図り、合併処理浄化槽も含めた生活排水処理率を表 2.2-1 に示す通り令和 10 年（2028 年）度で 96.0%、令和 14 年（2032 年）度で 96.2%と定めます。

表 2.2-1 目標年度の生活排水処理率

項目	令和3年(2021年)度 (実績)	令和10年(2028年)度 (中間目標年度)	令和14年(2032年)度 (計画目標年度)
生活排水処理率	94.3%	96.0%	96.2%

### 参考 生活排水の分類と1日1人当りの負荷割合



(資料：環境省)

1人が1日に使う水の量は  
250 リットルにものぼります。

# 第3章 生活排水処理基本計画

## 3.1 施策の体系

本計画では、第3次寒川町環境基本計画に示す取り組みに基づき、施策を行ってまいります。施策の体系を以下に示します。

基本理念	基本方針	取り組みの柱	施策	
町民、事業者、町の三者協働	生活排水に起因する水質汚濁の軽減	1. 下水道整備の推進と接続の推進	未整備区域の下水道整備の推進	継続
			未接続家庭等への公共下水道への接続の推進	継続
	公共用水域の水質改善を図り、快適な水辺環境を目指す	2. 小出川を中心とした河川水質の改善・監視強化	目久尻川、小出川の水質調査(定期検査)の実施	継続
			小出川における流域自治体との水質調査情報交換による汚染源の特定と対策の検討	継続
	3. 水辺を中心とした環境美化の推進	河川美化キャンペーンの実施	継続	
		目久尻川クリーン作戦及び小出川クリーン作戦の実施(さむかわエコネット主催)	継続	
		まちぐるみ美化運動の実施	継続	



### 3.2 計画達成のための具体的な取り組み

目標を達成し、基本方針を実現するため、環境基本計画では個別の取り組み方針及び具体的な行動を示しています。

本計画では、第3次寒川町環境基本計画に沿った取り組みを推進することとし、表3.2-1に示します。

#### 取り組みの評価方法

- A：施策に対して十分な効果があった。
- B：施策の取り組み及び効果が不十分であった。
- C：施策の取り組みが行われていない。

表 3.2-1 計画達成のための取り組み

施 策	取 組 内 容																																				
<b>1 下水道の整備の推進と接続の推進</b>																																					
<b>未整備区域の下水道整備の推進</b>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道未整備地区の整備推進</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e6f2ff;"> <th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="color: #0056b3;">継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table>	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14							継続						→											
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																										
						継続																															
→																																					
<b>未接続家庭等への公共下水道への接続の推進</b>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道未接続家庭等の接続推進</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e6f2ff;"> <th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="color: #0056b3;">継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table>	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14							継続						→											
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																										
						継続																															
→																																					
<b>2 小出川を中心とした河川水質の改善・監視強化</b>																																					
<b>目久尻川、小出川の水質（定期調査）の実施</b>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的な水質検査の実施</li> </ul> <p style="text-align: center;">施策の実施方針</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e6f2ff;"> <th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="color: #0056b3;">継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table>	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14							継続						→											
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																										
						継続																															
→																																					

施 策	取 組 内 容																								
<p>小出川における流域自治体と の水質調査情報交換による汚 染源の特定と対策の検討</p> 	<p>・情報交換、計画的取り組みの検討</p> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="619 360 1347 483"> <thead> <tr> <th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14							継続					
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
						継続																			
<h3>3 水辺を中心とした環境美化の推進</h3>																									
<p>河川美化キャンペーンの実施</p> 	<p>・河川美化キャンペーンの実施</p> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="619 842 1347 965"> <thead> <tr> <th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14							継続					
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
						継続																			
<p>目久尻川クリーン作戦及び小 出川クリーン作戦の実施 (さむかわエコネット主催)</p> 	<p>・目久尻川クリーン作戦及び小出川クリーン作戦の実施</p> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="619 1180 1347 1303"> <thead> <tr> <th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14							継続					
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
						継続																			
<p>まちぐるみ美化運動の実施</p> 	<p>・まちぐるみ美化運動の実施</p> <p>施策の実施方針</p> <table border="1" data-bbox="619 1612 1347 1736"> <thead> <tr> <th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14							継続					
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14														
						継続																			

### 3.3 生活排水処理人口等の推計

#### 1) 生活排水を処理する区域及び人口

令和14年（2032年）度の処理形態別人口は、表3.3-1に示すとおりと推計されます。

表3.3-1 生活排水処理の目標（単位：人）

項 目	R3（2021） （実績）	R10（2028） （中間目標年度）	R14（2032） （計画目標年度）
① 行政人口（総人口）	48,315	47,696	46,980
② 水洗化・生活雑排水処理人口	45,546	45,797	45,182
(1) 公共下水道人口	44,828	45,200	44,521
(2) 集落排水施設等	0	0	0
(3) 合併処理浄化槽人口	718	597	661
(4) コミュニティプラント	0	0	0
③ 単独処理浄化槽人口	2,556	1,777	1,695
④ し尿収集人口	213	122	103
⑤ 自家処理人口	0	0	0
⑥ 計画処理区域外人口	0	0	0
非水洗化率（= ④ / ① × 100）	0.4%	0.3%	0.2%
水洗化率（= ② + ③） / ① × 100）	99.6%	99.7%	99.8%
生活排水処理率（= ② / ① × 100）	94.3%	96.0%	96.2%
公共下水道人口普及率（= (1) / ① × 100）	92.8%	94.8%	94.8%

（資料：「湘南東ブロックし尿処理広域化検討報告書 資料編」令和4年（2022年）3月

一部加筆、令和3年（2021年）度は推定値）

## 2) し尿・浄化槽汚泥の推計

令和 14 年（2032 年）度におけるし尿及び浄化槽汚泥発生量は、表 3.3-2 及び表 3.3-3 に示すとおり、し尿量は令和 10 年（2028 年）度で 383 kℓ/年、令和 14 年（2032 年）度で 360 kℓ/年、浄化槽汚泥量は令和 10 年（2028 年）度で 1,271 kℓ/年、令和 14 年（2032 年）度で 1,298 kℓ/年となります。

表 3.3-2 し尿発生量の予測

項目	R3 (2021) (実績)	R10 (2028) (中間目標年度)	R14 (2032) (計画目標年度)
計画収集人口 (人)	213	122	103
し尿発生量 (kℓ/年)	492	383	360

表 3.3-3 浄化槽汚泥発生量の予測

項目	R3 (2021) (実績)	R10 (2028) (中間目標年度)	R14 (2032) (計画目標年度)
浄化槽人口 (人)	3,274	2,374	2,356
合併浄化槽人口	718	597	661
単独処理浄化槽人口	2,556	1,777	1,695
浄化槽汚泥量 (kℓ/年)	1,877	1,271	1,298
合併浄化槽	1,308	561	621
単独処理浄化槽	569	710	677

### 【算定参考数値】

資料とした「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」（令和 5 年 3 月 湘南東ブロックごみ広域化調整会議）においては、し尿収集量に関して「仮設トイレ等」からの排出量 (kℓ/日) を下記のとおり想定し、し尿(汲み取り)及び汚泥の 1 人 1 日排出量を設定しています。

#### 〈寒川町計画1人1日平均排出量〉

項目		計画1人1日 平均排出量 [L/人・日]
し尿	し尿	3.26
汚泥	合併処理浄化槽	2.57
	単独処理浄化槽	1.09

#### 〈寒川町計画1日平均排出量〉

項目	計画1日平均排出量[L/人・日]
し尿(仮設トイレ等)	0.65

## 3.4 生活排水処理計画

### 1) 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、表 3.4-1 に示すとおりとします。

表 3.4-1 生活排水の処理主体

項 目	処理対象とする生活排水の種類	処理主体	収集・運搬	中間処理	最終処分
公共下水道	し尿及び生活雑排水	神奈川県	—	神奈川県	神奈川県
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	法人個人	許可業者	—	—
単独処理浄化槽	し尿	法人個人	許可業者	—	—
し尿処理施設 (寒川町美化センター)	し尿及び浄化槽汚泥	寒川町	—	寒川町	寒川町

### 2) し尿・汚泥の処理計画

#### (1) 収集・運搬計画

##### ① 収集・運搬計画に関する目標

し尿及び単独・合併処理浄化槽の収集・運搬は、現在と同じ形態とします。

将来は、生活排水処理率の向上に伴い、汲み取りし尿及び単独処理浄化槽汚泥量は減少しますので、状況に応じ効率的かつ円滑な収集体制を構築することとします。

##### ② 収集・運搬区域

現在は寒川町全域ですが、湘南東ブロックとして、し尿処理施設を藤沢市に集約して以降は、広域処理のため、町外への運搬を予定しています。

##### ③ 収集・運搬方法及び量

#### a. 実施主体

項 目	収集対象物	収集・運搬体制	業者数
寒川町	し 尿	委 託	1
	浄化槽汚泥	許 可	

#### b. 収集・運搬量

寒川町のし尿及び汚泥発生量

## (2) 中間処理計画

### ① 中間処理に関する目標

中間処理は令和 13 年（2031 年）度までは、現行のとおり寒川町美化センターにて処理します。

将来は、生活排水処理率の向上に伴い、汲み取りし尿及び単独処理浄化槽汚泥量は減少しますので、湘南東ブロックとして、し尿処理施設を集約化する令和 14 年（2032 年）度に向けて、これに対応できる適正処理を確立していきます。

### ② 中間処理の方法及び量

#### a. 処理主体

項目	収集対象物
寒川町	し尿及び浄化槽汚泥

#### b. 処理方法

現行のとおり寒川町美化センターにて処理します。

また、湘南東ブロックとしてし尿処理施設を令和 14 年（2032 年）度集約化します。

#### c. 中間処理量

寒川町美化センターにおける処理対象は、し尿と浄化槽汚泥です。計画目標年度では、し尿処理人口は、103 人、浄化槽人口は 2,356 人であり、し尿及び浄化槽汚泥が処理対象です。それぞれの発生量は、表 3.3-2 及び表 3.3-3 に示すとおり、し尿 360 kℓ/年、浄化槽汚泥 1,298 kℓ/年となります。各年度の形態別処理量は資料編に記載しました。

## (3) 最終処分計画

### ① 最終処分に関する目標

浄化槽汚泥は適切な方法で再生、有効利用することは、省資源・省エネルギーに大きく貢献します。脱水残渣はできる限り再利用を進めていきます。

### ② 最終処分の方法及び量

#### ア. 最終処分方法

寒川美化センターにおいては、脱水残渣のうち、脱水汚泥は堆肥化、し渣は焼却（焼却残渣は熔融もしくは埋立）しています。今後もこの処理方法をできる限り継続します。

#### イ. 最終処分量

目標年度における処理は、し尿及び浄化槽合わせて 1,658 kℓ/年です。令和 3 年（2021 年）度のし尿処理施設の実績（し尿及び浄化槽汚泥の合計値）に基づいて算定すると、脱水汚泥は 4t/年となります。

### 3) 施設整備の基本方針

本町は令和3年(2021年)度現在、公共下水道接続人口が行政区域内人口の91.5%を占めています。

今後も公共下水道処理区域における下水道への接続を推進することにより、し尿処理及び単独処理浄化槽人口は減少してきます。

生活排水施設整備の基本方針は、環境基本計画に示す目標に沿って、公共下水道の整備を進めるとともに、区域の見直し等も行い、合併浄化槽も有効に活用しながら整備を検討、実施していきます。

また、寒川町美化センターは、定期的な点検整備計画的な修繕を実施、湘南東ブロックとしてし尿処理施設を集約化する令和14年(2032年)度まで安定的な処理・適正運転に努めます。

# 資料編

1. 本町の特性	1
2. ごみ処理の実績及び推計	6
3. ごみ質調査結果	9
4. 廃棄物（ごみ）に関連する主な法律等	17
5. 生活排水処理の実績及び予測	20
6. 本町の河川水質状況	22
7. 神奈川県的生活排水処理対策	26
8. 相模川流域下水道	27

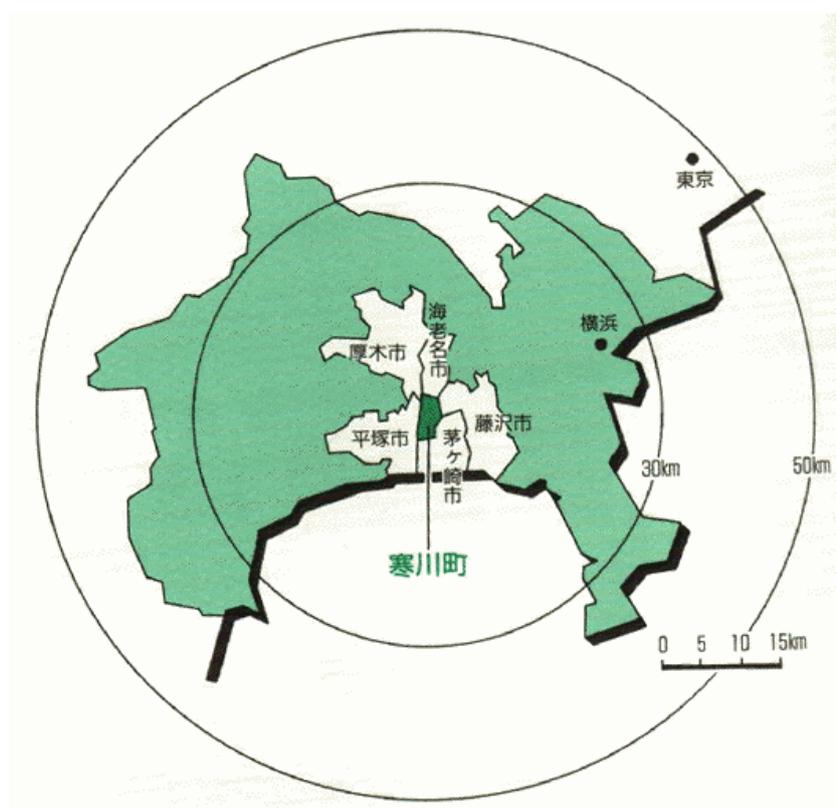
# 1. 本町の特性

## 1.1 地理的・地形的特性

本町は、東経 139 度 23 分 4 秒、北緯 35 度 22 分 23 秒に位置しており、首都圏から 50km 圏内にあります。

神奈川県中央部を流れる相模川の河口から上流約 6km の左岸に位置し、湘南地域の一角を占めています。町域の面積は、13.42 平方キロメートルで、東西 2.9km、南北 5.5km と南北に長く、東は藤沢市及び小出川を隔てて茅ヶ崎市に、西は相模川を隔てて平塚市、厚木市に、南は茅ヶ崎市に、北は海老名市にそれぞれ接しています。

標高は約 5～27m で、おおむね平坦な地形で、東部は相模野台地の南西部に位置し、そのほかは相模川、小出川及び目久尻川によって形成された沖積低地となっています。台地部分は宅地と畑が大部分を占め、山林はわずかしかなりありません。沖積低地は、水田の割合が多いものの、昭和 30 年代以降の埋め立てにより宅地化された地域もかなりあります。



寒川位置図

(資料：寒川町ホームページ)

## 1.2 人口及び世帯数

過去10年間の人口及び世帯数は、表 1.2-1 及び図 1.2-1 に示すとおりです。令和4年度における人口は48,631人、世帯数は20,439世帯となっており、人口世帯数ともに増加傾向にあります。

また、年齢別人口割合は図 1.2-2 に示すとおりです。男女ともに45歳から54歳、70歳から74歳の割合が高くなっています。

表 1.2-1 人口及び世帯数の推移

各年10月1日現在

年 度	総世帯数	人口			1世帯当り人口
		総数	男	女	
H25	18,449	47,470	24,086	23,384	2.57
H26	18,762	47,508	24,062	23,446	2.53
H27	18,744	47,936	24,296	23,640	2.56
H28	19,018	48,116	24,392	23,724	2.53
H29	19,258	48,121	24,394	23,727	2.50
H30	19,555	48,232	24,445	23,787	2.47
R1	19,763	48,379	24,512	23,867	2.45
R2	19,862	48,348	24,466	23,882	2.43
R3	20,150	48,495	24,530	23,965	2.41
R4	20,439	48,631	24,678	23,953	2.38

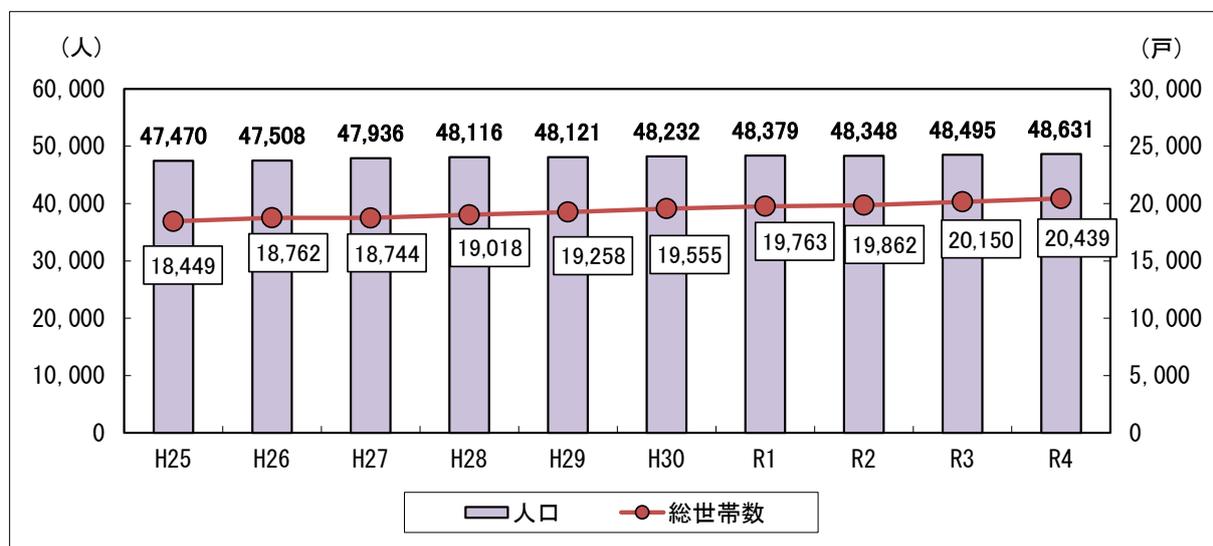


図 1.2-1 人口及び世帯数の推移

(資料：2022 統計さむかわ データベース)

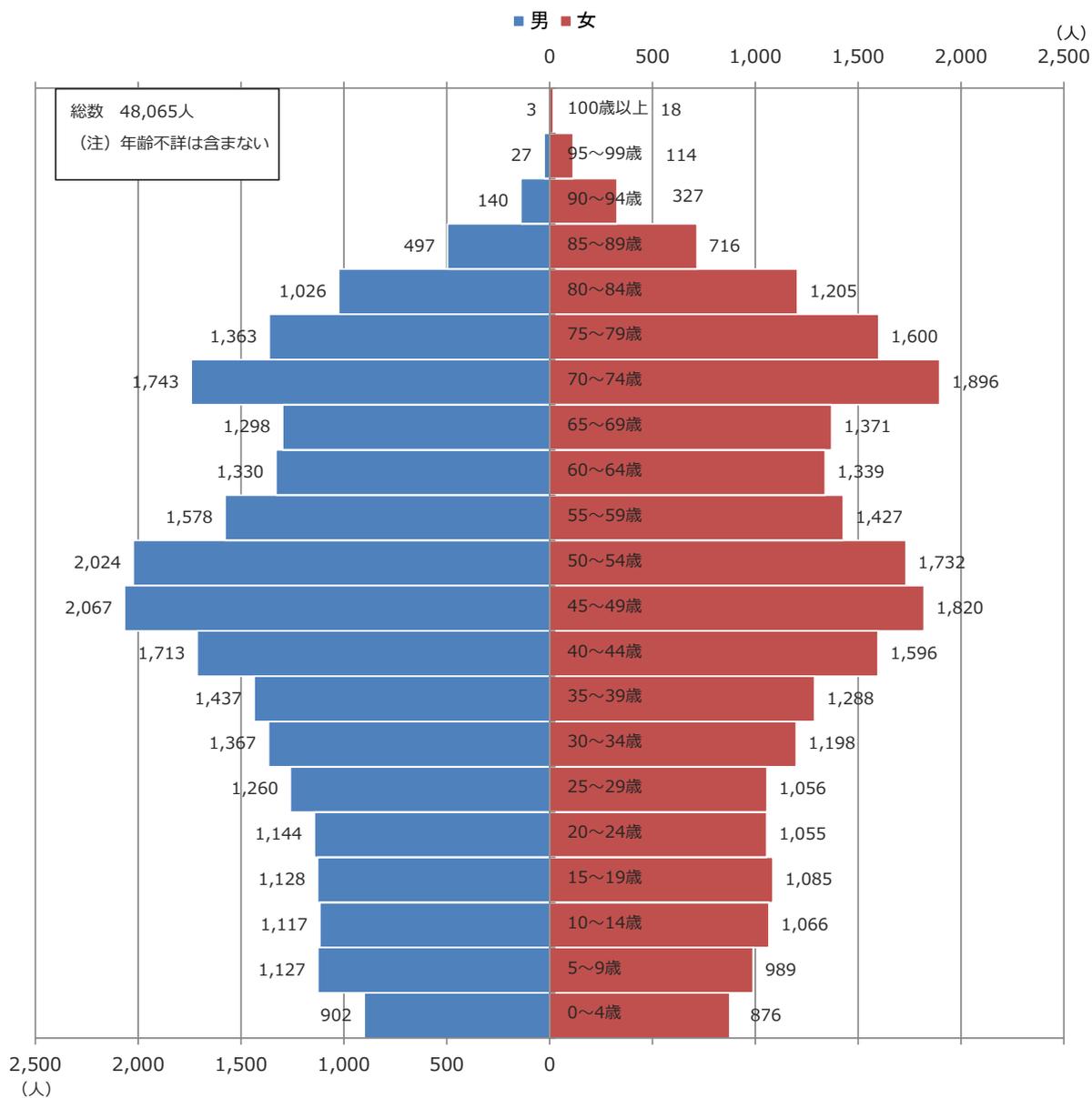


図 1.2-2 年齢別人口割合 (令和5年1月1日現在)

(資料: 2022 統計さむかわ データベース)

### 1.3 気象

本町の気象概況は、表 1.3-1 に示すとおりです。平成 29 年から令和 4 年の平均気温は 16.3℃（最高：37.3℃、最低：-7.0℃）、年間平均降水量は 1,447 mm であり、温暖多雨という太平洋岸気候の特徴を示しています。

表 1.3-1 気象概況

項目	気 温 (°C)			風速 (m/s)	降水量 (mm)
	平均	最高	最低	平均	総量
H29	15.4	35.8	-4.7	3.0	1,269.5
H30	16.4	35.2	-7.0	3.3	1,275.0
R1	16.2	34.8	-2.8	3.1	1,483.0
R2	16.7	37.3	-2.8	3.1	1,279.0
R3	16.2	35.0	-6.0	3.0	1,923.5
R4	16.0	34.7	-5.0	3.0	1,454.5
平均	16.3	37.3	-7.0	3.1	1,447.4

※平均項目の最高気温、最低気温は最大値、最低値を記載しています。

(資料：2022 統計さむかわ データベース)

### 1.4 土地利用

本町の土地利用状況は、図 1.4-1 に示すとおりです。令和 5 年における土地利用状況は、宅地が 55.3%と約半数を占めており、次いで一般畑が 17.8%、雑種地は 12.5%となっています。

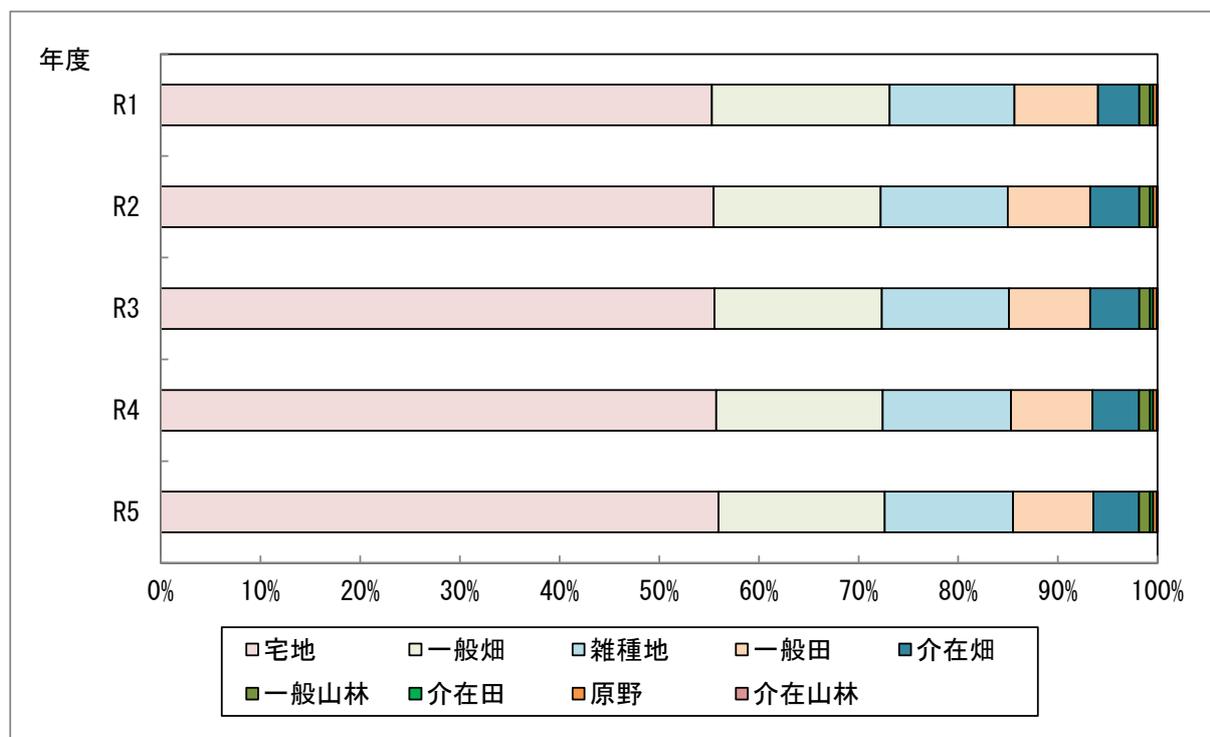


図 1.4-1 地目別面積の推移 (各年 1 月 1 日現在)

(資料：2022 統計さむかわ データベース)

## 1.5 産業

本町の産業大分類別 15 歳以上就業者数の推移は、図 1.5-1 に示すとおりです。令和 2 年度では、第 1 次産業が 426 人、第 2 次産業が 7,923 人、第 3 次産業が 14,626 人でした。平成 12 年度と比べ、第 1 次、第 2 次産業が減少、第 3 次産業が増加傾向にあります。

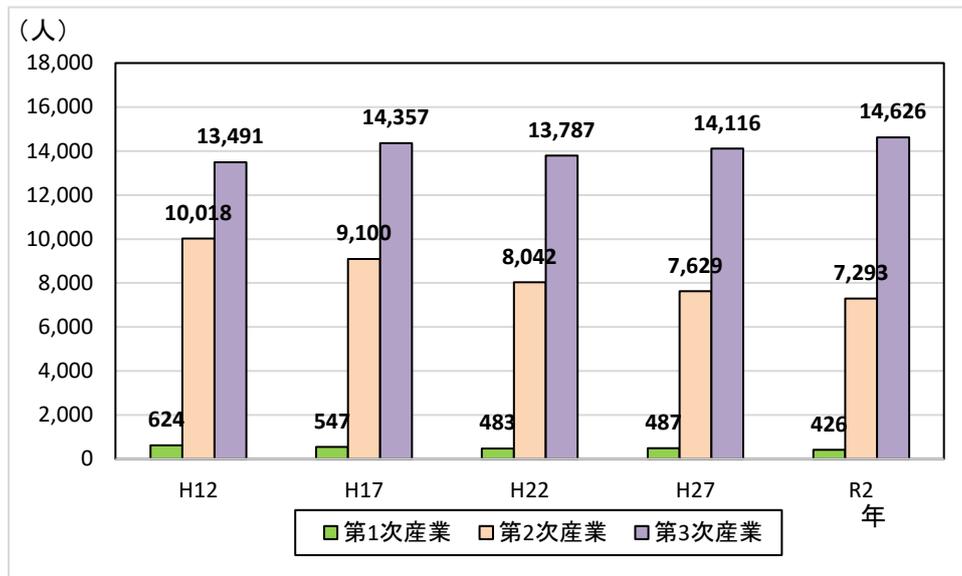


図 1.5-1 産業大分類別 15 歳以上就業者数の推移

(資料：2022 統計さむかわ データベース)

# 2. ごみ処理の実績及び推計

## 2.1 年間排出量

行政区域内人口	単位 人	実績														予測																					
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14		
ごみ量合計		48,429	48,428	48,537	48,685	48,847	48,998	49,200	49,151	47,980	47,898	47,876	47,780	47,688	47,581	47,396	47,194	46,880	13,997	13,828	13,877	13,888	13,768	13,488	13,620	13,582	13,467	13,388	13,278	13,188	13,088	12,986	12,880	12,801	12,680		
家庭系小計		10,907	10,819	10,684	10,827	10,841	10,806	10,500	10,556	10,447	10,374	10,269	10,183	10,088	9,987	9,896	9,811	9,694	6,888	6,628	6,552	6,611	6,657	6,610	6,500	6,484	6,413	6,315	6,286	6,278	6,557	6,474	6,388	6,305	6,212		
可燃ごみ		6,679	6,614	6,542	6,605	6,657	6,610	6,500	6,484	6,413	6,315	6,286	6,278	6,557	6,474	6,388	6,305	6,212	9	15	10	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不燃ごみ		820	793	816	894	929	970	853	951	950	940	929	919	908	895	885	875	865	568	591	544	565	628	656	688	697	697	557	547	537	527	527	525	529	521		
粗大ごみ		263	250	272	299	300	315	295	294	293	293	292	292	291	291	290	279	277	839	897	892	711	766	709	699	699	692	99	97	106	114	114	113	113	112		
資源		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,700	2,714	2,694	2,811	2,599	2,617	2,548	2,539	2,502	2,530	2,558	2,591	2,604	2,601	2,590	2,592	2,572		
紙類		2,564	2,552	2,489	2,497	2,412	2,417	2,389	2,374	2,345	2,279	2,299	2,494	2,449	2,448	2,449	2,439	2,419	258	252	298	234	218	215	228	227	224	228	228	228	227	225	224	222	222		
びん		110	107	105	108	108	108	102	101	100	100	102	102	102	102	101	101	99	かん	104	101	103	108	102	102	99	99	97	98	98	100	100	99	99	98	97	
プラスチック		598	609	609	613	645	684	588	582	575	582	589	588	603	603	600	600	599	ガラス	951	985	942	942	966	969	935	939	929	931	939	937	939	937	934	932	929	
新聞・雑誌		794	780	787	892	878	820	700	695	687	699	708	729	729	792	781	798	792	金属	297	242	220	295	178	293	235	224	221	225	229	294	236	238	297	229	298	
繊維(ポリエステル等)		13	14	14	14	15	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	食料	19	21	15	22	19	20	29	29	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
缶		108	104	105	105	108	182	100	99	98	99	99	98	97	98	95	95	94	資源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資源		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他	7	9	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	※その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
家庭系小計		3,000	3,009	2,999	3,061	2,927	2,968	3,000	3,028	3,020	3,015	3,010	3,006	3,002	2,999	2,994	2,990	2,986	2,928	2,898	2,949	2,909	2,845	2,498	2,888	2,864	2,858	2,848	2,844	2,840	2,838	2,832	2,828	2,824			
事業系小計		2,498	2,495	2,578	2,838	2,497	2,274	2,500	2,508	2,591	2,577	2,579	2,569	2,562	2,558	2,562	2,556	2,551	367	342	265	291	236	254	279	279	277	276	275	274	274	279	279	279	279		
可燃ごみ		209	200	149	152	194	185	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	8	4	3	5	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
不燃ごみ		8	4	3	5	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	200	196	146	147	182	181	157	157	157	157	157	157	157	157	157	157	157		
粗大ごみ		1	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
資源		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
不法投棄		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,688	6,628	6,552	6,611	6,657	6,610	6,500	6,484	6,413	6,315	6,286	6,278	6,557	6,474	6,388	6,305	6,212		
家庭系可燃		2,828	2,809	2,949	2,909	2,648	2,498	2,888	2,864	2,858	2,848	2,844	2,840	2,838	2,832	2,828	2,824	2,824	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
事業系可燃		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
資源		3,514	3,435	3,395	3,520	3,300	3,108	3,388	3,349	3,271	3,268	3,269	3,262	3,262	3,262	3,262	3,262	3,262	820	789	816	894	929	970	853	951	950	940	929	919	908	895	885	875	865		
家庭系不燃		209	200	149	152	194	185	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	1,023	993	985	1,046	1,119	1,095	1,014	1,012	1,011	1,001	990	989	989	986	982	958	958		
事業系不燃		839	897	892	711	766	709	699	699	692	99	97	106	114	114	113	113	112	1	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
粗大		700	697	692	711	766	709	699	699	692	99	97	106	114	114	113	113	112	1,723	1,676	1,648	1,757	1,679	1,744	1,704	1,701	1,694	1,691	1,688	1,687	1,684	1,684	1,680	1,676	1,672		
不燃・粗大		1,723	1,676	1,648	1,757	1,679	1,744	1,704	1,701	1,694	1,691	1,688	1,687	1,684	1,684	1,680	1,676	1,672																			

※1 家庭系直接投入可燃ごみ及び粗大ごみは家庭系直接投入不燃ごみに含んでいます。

※2 自動車は金属類に含んでいます。

※3 乾電池は家庭系不燃ごみに含んでいます。

## 2.2 一人1日当たりの年間排出量

	単位	実績										予測									
		H20	H20	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
ごみ量合計		789.45	782.38	772.03	773.41	772.23	783.10	772.74	770.89	769.38	765.18	764.78	761.58	760.21	745.08	741.12	739.50				
家庭系小計		617.04	612.11	602.08	607.62	613.67	604.21	600.64	598.99	596.54	592.89	592.40	579.15	575.59	572.01	569.02	565.97				
可処分ごみ		270.35	275.06	269.43	271.02	272.38	269.59	265.79	267.82	266.19	265.21	260.30	261.82	276.68	272.78	269.24	262.28				
収集		377.84	374.21	368.27	370.68	373.38	369.69	365.79	367.82	366.19	365.21	360.30	361.82	276.68	272.78	269.24	262.28				
直接搬入		0.51	0.65	0.56	0.34	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
不燃ごみ		46.39	44.64	46.06	50.17	52.11	48.64	46.40	48.29	48.54	49.00	47.45	48.84	46.37	46.49	46.51	46.35				
収集		31.57	30.04	30.71	33.39	35.28	31.09	32.29	32.17	32.38	31.83	31.91	30.72	30.23	30.81	30.32	30.26				
直接搬入		14.82	14.60	15.35	16.78	16.83	17.51	16.17	16.12	16.16	16.17	16.14	16.12	16.14	16.18	16.19	16.15				
粗大ごみ		39.54	38.87	38.50	39.90	42.96	39.64	38.08	39.04	38.94	5.09	5.56	6.06	6.55	6.56	6.53	6.54				
収集		39.54	38.87	38.50	39.90	42.96	39.64	38.08	39.04	38.94	5.09	5.56	6.06	6.55	6.56	6.53	6.54				
直接搬入		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
資源		152.76	159.54	148.69	146.53	145.22	146.34	144.57	143.74	142.97	144.59	146.16	148.16	149.57	149.77	149.73	150.10				
収集		145.06	144.28	140.15	136.77	135.29	135.15	135.55	134.71	133.91	135.82	137.18	139.18	140.67	140.85	140.89	141.24				
びん		14.40	14.26	13.43	12.57	12.11	12.02	12.94	12.88	12.79	12.89	12.95	13.08	13.12	13.09	13.09	12.99				
かん		0.22	0.06	0.38	0.35	0.35	0.78	0.79	0.79	0.71	0.73	0.81	0.82	0.86	0.84	0.84	0.85				
プラスチック		5.88	5.71	5.81	5.35	5.72	5.70	5.82	5.82	5.54	5.41	5.83	5.70	5.74	5.89	5.71	5.68				
紙		33.72	34.46	34.38	34.40	34.18	35.45	33.25	33.02	32.88	33.24	33.73	34.19	34.62	34.70	34.71	34.77				
資源ごみ		13.86	20.54	19.30	19.13	20.53	20.30	19.01	18.90	18.79	18.94	19.04	19.28	19.45	19.38	19.33	19.25				
新聞・雑誌																					
本・雑誌																					
雑紙(コピー用紙)		44.92	49.00	41.60	38.84	37.75	34.67	38.71	38.44	39.28	39.92	40.52	41.31	41.07	42.15	42.25	42.00				
紙																					
古布類		13.41	13.69	12.38	13.19	9.98	13.03	12.77	12.71	12.82	12.65	13.08	13.40	13.56	13.81	13.71	13.79				
廃食用油		0.74	0.79	0.79	0.79	1.01	0.84	0.79	0.79	0.80	0.81	0.82	0.83	0.84	0.79	0.79	0.80				
金属類		5.89	5.88	5.39	5.89	6.06	7.38	5.87	5.82	5.80	5.82	5.80	5.82	5.80	5.57	5.53	5.54				
固定株																					
商品がら																					
小型家電(BOX)																					
直接搬入		7.90	8.85	8.31	9.76	9.89	11.02	9.02	9.09	8.98	9.97	8.98	8.98	9.30	8.92	8.84	8.86				
びん		0.74	0.79	0.75	1.01	1.07	1.28	0.91	0.91	0.91	0.91	0.92	0.91	0.88	0.86	0.87	0.87				
かん		0.45	0.51	0.51	0.58	0.79	0.79	0.51	0.51	0.51	0.51	0.52	0.51	0.52	0.52	0.52	0.52				
プラスチック		0.40	0.45	0.45	0.58	0.87	0.78	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.52	0.48	0.48	0.47				
紙		0.17	0.17	0.17	0.22	0.22	0.22	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17				
資源ごみ																					
新聞・雑誌		3.22	3.56	3.61	4.27	4.04	4.47	5.88	3.88	3.88	3.88	3.88	3.88	3.85	3.86	3.82	3.82				
本・雑誌																					
雑紙(コピー用紙)																					
紙																					
古布類		1.18	1.38	1.31	1.85	2.13	2.35	1.70	1.70	1.71	1.71	1.72	1.72	1.67	1.67	1.68	1.68				
廃食用油		0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06				
金属類		1.07	1.75	0.95	1.28	1.01	1.12	1.30	1.31	1.28	1.28	1.26	1.26	1.28	1.27	1.27	1.28				
固定株																					
商品がら																					
小型家電(BOX)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
その他ごみ		0.40	0.51	0.23	0.00	0.00	0.17														
直接搬入		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
乾電池																					
タイヤ																					
焼却残渣		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
事業系小計		171.41	170.25	168.95	171.79	169.56	148.69	171.80	171.70	172.44	172.30	172.24	171.85	172.43	172.62	173.07	174.13				
可処分ごみ		159.87	159.89	160.48	163.26	149.24	139.67	162.71	162.51	163.20	163.05	162.98	162.59	163.13	163.30	163.71	164.89				
収集		139.11	139.52	145.52	147.49	135.00	127.15	146.94	146.74	147.38	147.20	147.24	146.87	147.38	147.52	147.97	148.77				
直接搬入		20.76	18.41	14.96	15.77	13.24	12.52	15.77	15.77	15.92	15.77	15.74	15.72	15.74	15.78	15.84	15.82				
不燃ごみ		11.48	11.32	8.41	8.58	10.32	9.22	9.13	9.13	9.18	9.19	9.20	9.20	9.24	9.28	9.30	9.31				
収集		0.17	0.23	0.17	0.28	0.11	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22				
直接搬入		11.31	11.09	8.24	8.25	10.21	9.00	8.91	8.91	8.96	8.97	8.98	8.98	9.02	9.04	9.08	9.09				
粗大ごみ		0.06	0.00	0.06	0.00	0.00	0.00	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06				
収集		0.06	0.00	0.06	0.00	0.00	0.00	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06				
直接搬入		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
不法投棄		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00														
家庭系可処分		270.35	275.06	269.43	271.02	272.38	269.59	265.79	267.82	266.19	265.21	260.30	261.82	276.68	272.78	269.24	262.28				
事業系可処分		159.87	159.89	160.48	163.26	149.24	139.67	162.71	162.51	163.20	163.05	162.98	162.59	163.13	163.30	163.71	164.89				
可処分計		530.22	534.95	529.91	534.28	521.62	509.26	528.50	530.33	530.39	528.26	523.28	524.41	534.91	533.05	532.95	527.17				
家庭系不燃		46.39	44.64	46.06	50.17	52.11	48.64	46.40	48.29	48.54	49.00	47.45	48.84	46.37	46.49	46.51	46.35				
事業系不燃		11.48	11.32	8.41	8.58	10.32	9.22	9.13	9.13	9.18	9.19	9.20	9.20	9.24	9.28	9.30	9.31				
不燃計		57.87	55.96	54.47	58.75	62.43	57.86	55.53	57.42	57.72	57.19	56.65	58.04	55.61	55.75	55.81	55.66				
家庭系粗大		39.54	38.87	38.50	39.90	42.96	39.64	38.08	39.04	38.94	5.09	5.56	6.06	6.55	6.56	6.53	6.54				
事業系粗大		0.08	0.00	0.06	0.00	0.00	0.00	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06				
粗大計		39.62	38.87	38.56	39.90	42.96	39.64	38.14	39.10	39.00	5.15	5.62	6.12	6.61	6.62	6.59	6.60				
不燃・粗大 合計		97.47	94.83	93.03	98.65	105.39	97.50	96.68	96.52	98.72	92.34	82.27	82.18	82.22	82.37	82.40	82.49				
資源		152.76	159.54	148.69	146.53	145.22	146.34	144.57	143.74	142.97	144.59	146.16	148.16	149.57	149.77	149.73	150.10				
合計		789.45	782.38	772.03	773.41	772.23	783.10	772.74	770.89	769.38	765.18	764.78	761.58	760.21	745.08	741.12	739.50				

# 2.3 年間処理量

## 1) 処理量

行政区域内人口	単位	実績														予測																				
		R28	R29	R30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R28	R29	R30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
行政区域内人口	人	48,429	48,423	48,537	48,688	48,847	48,999	49,290	49,151	47,980	47,939	47,876	47,790	47,696	47,591	47,396	47,194	46,980	48,429	48,423	48,537	48,688	48,847	48,999	49,290	49,151	47,980	47,939	47,876	47,790	47,696	47,591	47,396	47,194	46,980	
最終処理量 (最終処分場等) (t/年)	排出物総量	9,498	9,411	9,389	9,490	9,284	9,048	9,342	9,324	9,245	9,142	9,009	8,897	8,776	8,691	8,603	8,518	8,425	9,498	9,411	9,389	9,490	9,284	9,048	9,342	9,324	9,245	9,142	9,009	8,897	8,776	8,691	8,603	8,518	8,425	
	資源残渣	6,679	6,614	6,542	6,605	6,657	6,610	6,500	6,484	6,413	6,315	6,187	6,079	5,962	5,881	5,797	5,716	5,627	6,679	6,614	6,542	6,605	6,657	6,610	6,500	6,484	6,413	6,315	6,187	6,079	5,962	5,881	5,797	5,716	5,627	
	資源	9	15	10	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	15	10	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	資源残渣	2,489	2,466	2,578	2,628	2,407	2,274	2,590	2,586	2,581	2,577	2,573	2,569	2,566	2,562	2,558	2,555	2,551	2,489	2,466	2,578	2,628	2,407	2,274	2,590	2,586	2,581	2,577	2,573	2,569	2,566	2,562	2,558	2,555	2,551	
	資源	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	資源残渣	351	316	239	251	200	182	252	252	251	250	249	249	249	249	249	249	247	351	316	239	251	200	182	252	252	251	250	249	249	249	249	249	247	247	247
	資源	617	605	594	620	665	614	607	606	601	600	599	599	599	599	599	599	599	617	605	594	620	665	614	607	606	601	600	599	599	599	599	599	599	599	599
	資源残渣	123	114	109	107	99	96	112	112	110	110	110	110	110	110	110	109	109	123	114	109	107	99	96	112	112	110	110	110	110	110	109	109	109	109	109
	資源	901	862	849	834	1,033	939	914	912	910	909	906	906	904	904	904	901	897	901	862	849	834	1,033	939	914	912	910	909	906	906	904	904	901	897	893	893
	資源残渣	1,615	1,558	1,581	1,493	1,477	1,589	1,593	1,589	1,576	1,565	1,556	1,557	1,553	1,550	1,547	1,499	1,495	1,615	1,558	1,581	1,493	1,477	1,589	1,593	1,589	1,576	1,565	1,556	1,557	1,553	1,550	1,499	1,495	1,495	1,495
資源	421	392	391	390	440	458	448	447	445	440	436	432	428	425	421	417	412	421	392	391	390	440	458	448	447	445	440	436	432	428	425	421	417	412	412	
資源残渣	1,194	1,166	1,190	1,091	1,037	1,131	1,145	1,142	1,133	1,125	1,114	1,105	1,095	1,085	1,075	1,065	1,054	1,194	1,166	1,190	1,091	1,037	1,131	1,145	1,142	1,133	1,125	1,114	1,105	1,095	1,085	1,075	1,065	1,054	1,044	
資源	421	392	391	390	440	458	448	447	445	440	436	432	428	425	421	417	412	421	392	391	390	440	458	448	447	445	440	436	432	428	425	421	417	412	412	
資源残渣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資源	888	848	832	932	997	932	911	909	908	899	888	879	869	869	866	862	859	888	848	832	932	997	932	911	909	908	899	888	879	869	869	866	862	859	859	
資源残渣	505	475	491	555	589	527	538	537	537	527	518	509	499	499	497	495	494	505	475	491	555	589	527	538	537	537	527	518	509	499	499	497	495	494	494	
資源	383	373	341	377	408	405	373	372	371	371	371	371	370	370	369	367	366	383	373	341	377	408	405	373	372	371	371	371	370	370	369	367	366	366	366	
資源残渣	83	82	89	91	101	95	83	83	82	82	82	82	82	82	82	82	82	83	82	89	91	101	95	83	83	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	
資源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資源残渣	871	820	821	1,023	1,098	1,027	994	992	990	989	986	986	984	984	983	974	972	871	820	821	1,023	1,098	1,027	994	992	990	989	986	986	984	984	983	974	972	972	
資源	975	939	925	1,023	1,098	1,027	994	992	990	989	986	986	984	984	983	974	972	975	939	925	1,023	1,098	1,027	994	992	990	989	986	986	984	984	983	974	972	972	
資源残渣	901	862	849	834	1,033	939	914	912	910	909	906	906	904	904	901	897	893	901	862	849	834	1,033	939	914	912	910	909	906	906	904	904	901	897	893	893	
資源	77	77	76	89	85	80	80	80	80	80	80	80	80	80	79	79	79	77	77	76	89	85	80	80	80	80	80	80	79	79	79	79	79	79	79	
資源残渣	1,097	1,103	1,090	1,091	1,117	1,108	1,052	1,048	1,033	1,043	1,052	1,065	1,069	1,067	1,065	1,065	1,049	1,097	1,103	1,090	1,091	1,117	1,108	1,052	1,048	1,033	1,043	1,052	1,065	1,069	1,067	1,065	1,065	1,049	1,049	
資源	1,096	1,069	1,055	1,049	1,069	1,054	1,015	1,009	998	1,005	1,015	1,028	1,033	1,031	1,025	1,023	1,014	1,096	1,069	1,055	1,049	1,069	1,054	1,015	1,009	998	1,005	1,015	1,028	1,033	1,031	1,025	1,023	1,014	1,014	
資源残渣	31	34	35	42	48	54	37	37	37	37	37	37	37	36	35	35	35	31	34	35	42	48	54	37	37	37	37	37	36	35	35	35	35	35		
資源	49	51	52	45	43	32	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	49	51	52	45	43	32	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	
資源残渣	31	33	31	28	24	23	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19	19	31	33	31	28	24	23	20	20	20	20	20	19	19	19	19	19	19	19	
資源	1,177	1,187	1,173	1,162	1,183	1,183	1,106	1,107	1,087	1,096	1,105	1,117	1,121	1,119	1,111	1,109	1,100	1,177	1,187	1,173	1,162	1,183	1,183	1,106	1,107	1,087	1,096	1,105	1,117	1,121	1,119	1,111	1,109	1,100	991	
資源残渣	1,054	1,073	1,064	1,055	1,084	1,067	994	988	977	986	995	1,007	1,011	1,009	1,002	1,000	991	1,054	1,073	1,064	1,055	1,084	1,067	994	988	977	986	995	1,007	1,011	1,009	1,002	1,000	991	991	
資源	123	114	109	107	99	96	112	112	110	110	110	110	110	110	109	109	123	114	109	107	99	96	112	112	110	110	110	110	110	109	109	109	109	109		

## 2) 資源化量

行政区域内人口	単位	実績														予測																				
		R28	R29	R30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R28	R29	R30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
行政区域内人口	人	48,429	48,423	48,537	48,688	48,847	48,999	49,290	49,151	47,980	47,939	47,876	47,790	47,696	47,591	47,396	47,194	46,980	48,429	48,423	48,537	48,688	48,847	48,999	49,290	49,151	47,980	47,939	47,876	47,790	47,696	47,591	47,396	47,194	46,980	
資源化量	資源	3,395	3,393	3,394	3,328	3,734	3,392	3,748	3,720	3,699	3,711	3,724	3,752	3,784	3,740	3,719	3,711	3,691	3,395	3,393	3,394	3,328	3,734	3,392	3,748	3,720	3,699	3,711	3,724	3,752	3,784	3,740	3,719	3,711	3,691	3,691
	資源	2,626	2,641	2,575	2,553	2,544	2,576	2,492	2,477	2,447	2,474	2,498	2,536	2,548	2,545	2,533	2,535	2,515	2,626	2,641	2,575	2,553	2,544	2,576	2,492	2,477	2,447	2,474	2,498	2,536	2,548	2,545	2,533	2,535	2,515	2,515
	資源	288	281	280	284	285	228	233	232	229	231	231	233	233	231	230	229	228	288	281	280	284	285	228	233	232	229	231	231	233	233	231	230	229	229	228
	資源	170	158	159	156	161	167	157	156	154	155	155	155	155	155	155	153	150	170	158	159	156	161	167	157	156	154	155	155	155	155	155	155	153	150	150
	資源	98	100	102	106	103	106	97	97	95	96	96	96	96																						

## 3. ごみ質調査結果

### 3.1 調査の概要

ごみ質調査は、ごみ集積所に排出された家庭系可燃ごみ及び不燃ごみ、事業系可燃ごみに混入している資源物の割合を確認し、期待できる資源化量を把握するとともに、更なる資源化を推進するための参考資料を得ることを目的とし、本計画改定にあわせて実施致しました。

調査は、令和5年6月21日、28日と9月20日、27日の2回を以下の方法で行いました。

①家庭系可燃ごみは、寒川町内4収集地区からそれぞれ5箇所、計20箇所の集積所から計60袋を収集<sup>注1)</sup>し、各袋の重量を測定し、偏りがないう無作為に袋の山を4つ作り、各山から平均に近い重さ<sup>注2)</sup>の袋を4袋抽出し、計16袋をサンプリングしました。

注1) 60袋以上のごみ袋が搬入された際は、その中から紙おむつ、剪定枝だけなど偏りがあると思われる袋を外し、サンプリング対象外として記録します。

注2) 平均に近い重さ＝平均± $\alpha$ （平均に対しての上下の差）

②家庭系不燃ごみは、60袋まで溜めて、家庭系可燃ごみと同様の方法で計16袋をサンプリングしました。

③事業系可燃ごみは、任意の許可収集車において60袋を収集し、家庭系可燃ごみと同様の方法で計16袋をサンプリングしました。

④サンプリングした可燃ごみは、茅ヶ崎市環境事業センター（ごみ焼却施設）、不燃ごみは寒川町一之宮中継所のそれぞれ指定場所において表3.2-1に示す項目に従って分類し、各項目の構成割合を求めました。

### 3.2 調査結果の概要

組成分類一覧は表3.2-1に、調査結果は表3.2-2～表3.2-7に示すとおりです。

1回目の調査では、資源として分別可能なものが家庭系可燃ごみでは24.34%、家庭系不燃ごみでは10.44%、事業系可燃ごみでは29.40%含まれていました。

食品廃棄物の中に、直接廃棄（手付かず食品）が認められ、家庭系可燃ごみでは全体の8.48%、事業系可燃ごみでは全体の0.47%を占めていました。

表 3.2-1 組成分類一覧

番号	大分類	中分類	小分類（形状別）			
1	紙・布類	紙類	容器包装	飲料用紙	アルミ無し	
2				パック	アルミ付き	
3				ダンボール		
4				包装紙		
5				紙容器		
6				その他		
7			容器包装以外	新聞・折込		
8				雑誌・パンフレット		
9				ざつ紙（再生利用可能紙類）		
10				その他（紙くず等）		
11				布類	ウエス利用可能なもの	
12					その他	
13	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革	プラスチック類	容器包装	ペット	軟質	
14				ボトル	硬質	
15				その他	軟質	
16				ボトル	硬質	
17			トレイ	発泡スチロール	白色	
18					褐色（有色）	
19				その他	着色	
20			袋	レジ袋	無色	
21				その他		
22			バック類			
23			その他			
24			容器包装以外	軟質		
25				硬質		
26			その他（危険物、電池内蔵品、プラ単一ではないもの等）			
27			ゴム・皮革			
28			木、竹、わら類	剪定枝葉		
29	その他					
30	厨芥類	食品廃棄物	直接廃棄			
31			食べ残し			
32			調理くず等			
33			過剰除去（上記内数）			
34	廃油類					
35	陶磁器・石					
36	不燃物	鉄類	容器包装	飲食料缶		
37				栓・キャップ		
38				スプレー缶		
39				その他		
40		容器包装以外				
41		アルミ	容器包装	飲食料缶		
42				栓・キャップ		
43				スプレー缶		
44				その他		
45		容器包装以外				
46	その他金属					
47	小型家電					
48	ガラス類	容器包装	ワンウェイビン等			
49			リターナブルビン			
50	容器包装以外					
51	有害ごみ	蛍光管				
52		乾電池				
53		水銀温度計				
54		その他				
55	その他不燃					
56	その他	医療ごみ	特別管理一般廃棄物			
57			その他			
58		その他可燃	紙おむつ			
59			その他			

表 3.2-2 家庭系可燃ごみの組成 (調査1回目)

天候 前日: 晴れ 気温: 25.3℃  
 天候 当日: 晴れ  
 全体見掛け比重: 0.075kg/L 試料総重量: 41.313kg

収集地区: 栗川町 収集日: 6月21日

大分類	中分類	小分類(形状別)	湿ベース重量(kg)	湿ベース百分率(%)	見掛け容量(L)	見掛け比重(kg/L)	備考(主な排出物)		
紙・布類	①紙類	飲料用	アルミ無し	0.450	1.09	20.0	0.023		
		紙パック	アルミ付き	0.085	0.21	3.0	0.028		
		容器包装	ダンボール		0.430	1.04	10.0	0.043	
			包装紙		0.050	0.12	3.0	0.017	
			紙容器		1.050	2.54	30.0	0.035	
			その他		0.550	1.33	30.0	0.018	
		容器包装以外	新聞・折込		0.300	0.73	12.0	0.025	
			雑誌・パンフレット		0.120	0.29	5.0	0.024	
			ざつ紙(再利用可能紙類)		1.705	4.13	25.0	0.068	
			その他(紙くず等)		5.070	12.27	65.0	0.078	
	小計		9.810	23.75	203.0	0.048			
	②布類	ウエス利用可能なもの		2.150	5.20	25.0	0.086		
その他			1.300	3.15	15.0	0.087	汚れている布、下着		
小計			3.450	8.35	40.0	0.086			
中計		13.260	32.10	243.0	0.055				
ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革	③プラスチック類	ペットボトル	軟質	0.245	0.59	5.0	0.049		
			硬質	0.060	0.15	0.8	0.075		
		その他ボトル	軟質	0.015	0.04	0.4	0.038		
			硬質	0.008	0.02	0.3	0.027		
		トレイ	発泡スチロール	白色	0.015	0.04	0.4	0.038	
				褐色(有色)	0.008	0.02	0.3	0.027	
			その他	着色	0.080	0.19	3.0	0.027	
			無色	0.200	0.48	15.0	0.013		
		袋	レジ袋		0.450	1.09	40.0	0.011	
			その他		1.910	4.62	65.0	0.029	
			バック類		0.245	0.59	12.0	0.020	
			その他		0.430	1.04	30.0	0.014	
		容器包装以外	軟質		0.795	1.92	40.0	0.020	
			硬質		0.110	0.27	1.0	0.110	
	その他(危険物、電池内蔵品、プラスチックではないもの等)			0.122	0.30	0.5	0.244	玩具	
	小計		4.670	11.30	213.0	0.022			
	④ゴム・皮革		0.012	0.03	0.5	0.024	ゴム手袋		
中計		4.682	11.33	213.5	0.022				
木、竹、わら類	⑤剪定枝葉		1.150	2.78	25.0	0.046			
	⑥その他		0.120	0.29	2.0	0.060	割りばし、串		
	中計		1.270	3.07	27.0	0.047			
厨芥類	⑦廃油類	直接廃棄	3.505	8.48	15.0	0.234			
		食べ残し	13.845	33.03	27.0	0.505			
		調理くず等	0.825	2.00	4.0	0.206			
		通算除去(上記内数)	0.150	0.36	0.5	0.300			
		小計	17.975	43.51	46.0	0.391			
	中計		17.975	43.51	46.0	0.391			
不燃物	⑩鉄類	飲食料缶	0.038	0.09	0.2	0.190			
		容器包装	栓・キャップ						
			スプレー缶						
		その他							
	容器包装以外	0.020	0.05	0.1	0.200				
	小計	0.058	0.14	0.3	0.193				
	⑪アルミ	飲食料缶							
		容器包装	栓・キャップ						
			スプレー缶						
		その他							
	容器包装以外	0.070	0.17	0.3	0.233				
	小計	0.070	0.17	0.3	0.233				
	⑫その他金属								
	⑬小型家電								
	⑭ガラス類	容器包装	ワンウェイビン等						
			リターナルビン						
容器包装以外									
小計									
⑮有害ごみ	蛍光灯								
	乾電池								
	水銀温度計								
	その他								
小計									
⑯その他不燃		0.038	0.09	0.1	0.380	乾燥剤			
中計		0.166	0.40	0.7	0.237				
その他	⑰医療ごみ	特別管理一般廃棄物							
		その他							
	小計								
	⑱その他可燃	紙おむつ	2.605	6.31	10.0	0.261			
		その他	1.355	3.28	10.0	0.136	タバコの吸殻、ねこ砂		
小計	3.960	9.59	20.0	0.198					
中計		3.960	9.59	20.0	0.198				
合計		41.313	100.00	550.2	0.075				

表 3.2-3 家庭系可燃ごみの組成（調査 2 回目）

天候 前日： 晴れ 気温： 29.4℃  
 天候 当日： 晴れ  
 全体見掛比重： 0.061kg/L 試料総重量： 34808kg

大分類	中分類	小分類(形状別)	湿ベース 重量(kg)	湿ベース 百分率(%)	見掛け 容量(L)	見掛け 比重(kg/L)	備考 (主な排出物)	
紙・布類	①紙類	飲料用 アルミ無し	0.340	0.98	15.0	0.023		
		紙パック アルミ付き	0.268	0.77	9.0	0.030		
		ダンボール	0.300	0.86	8.0	0.038		
		包装紙	0.005	0.01	0.2	0.025		
		紙容器	1.400	4.02	35.0	0.040		
		その他	0.150	0.43	5.0	0.030		
		新聞・折込	0.018	0.05	1.0	0.018		
		雑誌・パンフレット	0.250	0.72	5.0	0.050		
		ざつ紙(再利用可能紙類)	0.430	1.24	15.0	0.029		
		その他(紙くず等)	5.820	16.72	80.0	0.073		
	小計		8.981	25.80	173.2	0.052		
②布類	ウエス利用可能なもの	0.190	0.55	3.0	0.063			
	その他	0.220	0.63	3.0	0.073	汚れている布		
	小計	0.410	1.18	6.0	0.068			
中計		9.391	26.98	179.2	0.052			
ビニール、 合成樹脂、 ゴム、皮革	③プラスチック類	ペットボトル 軟質						
		ペットボトル 硬質	0.200	0.57	10.0	0.020		
		その他ボトル 軟質						
		その他ボトル 硬質	0.430	1.24	10.0	0.043		
		容器包装						
		トレイ						
		発泡スチロール	0.120	0.34	8.0	0.015		
		その他	0.260	0.75	15.0	0.017		
		袋	0.330	0.95	15.0	0.022		
		レジ袋	0.280	0.80	35.0	0.008		
		その他	1.030	2.96	80.0	0.013		
		バック類	0.320	0.92	15.0	0.021		
		その他	0.500	1.44	30.0	0.017		
	容器包装以外							
軟質	1.950	5.60	85.0	0.023				
硬質	1.280	3.68	10.0	0.128				
その他(危険物、電池内蔵品、プラスチックではないもの等)								
小計		6.700	19.25	313.0	0.021			
④ゴム・皮革		0.600	1.72	3.0	0.200	ゴム：運動靴、輪ゴム		
中計		7.300	20.97	316.0	0.023			
木、竹、わら類	⑤剪定枝葉		0.060	0.17	1.0	0.060		
	⑥その他		0.340	0.98	5.0	0.068	割りばし、串	
	中計		0.400	1.15	6.0	0.067		
厨芥類	⑦廃油類							
	⑧食品廃棄物	直接廃棄	1.536	4.41	10.0	0.154		
		食べ残し	3.950	11.35	8.0	0.494		
		調理くず等	8.590	24.68	25.5	0.337		
		通削除去(上記内数)	0.180	0.52	2.0	0.090		
小計		14.076	40.44	43.5	0.324			
中計		14.076	40.44	43.5	0.324			
不燃物	⑨陶磁器・石							
		⑩鉄類	容器包装					
			飲食料缶					
			栓・キャップ					
			スプレー缶					
	その他							
	容器包装以外							
	小計							
	⑪アルミ	容器包装						
		飲食料缶						
		栓・キャップ						
		スプレー缶						
	その他	0.059	0.17	2.0	0.030			
	容器包装以外	0.051	0.15	1.5	0.034			
	小計	0.110	0.32	3.5	0.031			
	⑫その他金属							
	⑬小型家電		0.174	0.50	0.5	0.348	スマートフォン	
⑭ガラス類	容器包装							
	ワンウェイビン等	0.770	2.21	2.0	0.385			
	リターナルビン							
容器包装以外								
小計	0.770	2.21	2.0	0.385				
⑮有害ごみ	蛍光灯管							
	乾電池							
	水銀温度計							
	その他							
小計								
⑯その他不燃		0.043	0.12	0.2	0.215	乾燥剤		
中計		1.097	3.15	6.2	0.177			
その他	⑰医療ごみ	特別管理一般廃棄物						
		その他						
	小計							
	⑱その他可燃	紙おむつ	1.301	3.74	10.0	0.130		
		その他	1.243	3.57	10.0	0.124	タバコの吸殻、人毛、動物の糞、錠剤245g	
小計	2.544	7.31	20.0	0.127				
中計		2.544	7.31	20.0	0.127			
合計			34.808	100.00	570.9	0.061		

表 3.2-4 家庭系不燃ごみの組成（調査1回目）

天候 前日： 晴れ 気温： 25.8℃  
 天候 当日： 晴れ  
 全体見掛比重： 0.080kg/L 試料総重量： 39.016kg

収集地区： 幸川町 収集日： 6月21日

大分類	中分類	小分類(形状別)	湿ベース 重量(kg)	湿ベース 百分率(%)	見掛け 容量(L)	見掛け 比重(kg/L)	備考 (主な排出物)		
紙・布類	①紙類	飲料用紙パック	アルミ無し						
		紙パック	アルミ付き						
		ダンボール							
		包装紙							
		紙容器		0.020	0.05	0.3	0.067		
	その他		0.027	0.07	5.0	0.005			
	新聞・折込								
	雑誌・パンフレット								
	ざつ紙(再利用可能紙類)								
	その他(紙くず等)		0.002	0.01	0.1	0.020			
小計		0.049	0.13	5.4	0.009				
②布類	ウエス利用可能なもの								
	その他		0.952	2.44	12.0	0.079	布カバン、布ベルト、ひも		
小計		0.952	2.44	12.0	0.079				
中計			1.001	2.57	17.4	0.058			
ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革	③プラスチック類	ペットボトル	軟質						
			硬質						
		その他ボトル	軟質						
			硬質		0.860	2.20	25.0	0.034	
		トレイ	発泡スチロール	白色					
				褐色(有色)					
				褐色					
				白色					
		袋	レジ袋		0.200	0.51	30.0	0.007	
			その他		0.010	0.03	3.0	0.003	
	バック類			0.026	0.07	0.7	0.037		
		その他		0.750	1.92	5.0	0.150		
	容器包装以外	軟質		0.249	0.64	50.0	0.005		
		硬質		16.900	42.29	235.0	0.070	特定プラ(ハンガー17本)含む	
その他(危険物、電池内蔵品、プラ製でないもの等)		0.120	0.31	2.0	0.060	使い捨て製剤リ			
小計		18.715	47.97	350.7	0.053				
④ゴム・皮革		3.850	9.87	45.2	0.085	革製財布0.15kg、ゴム長靴等3.7kg			
中計		22.565	57.84	395.9	0.057				
木、竹、わら類	⑤剪定枝葉								
	⑥その他		0.950	2.43	8.0	0.119			
中計		0.950	2.43	8.0	0.119				
厨芥類	⑦廃油類	直接廃棄							
		食べ残し調理くず等							
	⑧食品廃棄物	選別除去(上記内数)							
		小計							
中計									
不燃物	⑨陶磁器・石		3.895	9.98	15.0	0.260			
	⑩鉄類	容器包装	飲食料缶						
			栓・キャップ		0.075	0.19	1.5	0.050	
		スプレー缶							
		その他							
	容器包装以外		3.350	8.59	20.0	0.168			
	小計		3.425	8.78	21.5	0.159			
	⑪アルミ	容器包装	飲食料缶						
			栓・キャップ		0.550	1.41	3.0	0.183	
		スプレー缶		0.800	2.05	3.0	0.267		
		その他		0.100	0.26	0.8	0.125		
	容器包装以外		0.200	0.51	2.0	0.100			
	小計		1.650	4.23	8.8	0.188			
	⑫その他金属								
	⑬小型家電		0.630	1.61	5.0	0.128	電気アイロン		
	⑭ガラス類	容器包装	ワンウェイビン等		1.400	3.59	3.0	0.467	
			リターナブルビン						
容器包装以外			2.100	5.38	10.0	0.210			
小計		3.500	8.97	13.0	0.269				
⑮有害ごみ	蛍光灯管								
		乾電池		1.400	3.59	1.5	0.933		
	水銀温度計								
		その他							
小計		1.400	3.59	1.5	0.933				
⑯その他不燃									
中計		14.500	37.16	64.8	0.224				
その他	⑰医療ごみ	特別管理一般廃棄物							
		その他							
	小計								
	⑱その他可燃	紙おむつ							
その他									
小計									
中計									
合計			39.016	100.00	486.1	0.080			

表 3.2-5 家庭系不燃ごみの組成 (調査 2 回目)

天候 前日: 晴れ 気温: 31.5℃  
 天候 当日: 晴れ  
 全体見掛比重: 0.053kg/L 試料総重量: 28310kg

収集地区: 栗川町 収集日: 9月20日

大分類	中分類	小分類(形状別)	湿ベース重量(kg)	湿ベース百分率(%)	見掛け容量(L)	見掛け比重(kg/L)	備考(主な排出物)		
紙・布類	①紙類	飲料用紙パック	アルミ無し						
		飲料用紙パック	アルミ付き						
		ダンボール							
		包装紙							
		紙容器							
	その他								
	新聞・折込		0.020	0.07	1.0	0.020			
	雑誌・パンフレット								
	容器包装以外	ざつ紙(再利用可能紙類)							
	その他(紙くず等)		0.390	1.35	8.0	0.049			
小計		0.410	1.42	9.0	0.046				
②布類	ウエス利用可能なもの								
	その他								
小計									
中計			0.410	1.42	9.0	0.046			
ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革	③プラスチック類	ペットボトル	軟質						
			硬質						
		その他ボトル	軟質						
			硬質	1.000	3.46	25.0	0.040		
		トレイ	発泡スチロール	白色					
				褐色(有色)					
				着色					
			その他	無色					
		袋	レジ袋	0.150	0.52	30.0	0.005		
			その他						
	バック類		0.400	1.38	2.0	0.200			
	その他								
	容器包装以外	軟質	0.370	1.28	37.0	0.010			
	硬質	15.629	54.06	360.0	0.043				
	その他(危険物、電池内蔵品、プラスチックでないもの等)								
小計		17.549	60.70	454.0	0.039				
④ゴム・皮革		3.281	11.35	40.0	0.082	運動靴2.64kg、革製かばん0.64kg			
中計		20.830	72.05	494.0	0.042				
木、竹、わら類	⑤剪定枝葉								
	⑥その他		0.650	2.25	15.0	0.043			
中計		0.650	2.25	15.0	0.043				
厨芥類	⑦廃油類								
	⑧食品廃棄物	直接廃棄							
		食べ残し							
		調理くず等							
小計									
中計									
不燃物	⑨陶磁器・石		2.170	7.51	8.1	0.268			
	⑩鉄類	容器包装	飲料缶						
			栓・キャップ						
			スプレー缶						
		その他							
	容器包装以外	0.381	1.32	1.0	0.381				
	小計	0.381	1.32	1.0	0.381				
	⑪アルミ	容器包装	飲料缶						
			栓・キャップ	0.030	0.10	0.3	0.100		
			スプレー缶						
	その他								
	容器包装以外	0.910	3.15	10.0	0.091				
	小計	0.940	3.25	10.3	0.091				
	⑫その他金属								
	⑬小型家電		0.569	1.97	0.7	0.813	電気脱毛器		
	⑭ガラス類	容器包装	ワンウェイビン等	0.050	0.17	0.1	0.500		
			リターナブルビン						
容器包装以外		2.420	8.37	8.0	0.303				
小計	2.470	8.54	8.1	0.305					
⑮有害ごみ	蛍光灯								
	乾電池	0.490	1.69	0.7	0.700				
水銀温度計									
その他									
小計	0.490	1.69	0.7	0.700					
⑯その他不燃									
中計		7.020	24.28	28.9	0.243				
その他	⑰医療ごみ	特別管理一般廃棄物							
		その他							
	小計								
⑱その他可燃	紙おむつ								
	その他								
小計									
中計									
合計			28.91	100.00	546.9	0.053			

表 3.2-6 事業系可燃ごみの組成（調査1回目）

天候 前日： 晴れ 気温： 27.5℃  
 天候 当日： 晴れ  
 全体見掛比重： 0.046kg/L 試料総重量： 44559kg

収集地区： 幸川町 収集日： 6月28日

大分類	中分類	小分類(形状別)	湿ベース 重量(kg)	湿ベース 百分率(%)	見掛け 容量(L)	見掛け 比重(kg/L)	備考 (主な排出物)	
紙・布類	①紙類	容器包装	飲料用 アルミ無し	0.200	0.45	10.0	0.020	
			紙パック アルミ付き	0.120	0.27	5.0	0.024	
			ダンボール	2.100	4.71	45.0	0.047	
			包装紙	0.052	0.12	8.0	0.007	
			紙容器	4.600	10.32	130.0	0.035	
		その他	0.050	0.11	5.0	0.010		
		新聞・折込	1.250	2.81	15.0	0.083		
		容器包装以外	雑誌・パンフレット	0.245	0.55	10.0	0.025	
			ざつ紙(再利用可能紙類)	2.300	5.16	40.0	0.058	
		その他(紙くず等)	20.338	45.64	380.0	0.054		
小計		31.255	70.14	648.0	0.048			
②布類	ウエス利用可能なもの	0.150	0.34	5.0	0.030			
	その他	0.455	1.02	8.0	0.057	汚れた布、ポロ布		
	小計	0.605	1.36	13.0	0.047			
中計		31.860	71.50	661.0	0.048			
ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革	③プラスチック類	容器包装	ペットボトル 軟質					
			ペットボトル 硬質	0.025	0.06	0.5	0.050	
			その他ボトル 軟質					
		その他ボトル 硬質	0.075	0.17	1.0	0.075		
		トレイ	発泡スチロール 白色					
			発泡スチロール 褐色(有色)	0.005	0.01	0.5	0.010	
			その他 褐色					
			その他 無色					
		袋	レジ袋	0.050	0.11	8.0	0.006	
			その他	1.350	3.03	45.0	0.030	
		バック類		0.650	1.46	30.0	0.022	
			その他	0.628	1.41	40.0	0.016	
		容器包装以外	軟質	6.652	14.93	175.0	0.038	
			硬質	0.045	0.10	0.2	0.225	
その他(危険物、電池内蔵品、プラスチックではないもの等)								
小計		9.480	21.28	300.2	0.032			
④ゴム・皮革		0.020	0.04	2.0	0.010	ゴム手袋		
中計		9.500	21.32	302.2	0.031			
木、竹、わら類	⑤剪定枝葉		0.400	0.90	3.0	0.133		
	⑥その他		0.219	0.49	3.0	0.073	割りばし	
	中計		0.619	1.39	6.0	0.103		
厨芥類	⑦廃油類	直接廃棄	0.210	0.47	1.0	0.210		
		食べ残し	0.400	0.90	2.0	0.200		
		調理くず等	0.035	0.08	0.3	0.117		
		選別除去(上記内数)						
		小計		0.645	1.45	3.3	0.195	
中計		0.645	1.45	3.3	0.195			
不燃物	⑧陶磁器・石							
		⑨鉄類	容器包装 飲食料缶					
			容器包装 栓・キャップ					
			容器包装 スプレー缶					
	容器包装 その他							
	容器包装以外							
	小計							
	⑩アルミ	容器包装 飲食料缶						
		容器包装 栓・キャップ						
		容器包装 スプレー缶						
		容器包装 その他						
	容器包装以外	0.012	0.03	0.1	0.120			
	小計	0.012	0.03	0.1	0.120			
	⑪その他金属							
⑫小型家電								
⑬ガラス類	容器包装 ワンウェイビン等							
	容器包装 リターナブルビン							
	容器包装以外	0.005	0.01	0.1	0.050	ガラス片		
小計	0.005	0.01	0.1	0.050				
⑭有害ごみ	蛍光灯管							
	乾電池							
	水銀温度計							
	その他							
小計								
⑮その他不燃		0.403	0.90	1.0	0.403	乾燥剤、土		
中計		0.420	0.94	1.2	0.350			
その他	⑯医療ごみ	特別管理一般廃棄物						
		その他	0.015	0.03	0.1	0.150	シリンジ(生理食塩水用・針なし)	
	小計	0.015	0.03	0.1	0.150			
	⑰その他可燃	紙おむつ	0.200	0.45	2.0	0.100		
		その他	1.300	2.92	2.0	0.650	人毛、タバコの吸殻、白い粉	
		小計	1.500	3.37	4.0	0.375		
中計		1.515	3.40	4.1	0.370			
合計		44.559	100.00	977.8	0.046			

表 3.2-7 事業系可燃ごみの組成（調査2回目）

天候 前日: 晴れ 気温: 27.6℃  
 天候 当日: 晴れ  
 全体見掛比重: 0.072kg/L 試料総重量: 70517kg

収集地区: 寒川町 収集日: 9月27日

大分類	中分類	小分類(形状別)	湿ベース 重量(kg)	湿ベース 百分率(%)	見掛け 容量(L)	見掛け 比重(kg/L)	備考 (主な排出物)		
紙・布類	①紙類	飲料用 紙パック	アルミ無し アルミ付き	0.662	0.94	25.0	0.026		
		ダンボール		0.418	0.59	20.0	0.021		
		包装紙		0.019	0.03	2.0	0.010		
		紙容器		4.625	6.56	120.0	0.039		
		その他							
	容器 包装 以外	新聞・折込		0.130	0.18	3.0	0.043		
		雑誌・パンフレット		0.740	1.05	10.0	0.074		
		ざつ紙(再利用可能紙類)		0.670	0.95	20.0	0.034		
		その他(紙くず等)		22.570	32.01	280.0	0.081		
	小計		29.834	42.31	480.0	0.062			
②布類	ウエス利用可能なもの								
	その他		0.105	0.15	2.0	0.053	汚れた布		
小計		0.105	0.15	2.0	0.053				
中計		29.939	42.46	482.0	0.062				
ビニール、 合成樹脂、 ゴム、皮革	③プラスティック類	ペット ボトル	軟質						
			硬質	0.100	0.14	5.0	0.020		
		その他ボ トル	軟質						
			硬質	0.100	0.14	5.0	0.020		
		トレイ	発泡ス チロー ル	白色 褐色(有色)					
			その他	褐色 無色	0.030	0.04	5.0	0.006	
					0.270	0.38	15.0	0.018	
			袋	レジ袋 その他	1.780	2.52	85.0	0.021	
				2.750	3.90	110.0	0.025		
		容器 包装 以外	軟質		2.080	2.95	70.0	0.030	
	硬質			0.230	0.33	5.0	0.046		
	小計		7.900	11.20	350.0	0.023			
	④ゴム・皮革		1.030	1.46	25.0	0.041	ゴム手袋、運動靴、		
	中計		8.930	12.66	375.0	0.024			
	木、竹、わら 類	⑤剪定枝葉		0.402	0.57	10.0	0.040		
⑥その他			0.278	0.39	5.0	0.056	割りばし、橋杭		
中計			0.680	0.96	15.0	0.045			
厨芥類	⑦廃油類								
	⑧食品廃棄 物	直接廃棄		0.020	0.03	0.1	0.200		
		食べ残し		29.970	42.50	82.0	0.365		
		調理くず等		0.650	0.92	3.0	0.217		
		小計		30.640	43.45	85.1	0.360		
中計		30.640	43.45	85.1	0.360				
不燃物	⑨陶磁器・石								
	⑩鉄類	容器 包装	飲食料缶						
			栓・キャップ						
			スプレー缶						
		その他							
	容器包装以外		0.050	0.07	5.0	0.010			
	小計		0.050	0.07	5.0	0.010			
	⑪アルミ	容器 包装	飲食料缶		0.011	0.02	0.2	0.055	
			栓・キャップ						
			スプレー缶						
	その他								
	容器包装以外		0.015	0.02	2.0	0.008			
	小計		0.026	0.04	2.2	0.012			
	⑫その他金属								
	⑬小型家電								
⑭ガラス類	容器 包装	ワンウェイビン等							
		リターナブルビン							
容器包装以外									
小計									
⑮有害ごみ		蛍光灯							
		乾電池							
		水銀温度計							
		その他							
小計									
⑯その他不燃									
中計		0.076	0.11	7.2	0.011				
その他	⑰医療ごみ	特別管理一般廃棄物							
		その他		0.054	0.08	0.5	0.108	シリンジ(針なし)	
	小計		0.054	0.08	0.5	0.108			
	⑱その他可 燃	紙おむつ		0.198	0.28	5.0	0.040		
		その他					0.000		
小計		0.198	0.28	10.0	0.020				
中計		0.252	0.36	10.5	0.024				
合計		70.517	100.00	974.8	0.072				

## 4. 廃棄物（ごみ）に関する主な法律等

★環境基本法	近年の我が国の環境問題の構造的変化や地球環境問題への取組の必要性の高まり等に適切に対応するため、環境の保全についての基本理念、各主体の責務、基本施策など、環境保全に関する施策の基本的な枠組みを定めた法律。（平成5年11月施行）
環境基本計画	環境基本法15条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画。平成30年に第5次計画が閣議決定された。
★循環型社会形成推進基本法	「循環型社会」を形成するために、その基本的な枠組みとなる法律として制定された。このなかで、「循環型社会」を廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会として定義する。（平成12年6月施行）
循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画。同計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとしており、平成30年に第4次計画が閣議決定・国会報告された。循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」等についての数値目標、国の取り組み、各主体の役割等を定めている。
★廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な分別、保管、収集、運搬再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする。（昭和45年12月施行）
★資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）	平成3年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として、平成13年4月より施行。①製品の環境配慮設計（計量化等、解体の容易化等に配慮した設計）、②使用済製品の自主回収・リサイクル、③製造工程で生じる副産物のリデュース・リサイクル（事業所のゼロ・エミッション）といった3Rに関するさまざまな取組を促進することにより、循環経済システムの構築を目的とする。

※「★」：本計画内に記載のされている法律

<p>★容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）</p>	<p>家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図ること等を目的として制定された。（平成12年4月完全施行、平成18年6月改正容器包装リサイクル法成立、平成20年4月改正容器包装リサイクル法 完全施行）</p>
<p>★特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）</p>	<p>エアコン、テレビ、洗濯機及び衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けること等を目的として制定された。（平成13年4月施行）</p>
<p>★食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）</p>	<p>食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的として制定された。（平成13年5月施行）</p>
<p>★建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）</p>	<p>一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けることを目的として制定された。（平成14年5月施行）</p>
<p>★使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）</p>	<p>自転車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図ることを目的に制定された。（平成17年1月施行）</p>
<p>★使用済小型家電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）</p>	<p>デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。（平成25年4月施行）</p>
<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）</p>	<p>国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報影響を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的として制定された。（平成13年4月施行）</p>

<p><b>プラスチック資源循環戦略</b></p>	<p>国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性に対し、3R+Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げた。(令和元年5月策定)</p>
<p><b>★プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)</b></p>	<p>プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ法律。(令和4年4月施行)</p>
<p><b>★食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)</b></p>	<p>食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めた法律。(令和元年10月施行)</p>

## 5. 生活排水処理の実績及び予測

### 5.1 生活排水処理形態別人口

項目\年度	単位	実績						予測		
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1.行政区域内人口(総人口)	人	48,116	48,121	48,232	48,379	48,348	48,315	48,290	48,151	47,980
2.水洗化・生活雑排水処理人口	人	44,389	44,714	44,887	45,108	45,434	45,546	45,659	45,764	45,860
(1)公共下水道接続	人	43,344	43,859	44,072	44,328	44,679	44,828	44,979	45,130	45,280
(2)集落排水施設等	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)合併処理浄化槽	人	1,045	855	815	780	755	718	680	634	580
(4)コミュニティプラント	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3.水洗化・生活雑排水未処理人口(単独浄化槽人口)	人	3,401	3,104	3,067	3,009	2,679	2,556	2,433	2,212	1,968
4.非水洗化人口(し尿汲み取り)	人	326	303	278	262	235	213	198	175	152
5.自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6.計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非水洗化率	%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%
水洗化率	%	99.3%	99.4%	99.4%	99.5%	99.5%	99.6%	99.6%	99.6%	99.7%
生活排水処理率	%	92.3%	92.9%	93.1%	93.2%	94.0%	94.3%	94.6%	95.0%	95.6%
公共下水道人口普及率	%	90.1%	91.1%	91.4%	91.6%	92.4%	92.8%	93.1%	93.7%	94.4%

項目\年度	単位	予測							
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1.行政区域内人口(総人口)	人	47,939	47,876	47,790	47,696	47,581	47,396	47,194	46,980
2.水洗化・生活雑排水処理人口	人	45,983	45,937	45,870	45,797	45,704	45,544	45,369	45,182
(1)公共下水道接続	人	45,430	45,370	45,289	45,200	45,091	44,915	44,724	44,521
(2)集落排水施設等	人	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)合併処理浄化槽	人	553	567	581	597	613	629	645	661
(4)コミュニティプラント	人	0	0	0	0	0	0	0	0
3.水洗化・生活雑排水未処理人口(単独浄化槽人口)	人	1,820	1,808	1,794	1,777	1,760	1,740	1,717	1,695
4.非水洗化人口(し尿汲み取り)	人	136	131	126	122	117	112	108	103
5.自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0
6.計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0
非水洗化率	%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
水洗化率	%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%
生活排水処理率	%	95.9%	95.9%	96.0%	96.0%	96.1%	96.1%	96.1%	96.2%
公共下水道人口普及率	%	94.8%	94.8%	94.8%	94.8%	94.8%	94.8%	94.8%	94.8%

(資料：湘南東ブロックし尿処理広域化検討報告書 資料編「令和4年3月」)

## 5.2 し尿・浄化槽汚泥量

項目	単位	実績						予測				
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		
排出量	a. し尿	kℓ/年	564	580	550	571	512	492	473	447	419	
	内訳	汲取り	kℓ/年	0	0	0	0	0	0	235	209	181
		仮設トイレ等	kℓ/年	0	0	0	0	0	0	238	239	238
	b. 浄化槽汚泥	kℓ/年	1,913	1,751	1,797	1,883	2,007	1,877	1,611	1,484	1,331	
	内訳	合併処理浄化槽汚泥	kℓ/年	1,156	1,060	1,114	1,211	1,411	1,308	639	597	545
		単独処理浄化槽汚泥	kℓ/年	757	691	683	672	596	569	972	886	786
合計	(a+b)	kℓ/年	2,477	2,331	2,347	2,454	2,519	2,369	2,085	1,931	1,750	
原単位	c. し尿	ℓ/人日	5	5	5	6	6	6	7	7	8	
	内訳	汲取り	ℓ/人日	0	0	0	0	0	0	3	3	3
		仮設トイレ等	ℓ/人日	0	0	0	0	0	0	3	4	4
	仮設トイレ等	kℓ/日	0	0	0	0	0	0	1	1	1	
	d. 浄化槽汚泥	ℓ/人日	1.18	1.21	1.27	1.36	1.60	1.57	1.42	1.43	1.43	
	内訳	合併処理浄化槽汚泥	ℓ/人日	3.03	3.40	3.74	4.24	5.12	4.99	2.57	2.57	2.57
単独処理浄化槽汚泥		ℓ/人日	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	1.09	1.09	1.09	
平均	均	ℓ/人日	1.42	1.50	1.55	1.66	1.88	1.86	1.72	1.75	1.78	
処理量	し尿処理量(し尿処理施設)	kℓ/年	2,477.00	2,331.00	2,347.00	2,454.00	2,519.00	2,369.00	2,084.51	1,930.92	1,750.06	
	し尿	kℓ/年	564	580	550	571	512	492	473	447	419	
		%	23	25	23	23	20	21	23	23	24	
	浄化槽汚泥	kℓ/年	1,913.0	1,751.0	1,797.0	1,883.0	2,007.0	1,877.0	1,611.2	1,483.7	1,331.4	
%		77	75	77	77	80	79	77	77	76		
処理残渣排出量	t/年	56.0	56.0	52.0	49.0	56.0	55.0	48.4	44.8	40.6		
処分量	処分量	t/年	56	56	52	49	56	55	48	45	41	
	農地還元等再利用	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	直接埋め立て	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	焼却	t/年	8	7	6	6	6	6	5	5	4	
	残渣	t/年	1	1	1	1	1	0	0	0	0	
	堆肥化	t/年	48	49	46	43	50	49	43	40	36	
	その他の搬出処理	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

項目	単位	実績									
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14		
排出量	a. し尿	kℓ/年	400	394	389	383	377	371	367	360	
	内訳	汲取り	kℓ/年	162	156	150	145	139	133	129	122
		仮設トイレ等	kℓ/年	238	238	239	238	238	238	239	238
	b. 浄化槽汚泥	kℓ/年	1,247	1,255	1,266	1,271	1,279	1,286	1,296	1,298	
	内訳	合併処理浄化槽汚泥	kℓ/年	520	533	547	561	576	591	608	621
		単独処理浄化槽汚泥	kℓ/年	727	722	719	710	703	695	688	677
合計	(a+b)	kℓ/年	1,647	1,649	1,655	1,654	1,656	1,657	1,663	1,659	
原単位	c. し尿	ℓ/人日	8	8	8	9	9	9	9	10	
	内訳	汲取り	ℓ/人日	3	3	3	3	3	3	3	3
		仮設トイレ等	ℓ/人日	5	5	5	5	6	6	6	6
	仮設トイレ等	kℓ/日	1	1	1	1	1	1	1	1	
	d. 浄化槽汚泥	ℓ/人日	1.44	1.45	1.46	1.47	1.48	1.49	1.50	1.51	
	内訳	合併処理浄化槽汚泥	ℓ/人日	2.57	2.57	2.57	2.57	2.57	2.57	2.57	2.57
単独処理浄化槽汚泥		ℓ/人日	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	
平均	均	ℓ/人日	1.80	1.80	1.81	1.82	1.82	1.83	1.84	1.85	
処理量	し尿処理量(し尿処理施設)	kℓ/年	1,646.53	1,648.95	1,655.09	1,654.05	1,656.35	1,657.45	1,663.08	1,658.84	
	し尿	kℓ/年	400	394	389	383	377	371	367	360	
		%	24	24	23	23	23	22	22	22	
	浄化槽汚泥	kℓ/年	1,246.9	1,255.3	1,266.3	1,271.1	1,279.3	1,286.3	1,295.7	1,298.4	
%		76	76	77	77	77	78	78	78		
処理残渣排出量	t/年	38.2	38.3	38.4	38.4	38.5	38.5	38.6	38.5		
処分量	処分量	t/年	38	38	38	38	38	38	39	39	
	農地還元等再利用	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	
	直接埋め立て	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	
	焼却	t/年	4	4	4	4	4	4	4	4	
	残渣	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	
	堆肥化	t/年	34	34	34	34	34	34	34	34	
	その他の搬出処理	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	

(資料：湘南東ブロックし尿処理広域化検討報告書 資料編「令和4年3月」)

## 6. 本町の河川水質状況

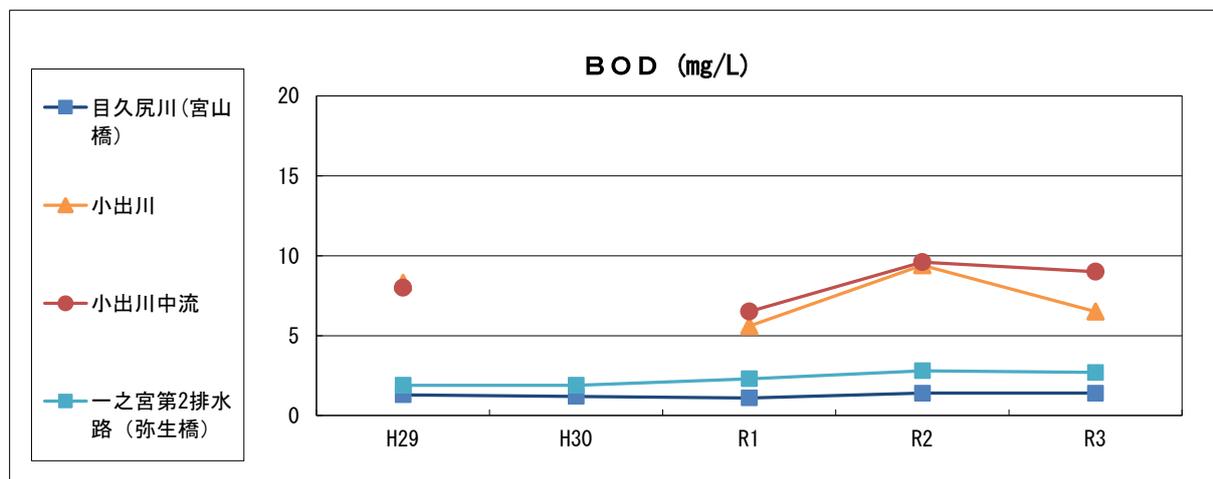
### 6.1 年変化状況

BOD年変化 (mg/L)

項目	H29	H30	R1	R2	R3
目久尻川(宮山橋)	1.3	1.2	1.1	1.4	1.4
小出川	8.3		5.6	9.4	6.5
小出川中流	8.0		6.5	9.6	9.0
一之宮第2排水路(弥生橋)	1.9	1.9	2.3	2.8	2.7

※小出川は、大曲橋 (H29、R2、R3)、追出橋 (R1) を調査地点としています。平成 30 年度は測定していません。

※小出川中流は、寺尾橋 (H29)、大曲橋 (R1)、一ツ橋 (R2、R3) を調査地点としています。平成 30 年度は測定していません。

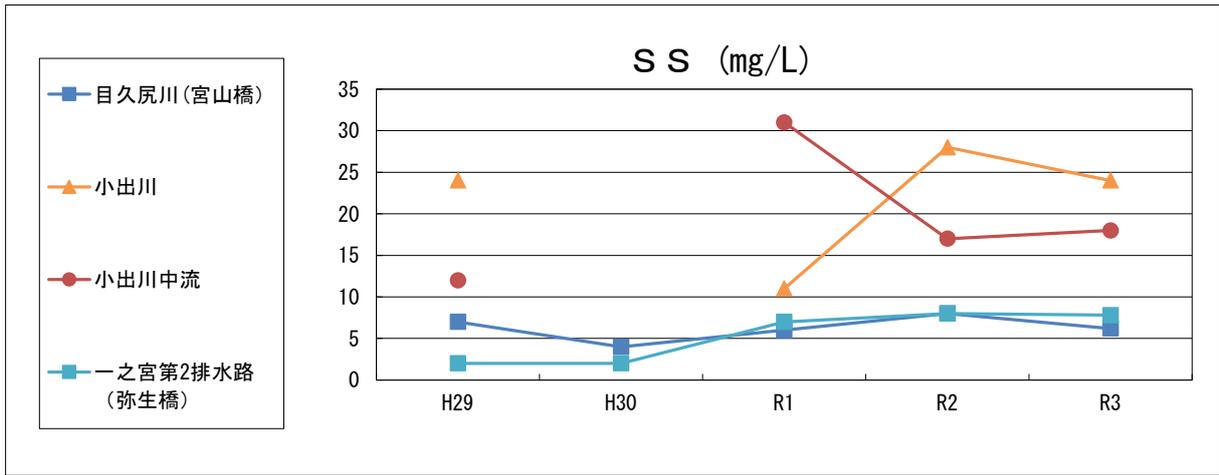


SS年変化 (mg/L)

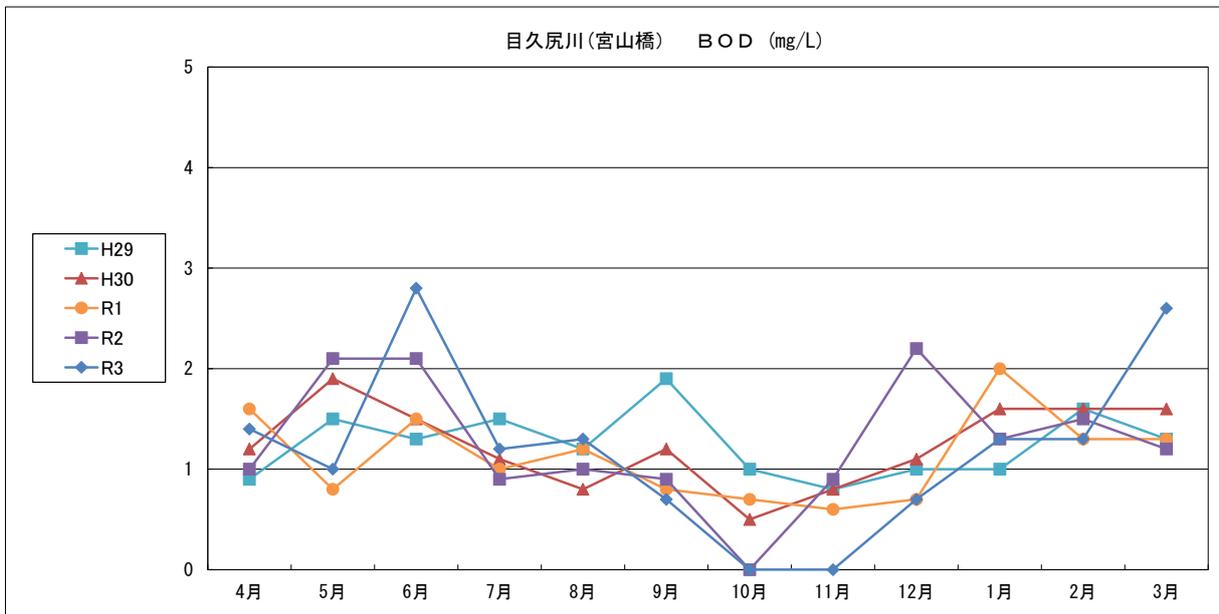
項目	H29	H30	R1	R2	R3
目久尻川(宮山橋)	7.0	4.0	6.0	8.1	6.2
小出川	24.0		11.0	28.0	24.0
小出川中流	18.0		31.0	17.0	18.0
一之宮第2排水路(弥生橋)	2.0	2.0	7.0	7.6	7.8

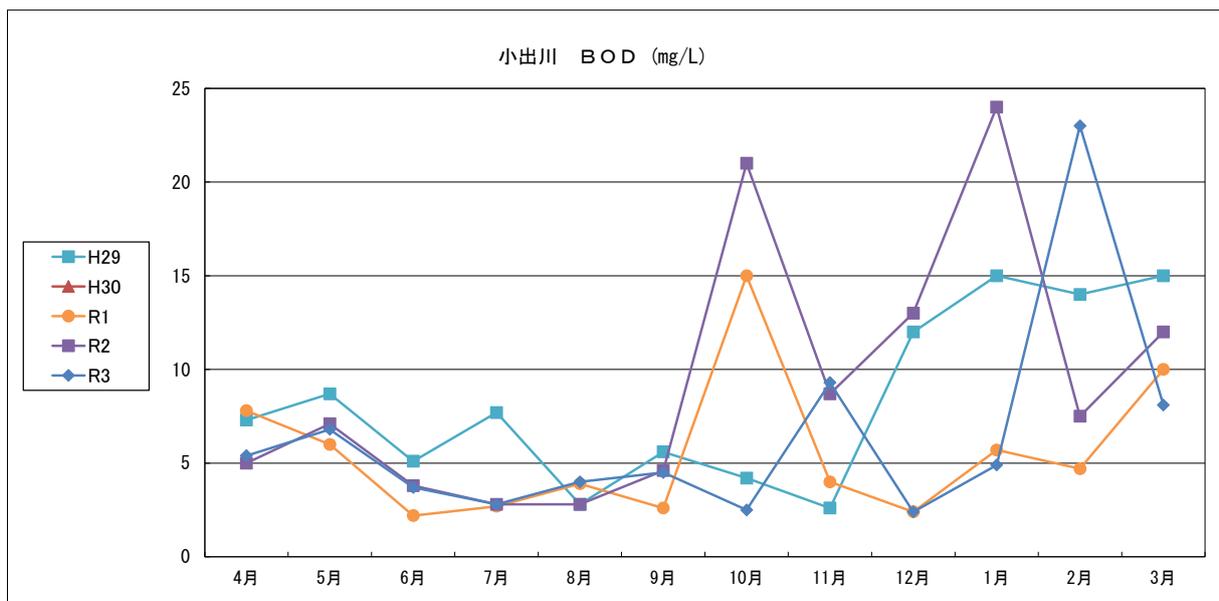
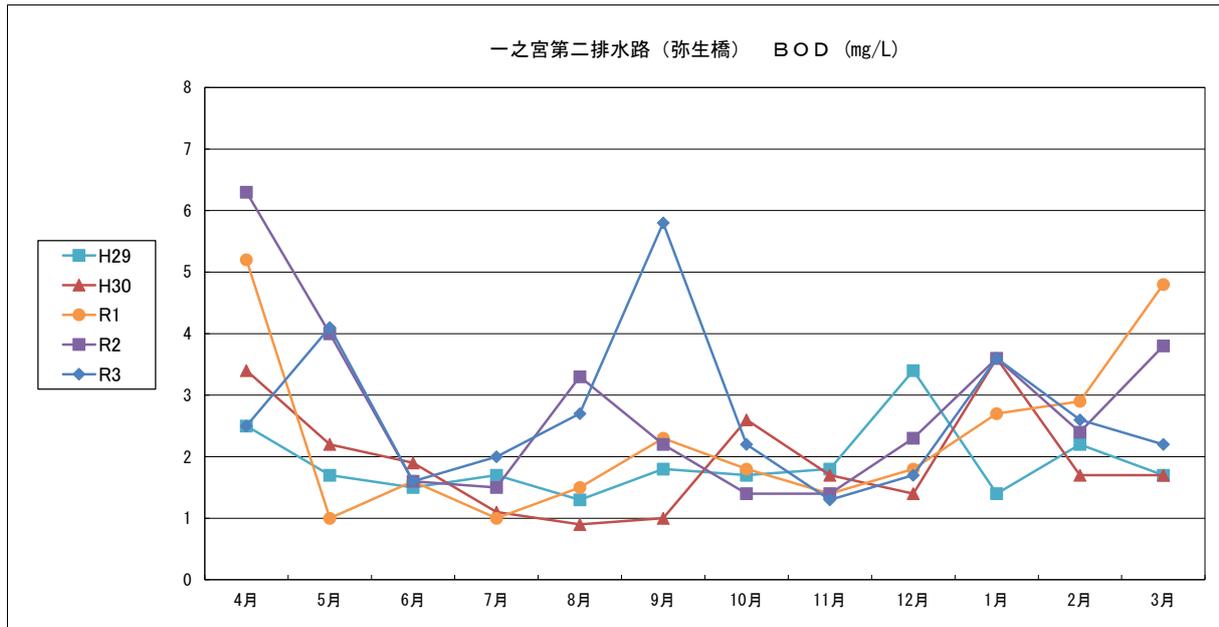
※小出川は、大曲橋 (H29、R2、R3)、追出橋 (R1) を調査地点としています。平成 30 年度は測定していません。

※小出川中流は、寺尾橋 (H29)、大曲橋 (R1)、一ツ橋 (R2、R3) を調査地点としています。平成 30 年度は測定していません。

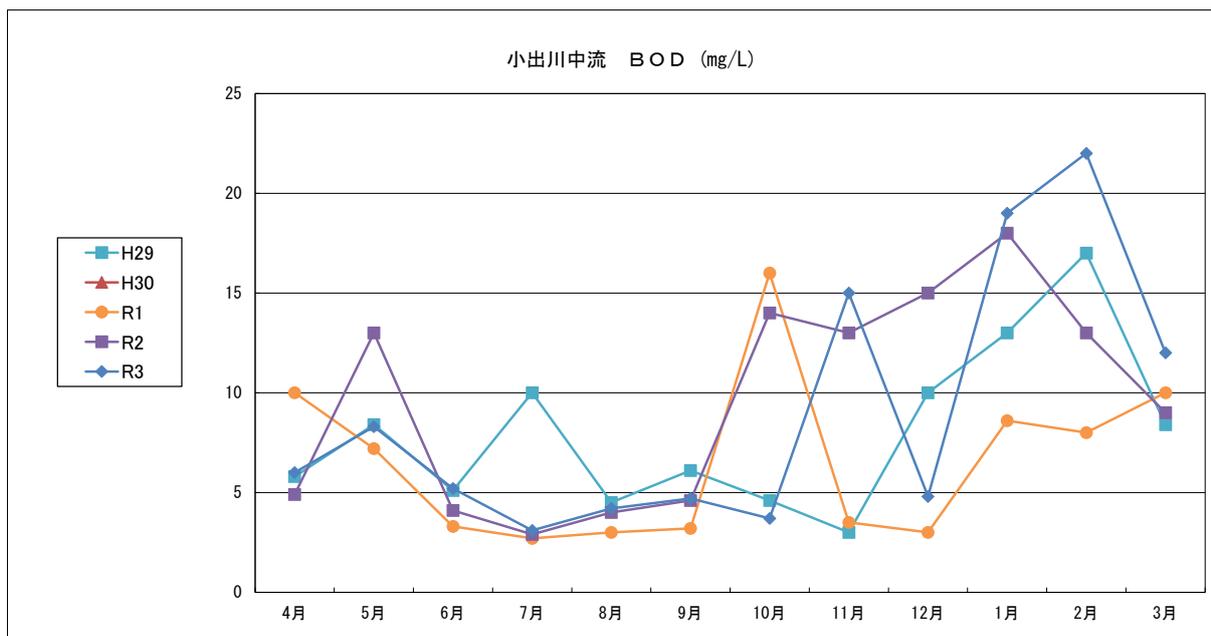


## 6.2 月変化状況





※小出川は、大曲橋（H29、R2、R3）、追出橋（R1）を調査地点としています。平成30年度は測定していません。



※小出川中流は、寺尾橋 (H29)、大曲橋 (R1)、一ツ橋 (R2、R3) を調査地点としています。平成 30 年度は測定していません。

(資料：寒川町ホームページ 河川水質調査結果)

# 7. 神奈川県生活排水処理対策

## 神奈川県生活排水処理施設整備構想

### 4 生活排水処理施設に係る整備方針等

#### (1) 基本方針

本件における生活排水処理施設の整備の考え方は次のとおりです。

##### 1. 整備の基本方針

○都市化が進んでいることを踏まえた、集合処理である下水道の整備

○農業振興地域（下水道区域を除く。）のうち、集合処理が適している区域における農業集落排水施設の整備

○家屋が点在し集合処理が適していない地域における個別処理としての合併処理浄化槽の普及

##### 2. 整備手法選定の考え方

主に次の点を考慮してそれぞれの地域に最も適した効率的・経済的な整備手法を選定し、総合的な判断も踏まえ整備を進めます。

○各地域における今後の人口動態・分布の見通し

○既存生活排水処理施設の設置状況（経過年数、管理状況、更新計画）

○建設及び維持管理に係るコスト比較

○水質保全効果（高度処理の必要性、早期整備による水環境改善）

○用地確保の難易度（浄化槽の設置スペース・放流先、集合処理施設用地等）

○当該地域の特性、住民の意向

#### (2) 整備目標

##### 【県全体における整備目標】

年度	基準年次 (平成28年度)	概成年次 (令和7年度)	最終年次 (令和12年度)
生活排水処理率	97.90%	99%	100%

(資料：神奈川県ホームページ 改訂神奈川県生活排水処理施設整備構想 平成31年1月)

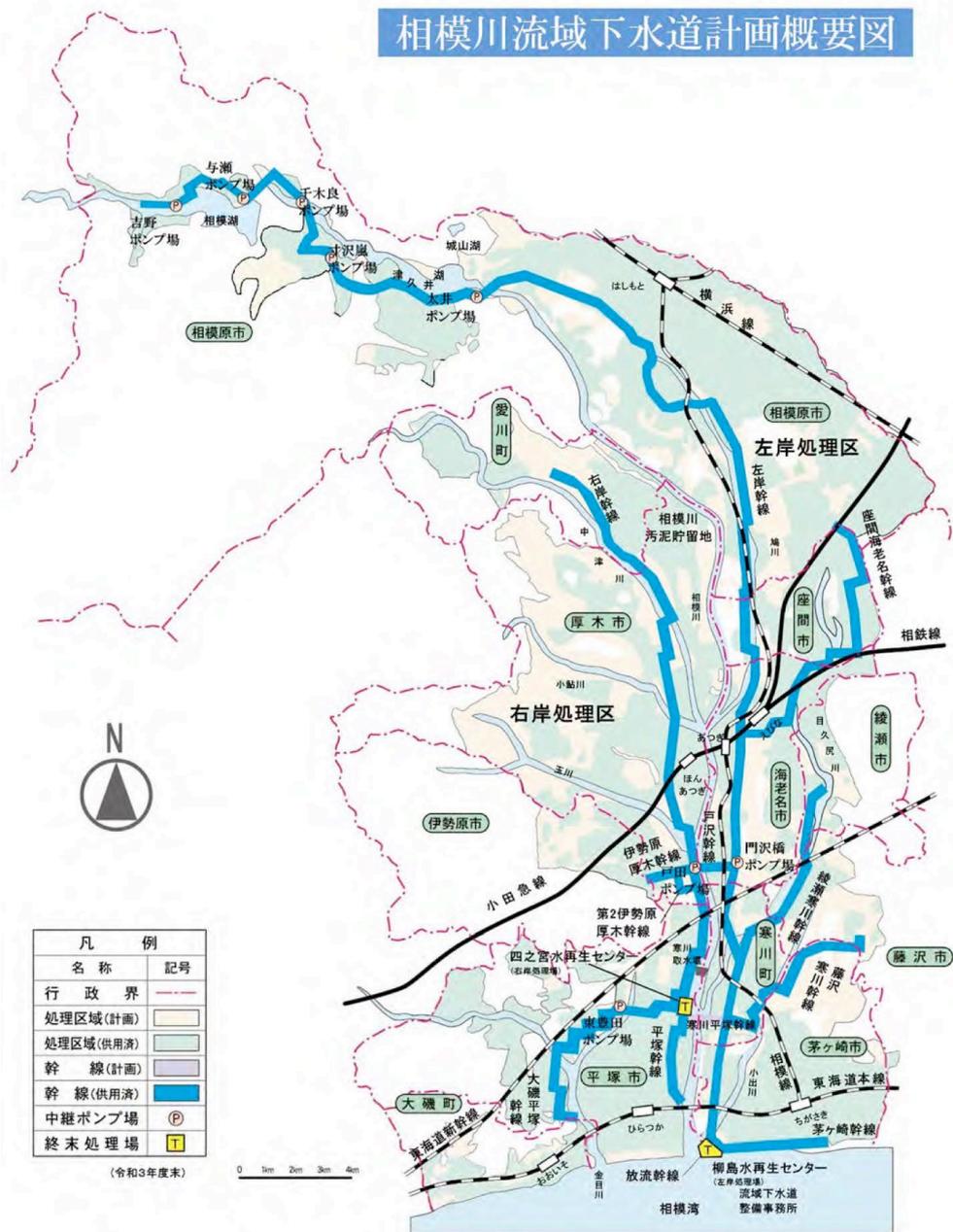
※整備目標年については、平成標記を令和に修正)

## 8. 相模川流域下水道

相模川流域下水道は、昭和 44 年から相模川流域内の 9 市 2 町の区域を対象に事業を着手し、昭和 48 年 6 月に四之宮水再生センター（右岸処理場）、昭和 52 年 12 月に柳島水再生センター（左岸処理場）において、それぞれ一部の市町で処理を開始しました。その後、処理区域を拡大し、現在流域内の 9 市 3 町で事業を実施し、平成 12 年度には、全ての市町で処理を開始しました。

令和 3 年度には、9 市 3 町の下水 651 千立方メートル/日を処理し、令和 3 年度末の流域内普及率は 96.0%となっています。

相模川流域下水道事業を促進し、その円滑な運営を期することを目的に、相模川流域下水道事業連絡協議会を設置しています。



(資料：神奈川県ホームページ、神奈川県の下水道事業 (令和 4 年度))

【相模川流域下水道の整備状況】

令和3年度末までに水処理施設は、全体計画16系列のうち15系列が整備済みです。  
また、管渠が、寒川平塚幹線以外は整備済みであり、ポンプ場はすべて整備済みです。

①処理場施設（水処理施設）

施設名	処理方法	全体計画概要		整備済延長能力等	R3年度末の整備状況（整備率）
		処理能力（m <sup>3</sup> /日最大）	処理系列数		
柳島水再生センター（左岸処理場）	標準活性汚泥法	53.9万	9系列	9系列 53.9千m <sup>3</sup> /日	100% S52.12 処理開始
四之宮水再生センター（右岸処理場）	標準活性汚泥法 +急速ろ過法	39.4万	7系列	6系列 32.3千m <sup>3</sup> /日	86% S48.6 処理開始
合計		93.3万	16系列	15系列 86.2千m <sup>3</sup> /日	92.4%

②管渠

処理区の名称	幹線名	全体計画概要		整備済延長（m）	R3年度末の整備状況（整備率）
		管径（m）	延長（m）		
左岸処理区	左岸幹線	○0.8~4.0	35,860	35,740	100%
	〃（拡大分）	○0.2~0.8	22,320	22,320	100% H2.2 拡大認可
	座間海老名幹線	○2.0~2.6	11,520	11,520	100%
	綾瀬寒川幹線	○1.1~1.5	7,110	7,110	100%
	藤沢寒川幹線	○0.6~1.35	7,360	7,360	100%
	茅ヶ崎幹線	○1.65~2.2	3,980	3,980	100%
	戸沢幹線	○0.6	1,440	1,440	100%
	放流幹線	□2.0~18.00	130	130	100%
	寒川平塚幹線	○2.0	1,470	0	0%
	計		91,190	89,600	98%
右岸処理区	右岸幹線	○0.7~3.2	22,700	22,700	100%
	平塚幹線	○1.65~2.4	3,030	3,030	100%
	伊勢原厚木幹線	○1.0~1.35	1,650	1,650	100%
	第2伊勢原厚木幹線	○1.35	(1,270)	(1,270)	100% ( )改築更新
	大磯平塚幹線	○1.1~1.65	9,310	9,310	100% H2.2 拡大認可
		計		36,690	36,690

③ポンプ場

処理区の名称	ポンプ施設の名称	全体計画概要	整備済能力（m <sup>3</sup> /分）	R3年度末の整備状況（整備率）
		能力（m <sup>3</sup> /分）		
左岸処理区	門沢橋ポンプ場	41.7	41.7	100%
	吉野ポンプ場	1.3	1.3	100%
	与瀬ポンプ場	0.6	0.6	100%
	千木良ポンプ場	2.4	2.4	100%
	寸沢嵐ポンプ場	4.2	4.0	100%
	太井ポンプ場	12.2	10.8	100%
右岸処理区	戸田ポンプ場	41.7	41.7	100% H17.7供用開始
	東豊田ポンプ場	57.7	60.0	100%

（資料：神奈川県下水道事業（令和4年度））

寒川町一般廃棄物処理基本計画

令和6年（2024年）3月

寒川町 発行

環境経済部 環境課

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165

電話：(0467) 74-1111 FAX：(0467) 74-1385